

葉山町
障害者福祉計画

素案
平成29年11月21日

平成30年3月

葉山町

目 次

第1編：総論	1
第1章 計画の概要	3
1. 計画の策定にあたって	3
2. 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ	4
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画の対象者	7
5. 計画の期間	8
第2章 障害のある人を取り巻く状況	9
1. 人口の状況	9
2. 障害のある人の状況	10
3. 障害福祉サービス等の利用状況	14
4. 障害のある子どもの教育環境	17
5. アンケート調査結果のポイント	18
6. 葉山町自立支援協議会の役割	34
第2編：障害者計画	37
第1章 計画の基本的な考え方	39
1. 計画の基本的な方向	39
2. 計画の重点施策	43
第2章 計画の体系	47
基本目標1：こころのバリアフリーの推進	48
1-1：障害に対する正しい理解の促進	48
1-2：ボランティア活動の活性化	50
1-3：スポーツ・レクリエーション活動の促進	52
基本目標2：自立と社会参加の促進	54
2-1：日中活動の場の充実	54
2-2：暮らしの場の確保	56
2-3：移動支援の充実	58
2-4：コミュニケーション支援の充実	60
基本目標3：福祉・生活支援の充実	61
3-1：在宅福祉サービスの充実	61
3-2：施設等利用者への支援の充実	63
3-3：相談体制の充実	64
3-4：発達障害のある子ども等への対応体制の充実	67
3-5：権利擁護の推進	69
3-6：経済的支援の充実	71
基本目標4：保健・医療の充実	73
4-1：予防と健康づくりの充実	73
4-2：障害の早期発見・早期対応	75
基本目標5：雇用と就労支援の充実	76
5-1：就労支援の総合的な推進	76
5-2：就労環境の改善・向上	78
5-3：雇用の場の拡大	79

基本目標6：共に学び共に育つ環境の整備	81
6-1：療育・保育支援の充実	81
6-2：特別支援教育の推進	82
6-3：放課後対策等の充実	84
基本目標7：安心して暮らせる住みよいまちづくり	85
7-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進	85
7-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進	86
第3編：障害福祉計画・障害児福祉計画	89
第1章 計画推進の考え方	91
第2章 障害福祉サービスの見込み量	92
1. 自立支援給付	92
(1) 自立支援給付の概要	92
(2) 自立支援給付の見込み量	94
1 訪問系サービス	94
2 日中活動系サービス	96
3 居住系サービス	104
4 指定相談サービス	107
2. 地域生活支援事業	109
(1) 地域生活支援事業の概要	109
1 必須事業	109
2 任意事業	109
(2) 地域生活支援事業の見込み量	110
1 必須事業	110
2 任意事業	115
第3章 障害児支援事業の見込み量	1107
1. 障害児支援	117
(1) 障害児支援の概要	117
(2) 障害児支援事業の見込み量	1178
第4章 サービスの確保策	11721
第5章 障害福祉サービスの目標値	11722
第4編：計画の推進体制	129
第1章 計画の推進体制	131
1. 計画の周知と住民の理解促進	131
2. 庁内における進捗評価の体制	131
3. 地域ネットワークの強化	132
4. 計画の点検・管理体制	132
5. 国・県との連携	132
第2章 進捗評価の仕組み	133
第5編：資料編	135
1. 葉山町障害者福祉計画策定委員会規則	137
2. 葉山町障害者福祉計画策定委員名簿	138
3. 葉山町障害者福祉計画策定経過	139

第 1 編：総論

第1章 計画の概要

1. 計画の策定にあたって

葉山町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。

町では、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、その後、ニーズの変化や制度改革に伴い、改訂や見直しを繰り返し、平成24年3月には基本計画である「葉山町障害者計画」と市町村障害福祉計画である「葉山町障害福祉計画」を一体的にまとめた「葉山町障害者福祉計画」を策定し、“障害のある人もない人も地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり”を目指して、障害者施策の推進を図ってきました。

本年度は、「葉山町障害福祉計画」（第4期）が計画期間を満了するのに対し、「葉山町障害者計画」は6年の計画期間の折り返し時期を迎えます。また、新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。そこで、「葉山町障害者計画」は実施状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、「葉山町障害福祉計画」は第5期の計画を、「葉山町障害児福祉計画」は第1期の計画を策定し、引き続き『障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり』の実現を目指していきます。

町では、平成24年3月に策定した「葉山町障害者福祉計画」において、可能な限り「障害者」という表現に替えて「障害のある人」という表現を使っています。

「障害」という言葉には否定的な意味合いが強く含まれ、これを避けるために「障碍者」あるいは「障がい者」という表現を使っている例もみられますが、この課題の根幹には単に表記の方法にとどまらない問題が含まれていると思われるため、町が単独で表現方法を変えることでよしとするのではなく、計画の推進を通じて「障害者」に替わる適当な表現を作り出すこと、もしくは「障害」という言葉に含まれる否定的な意味合いを払拭することについて問題提起していくために、「障害のある人」という表現を使っています。

本計画においても、国の法令などに基づく制度、固有名詞や町民からいただいたご意見などの標記を除き、引き続き、可能な限り「障害のある人」という表現を使用することとします。

2. 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ

○障害者の権利宣言

昭和 50 年（1975 年）国連総会において「障害者の権利宣言」が採択されると、我が国においてもノーマライゼーションの理念が紹介され、地域福祉対策に転換することへの要望が高まりはじめました。しかし、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きることこそノーマル（あたり前）である」とするノーマライゼーションの思想は、これまでの“社会福祉の対象としての障害のある人”に対する考え方に大きな転換を求めるものであり、当初は権利宣言が広く理解されるまでには至りませんでした。

○国際障害者年

このため、昭和 56 年（1981 年）を国際障害者年（International Year of Disabled Persons：IYDP）とし、「完全参加と平等（full participation and equality）」をテーマにノーマライゼーションの具体化を目指した国際的なキャンペーンが行われました。

○障害者基本法

平成 5 年には、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、「国連障害者の十年」の国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」を改正し、同年 12 月には、昭和 45 年に制定した「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」として大幅改正しました。これにより障害のある人の自立と社会参加の理念を打ち出すとともに、精神障害のある人を医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障害者」としてはじめて位置づけました。

障害のある人の「完全参加と平等」を目指すことが明らかにされたことや法律の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者であることが明記され、さらに難病患者までを含んだ総合的な施策のための障害者基本計画の策定が法的に位置づけられました。

○障害者プラン、新障害者プラン

平成 7 年には、同法に基づく「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」が策定され、障害者施策の分野ではじめて数値による施策の達成目標を掲げました。

平成 14 年には「障害者基本計画」が閣議決定され、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念のもと、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、平成 24 年度までの障害者施策の基本的方向について明らかにしています。

これにあわせて、平成 19 年度までの 5 か年に重点的に取り組む事項を定めた「重点施策実施 5 か年計画」が策定されました。

○支援費制度

福祉ニーズの増大と多様化に対応するため社会福祉基礎構造改革が進められ、平成 12 年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、障害福祉サービスについても利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15 年 4 月から「支援費制度」が導入されました。

「支援費制度」は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、サービスの利用者数は飛躍的に増加し、サービス量の拡充が図られました。

○障害者自立支援法

支援費制度のもとサービスの拡充が図られてきた一方で、ホームヘルプサービス等の

実施や相談支援体制の整備については、地域による格差、精神障害のある人に対するサービスが不十分といった課題があり、その他にも入所施設から地域への移行、就労支援等の新たな課題への対応等が求められていました。

こうした状況に対応して、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指し、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月（一部は 10 月）から施行されました。

福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、サービス体系全般の見直しが行われ、必要な障害福祉サービスや相談支援等が、地域において計画的に提供されるように、各種事業を推進していくことになりました。

また平成 17 年には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害などの発達障害のある人の支援体制を定めた「発達障害者支援法」が施行されました。

○障害者基本法の改正

平成 18 年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結（日本政府は平成 19 年に署名）に向けた国内法の整備とあわせて、障害者に係る制度の集中的な改革を行う一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部が改正されました。これにより、すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障害者の定義の見直し（「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から「『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に転換し、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないと規定されました）や、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続における配慮”などが新設されました。

○障害者総合支援法

平成 24 年 6 月に「障害者自立支援法」は名称を「障害者総合支援法」に改められました。

町では、このような背景を踏まえ、障害福祉サービスを充実させるため、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく『葉山町障害者福祉計画』を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

○児童福祉法の改正

平成 28 年 6 月に障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、「児童福祉法」が改正されました。これにより、市町村は「障害児福祉計画」を策定し、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めることとなりました。

3. 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者計画」であり、障害者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障害児者への福祉サービスの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

<障害者計画>

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。

<障害福祉計画>

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第 88 条により、策定が義務づけられている計画です。

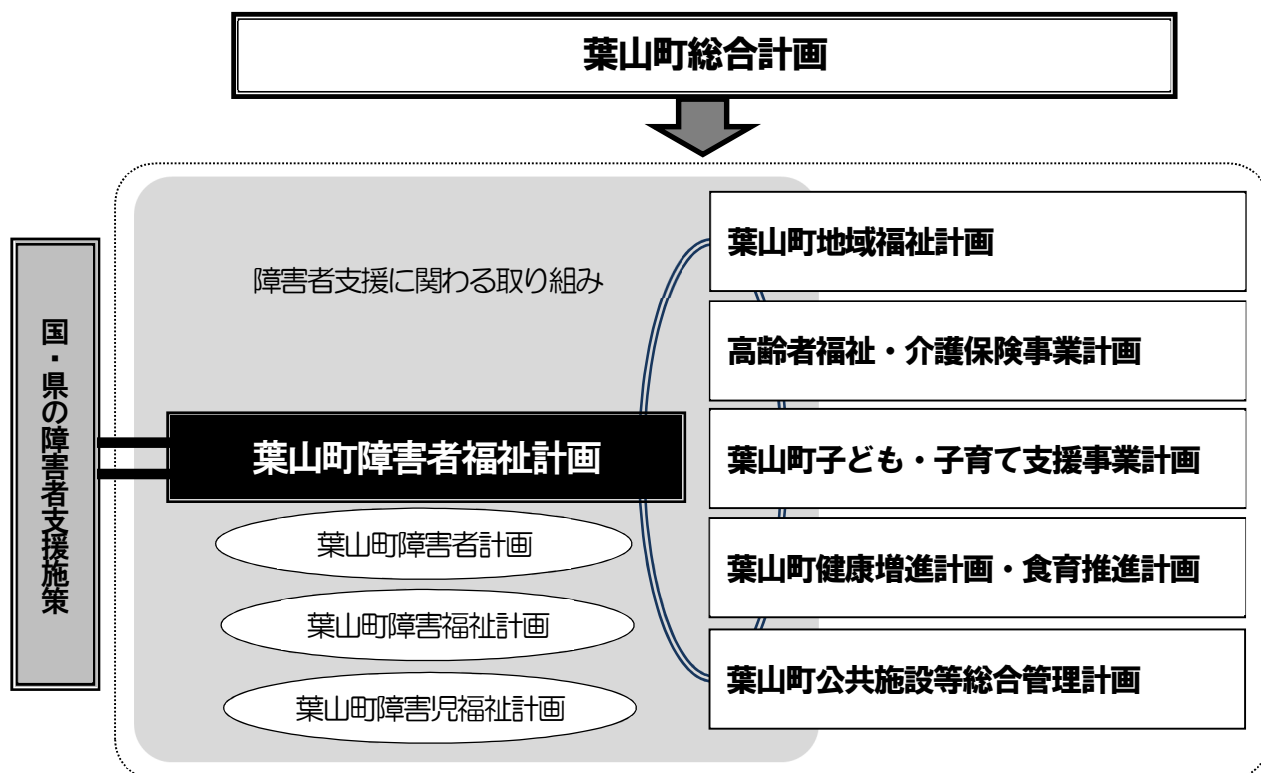
<障害児福祉計画>

「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害児福祉計画の策定は、児童福祉法第 30 条の 20 により、策定が義務づけられている計画です。

計画策定にあたっては、総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。

○諸計画の関係



4. 計画の対象者

この計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などの以下の関連法を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人及び難病患者等を対象とします。

また、高次脳機能障害についても明確に本計画の対象と位置づけて取り組んでいきます。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

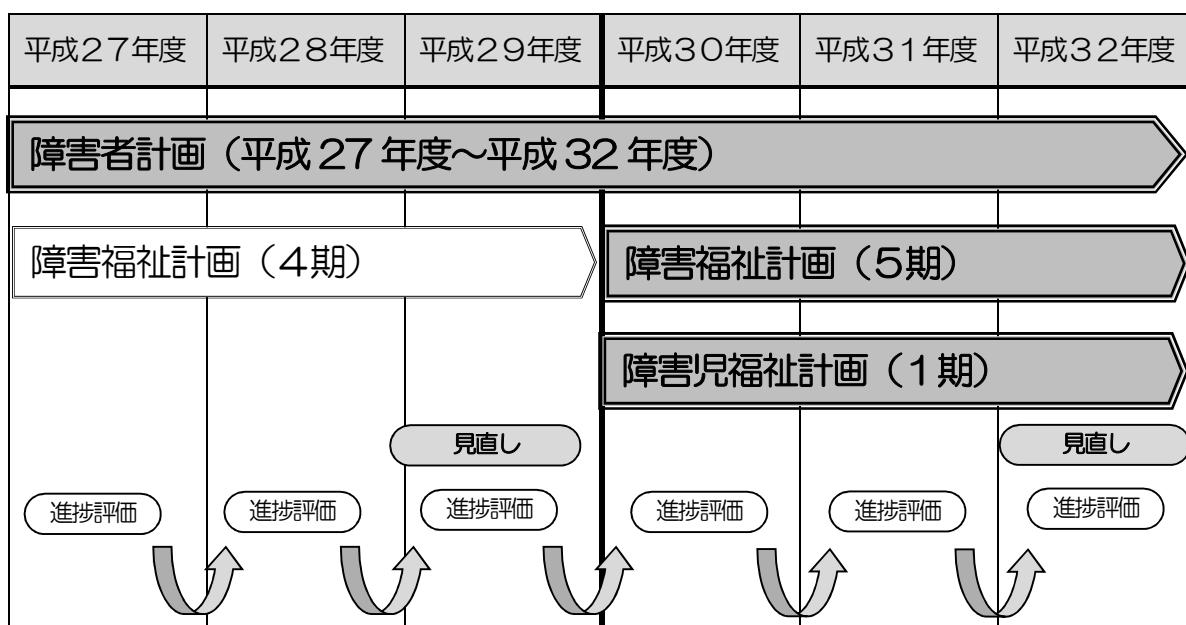
さらに近年、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的なサポートを要する方がいるため、本計画の推進に際しては、“継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある”幅広い方を対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

5. 計画の期間

障害者計画は平成 27 年度（2015 年）から平成 32 年度（2020 年）までの 6 年間の計画となっています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、平成 30 年度（2018 年）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年）を目標年度とする 3 年間の計画となっています。

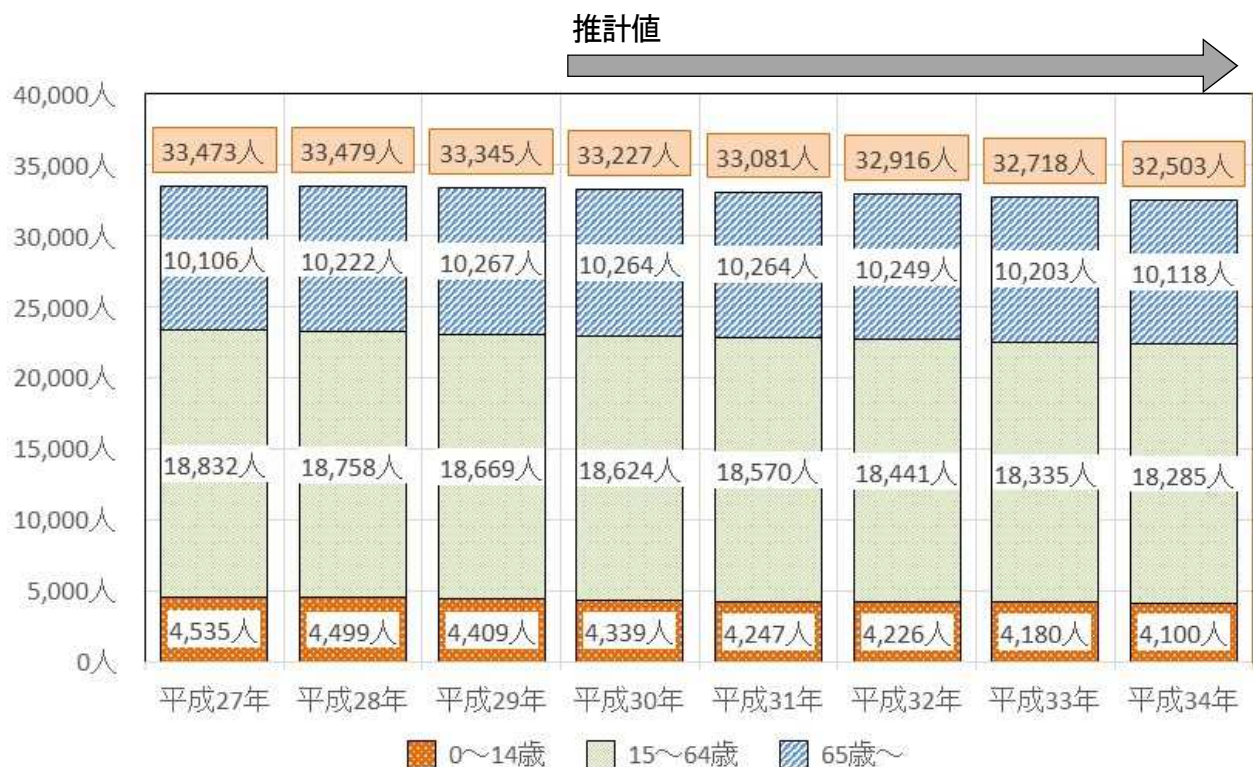
また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。



第2章 障害のある人を取り巻く状況

1. 人口の状況

(1) 人口の推移と推計



※住民基本台帳におけるデータ(10月1日現在)
 ※住民基本台帳、国勢調査、外国人登録者数をもとに推計

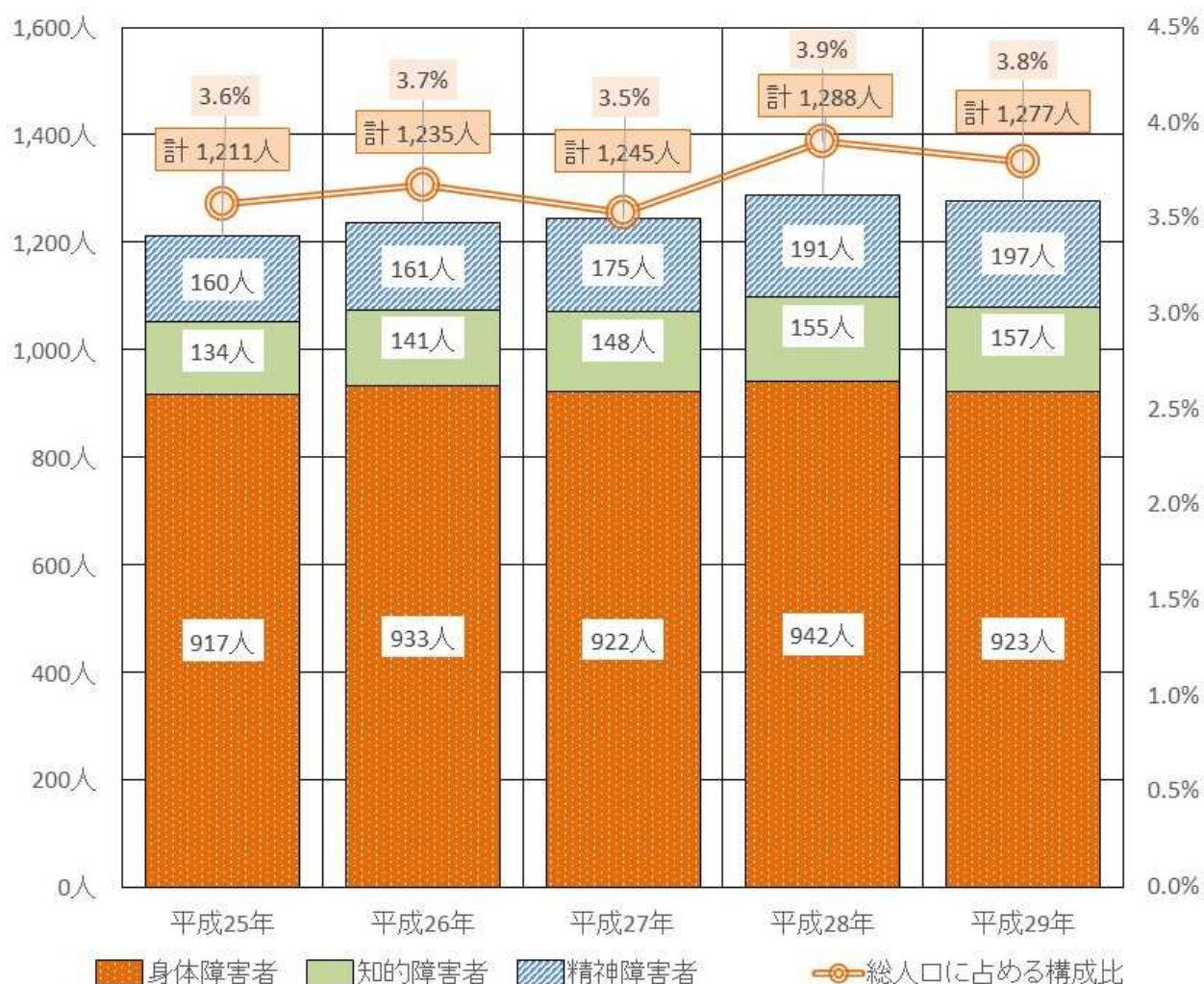
本計画障害者計画の計画期間にあたる平成 27 年から平成 32 年までの総人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成 27 年の ~~33,467~~33,473 人から平成 32 年には ~~32,849~~32,916 人と ~~618~~557 人の減少となっています。

0～14 歳人口、15～64 歳人口も減少傾向にあり、特に 15～64 歳人口は平成 27 年に比べ、平成 32 年には ~~453~~391 人減少し、~~18,676~~18,441 人となっています。

一方、65 歳以上の高齢者数については平成 ~~30~~29 年まで増加傾向にあり ましたが、平成 ~~30~~32 年の推計は ~~10,081~~10,249 人となっています 減少傾向にあります。平成 33 年以降も、どの年代においても減少となっています。

2. 障害のある人の状況

(1) 障害者数の推移



葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

※神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)

平成 25 年から平成 29 年までの障害者数の推移（身体障害者：身体障害者手帳所持者、知的障害者：療育手帳所持者、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者）をみると、3 障害の合計数は増加傾向にあり、平成 25 年の 1,211 人から平成 29 年には 1,277 人と、66 人の増加となっています。障害者数が総人口に占める割合をみても、平成 25 年の 3.6%から、平成 29 年には 3.8%とわずかながら割合が高くなっています。

障害別にみると、身体障害者は年によって増減がありますが、知的障害者、精神障害者は年々増加しています。

各年とも身体障害者が最も多く、障害者全体の 8 割前後を占めていますが、身体障害者が占める割合は減少し、知的障害者、精神障害者の占める割合が増えています。

(2) 身体障害者の状況

障害種別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	45人	47人	50人	49人	57人
聴覚障害	73人	73人	74人	76人	71人
音声・言語障害	2人	2人	2人	1人	1人
肢体不自由	467人	477人	459人	457人	442人
内部障害	330人	334人	337人	359人	352人
合計	917人	933人	922人	942人	923人

障害等級	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	359人	357人	358人	366人	363人
内18歳未満	5人	4人	2人	2人	3人
2 級	153人	154人	148人	148人	141人
内18歳未満	1人	2人	1人	1人	3人
3 級	126人	137人	133人	137人	129人
内18歳未満	5人	6人	6人	5人	3人
4 級	203人	198人	195人	199人	195人
内18歳未満	0人	0人	0人	0人	1人
5 級	30人	35人	36人	41人	45人
内18歳未満	1人	0人	1人	1人	1人
6 級	46人	52人	52人	51人	50人
内18歳未満	1人	1人	0人	0人	0人
合 計	917人	933人	922人	942人	923人
内18歳未満	15人	13人	10人	9人	11人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

身体障害者の障害種別や等級の内訳をみると、障害種別においては内部障害が増加傾向を示しています。

等級については、5 級が増加傾向を示していますが、身体障害者に占める割合としては各年とも 1 級の占める割合が最も高くなっています。

(3) 知的障害者の状況

障害程度		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A 1		68人	68人	68人	71人	70人
A 2						
	内18歳未満	12人	11人	12人	13人	13人
B 1		31人	37人	39人	36人	36人
	内18歳未満	3人	3人	7人	4人	4人
B 2		35人	36人	41人	48人	51人
	内18歳未満	12人	16人	18人	25人	23人
合 計		134人	141人	148人	155人	157人
	内18歳未満	27人	30人	37人	42人	40人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

療育手帳には、障害の程度により、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の区分があります。

知的障害者の障害の程度についてみると、B 2（軽度）は増加傾向にありますが、B 1（中度）以上は減少傾向を示しています。

(4) 精神障害者の状況

障害等級	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	30人	28人	29人	38人	37人
2 級	99人	101人	103人	113人	119人
3 級	31人	30人	43人	40人	41人
合 計	160人	161人	175人	191人	197人

※神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者についてみると、1 級は減少しているものの全体的には増加傾向にあります。特に2 級の増加が顕著となっています。

2 級が手帳所持者全体に占める構成比も、平成 29 年には 60.4%と高い割合になっています。

(5) 障害支援区分の状況

障害支援 区分あり	区分なし	合 計
95人	96人（内児童51人）	191人

障 害 支援区分	区分別計	比 率
区分 1	0人	0%
区分 2	22人	23.16%
区分 3	22人	23.16%
区分 4	19人	20.00%
区分 5	17人	17.89%
区分 6	15人	15.79%
合 計	95人	100%

※平成29年3月31日現在

障害者自立支援制度では、サービスを利用する前に、障害者の心身の状態を表す「障害支援区分」を認定します。

平成 28 年度末時点の障害支援区分の有無をみると、サービスの支給決定を受けている人の内、区分ありが 95 人、区分なしが 96 人となっています。

障害支援区分の内訳をみると、区分 2 と区分 3 が多く、区分 1 が少ない状況となっています。

☆障害者自立支援制度では、障害者の心身の状態を表す「障害支援区分」に応じて希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを考慮して利用するサービスの種類や量を市町村が決定（支給決定）します。

3. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス

①自立支援給付・障害児通所支援

介護給付・訓練等給付サービスの利用実績は、以下のとおりです。

(平成29年3月提供・4月審査分)

サービス種類	支給決定者数	利用者数	利用回数
訪問系サービス	23人	18人	266.5時間
居宅介護	20人	17人	248.5時間
うち身体介護中心	5人	5人	133.5時間
うち通院介助中心（身体あり）	4人	2人	7時間
うち家事援助中心	16人	13人	108時間
うち通院介助中心（身体なし）	1人	0人	0時間
うち通院等乗降介助		0人	0回
重度訪問介護	0人	0人	0時間
行動援護	1人	0人	0時間
同行援護（身体あり）	2人	1人	18時間
同行援護（身体なし）	0人	0人	0時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	
日中活動系サービス	117人	108人	1,954人日
生活介護	57人	56人	1,101人日
自立訓練（機能訓練）	2人	1人	22人日
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人日
宿泊型自立訓練	0人	0人	0人日
就労移行支援	6人	4人	63人日
就労移行支援（養成施設）	0人	0人	0人日
就労継続支援（A型）	9人	9人	170人日
就労継続支援（B型）	43人	38人	598人日
短期入所	25人	7人	24人日
療養介護	2人	2人	54日
共同生活援助	17人	17人	493日
施設入所支援	18人	17人	519日
小計	202人	169人	
サービス利用計画作成費	139人	15人	
児童発達支援・放課後等デイサービス	52人	51人	365日
障害児支援利用計画作成費	52人	4人	
総計	445人	239人	

②自立支援医療

自立支援医療の利用実績は、以下のとおりです。

(平成 28 年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
自立支援医療	身体に障害を持つ方の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病をお持ちの方が通院するための医療費を助成します。 利用にあたっては、事前申請により医療サービスの必要性の認定を受けて、医療サービスを受けることができます。	
更生医療		23人/年
育成医療		3人/年
精神通院医療		354人/年

③補装具費の支給

補装具費の支給実績は、以下のとおりです。

(平成 28 年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
補装具費支給	障害者（児）の失われた部位や障害のある部位を補い、日常生活を容易にするための補装具の購入費または修理費を支給します。	52人/年 (購入30人) (修理22人)

<対象となる補装具>

視覚障害児者	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴覚障害児者	補聴器
音声・言語機能障害児者	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児者	義手・義足・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・座位保持装置・歩行補助杖（T字杖を除く）
肢体不自由児	座位保持椅子・起立保持具・排便補助具・頭部保持具
呼吸器・心臓機能障害者	車椅子・電動車椅子

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用実績は、以下のとおりです。

(移動支援・日中一時は平成 29 年 3 月提供・4 月審査分、その他は平成 28 年度年間利用分)

サービス種類	利用者数	利用回数
障害者相談支援事業		
支援センター風		延3,002人/年
地域生活サポートセンターとらいむ		延379人/年
葉山町こころの相談室ポート		延836人/年
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者派遣	11人	24回/年
手話通訳者設置	5人	34回/年
日常生活用具給付事業	128人	693件/年
移動支援事業	29人	431時間/月
地域活動支援センター事業	とらいむ 28人	延58人/年
	ポート 83人	延5,528人/年
日中一時支援事業	0人	0日/月

(3) その他の福祉サービス

障害者総合支援法とは別に町が独自に実施するサービスの利用実績は、以下のとおりです。

(平成 28 年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数	利用回数
雇用報奨金支給事業	障害のある人を雇用する事業者に雇用報奨金を支給します。	7人	6事業所
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。	1人	72回/年（月6回）
送迎サービス	移動が困難な重度障害者にハンディキャブにより送迎を支援します。	75人	510回/年
住宅設備改良費補助事業 ※国・県補助あり	重度障害者の在宅生活を支援するため、住宅改良費用を助成します。	3人	・外階段幅拡幅、手摺取付工事 ・手摺設置 ・階段転落防止扉設置工事 ・玄関、トイレ、廊下、洗面の手摺設置工事
重度障害者燃料費助成事業	重度障害者の社会参加促進を図るため、燃料費の助成又はタクシー券を交付します。	184人	10回/月
重度障害者タクシー券交付事業		363人	24枚/年 (1枚600円)
障害児者通所交通費支給事業	経済的負担軽減を図るため、障害者施設の入所・通所に係る交通費を助成します。	73人	37施設
障害者福祉施設利用者助成事業	障害者施設のグループホームまたはケアホームに入居している障害者に対し家賃の一部を助成します。	13人	月額10,000円（上限）
重度障害者医療助成事業	経済的負担軽減を図るため、重度障害者の医療費（自己負担分）を助成します。	394人	・身体手帳 1～2 級、 ・身体 3 級かつ知能指数 50以下 ・知能指数35以下 ・精神手帳 1 級

4. 障害のある子どもの教育環境

(1) 保育園等における状況

町内の保育園等の障害児数は以下のとおりです。

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保育園	施設数	2施設	2施設	3施設	5施設	5施設
	障害児数	2人	2人	1人	2人	2人
障害児通園施設	施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
(たんぽぽ教室)	通園児数	33人	23人	26人	22人	24人

※子ども育成課(各年4月1日現在)

(2) 小中学校における状況

町内の小中学校の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

特別支援学級		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学校 (4校)	学級数	10クラス	11クラス	11クラス	11クラス	12クラス
	在学者数	37人	50人	48人	46人	49人
	職員数	24人	25人	26人	28人	28人
	(内常勤数)	(11人)	(11人)	(13人)	(13人)	(14人)
中学校 (2校)	学級数	6クラス	6クラス	6クラス	4クラス	6クラス
	在学者数	15人	15人	16人	15人	23人
	職員数	10人	10人	12人	9人	13人
	(内常勤数)	(6人)	(6人)	(7人)	(5人)	(7人)

※学校教育課(各年5月1日現在)

(3) 通級指導教室の状況

町内の通級指導教室の在籍者通級児数は以下のとおりです。

通級指導教室		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
言語障害 通級指導教室	通級児数	26人	42人	43人	43人	42人
	職員数	2人	3人	3人	3人	4人

※学校教育課(各年4月1日現在)

5. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

この調査は、葉山町障害者福祉計画（計画期間：平成 27 年から 32 年）の策定や施策推進の基礎資料として、町民の皆さまの障害や障害のある人に対する意識、今後の障害者施策に対する意向などを把握することを目的に実施しました。

2) 調査の方法

調査対象者と抽出方法

- ◎障害のある人：町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人及び精神障害者自立支援医療の受給者の人
- ◎一般町民：町内在住の 18 歳以上の町民から無作為に抽出した 300 人

調査時期

平成 26 年 6 月 27 日～7 月 11 日

調査方法

郵送調査

3) 回収状況

	発送数	回収数	回収率
障害のある人	1,384 人	710 人	51.3%
身体障害者手帳の所持者	907 人	510 人	56.2%
療育手帳の所持者	144 人	65 人	45.1%
精神障害者保健福祉手帳の所持者	172 人	87 人	50.6%
自立支援医療の受給者 （精神障害者保健福祉手帳所持者は除く）	161 人	48 人	29.8%
一般町民	300 人	106 人	35.3%

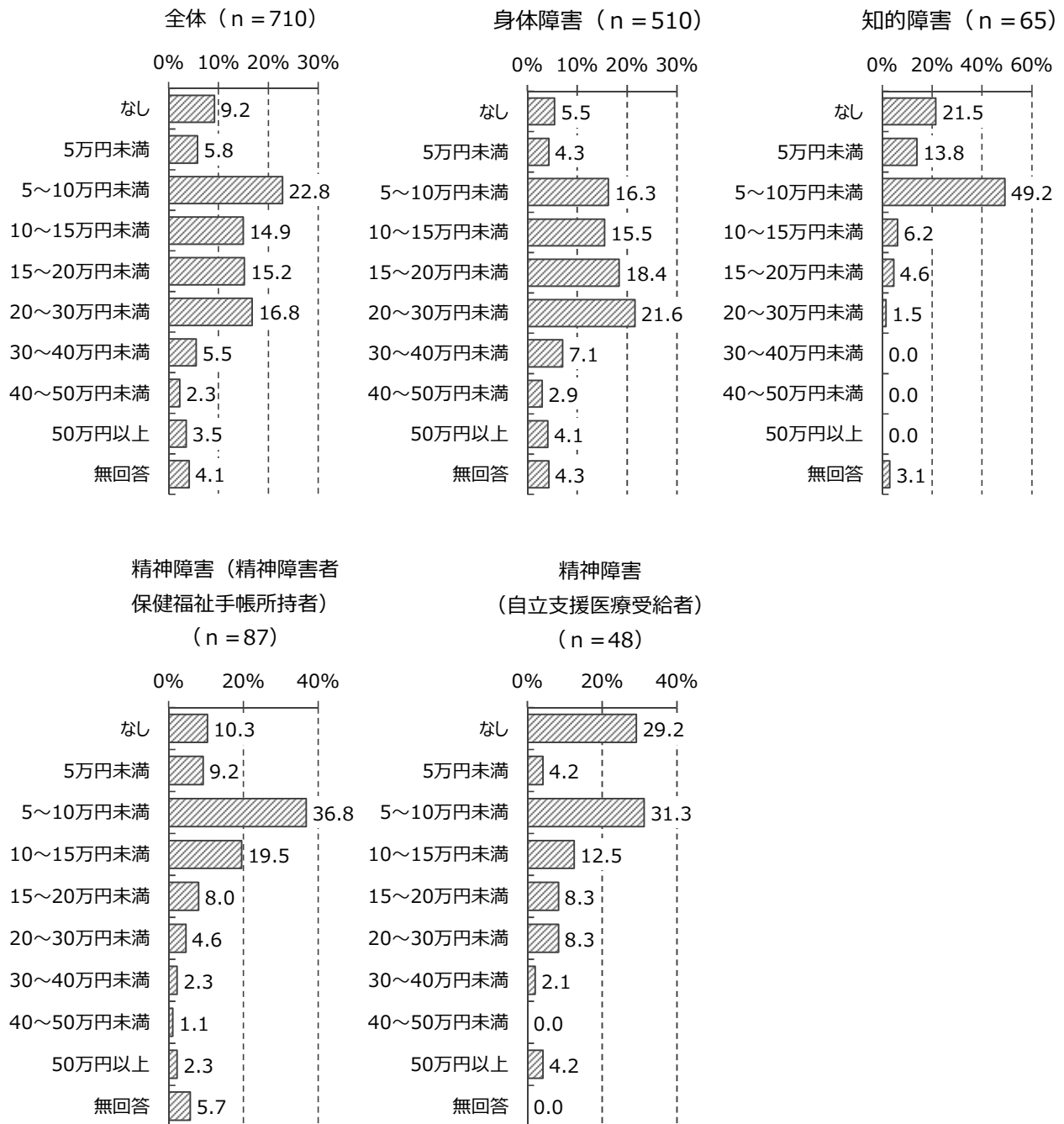
4) 調査結果の表記に関する注意事項

- ・調査結果の％表記については、小数第 2 位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも 100% になるとは限りません。
- ・複数回答の質問は、回答数を 100% として各選択肢の％を算出しているため、合計が 100% を超えることがあります。
- ・図表中の n は回答者数を示しています。
- ・図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

(2) 調査結果のポイント

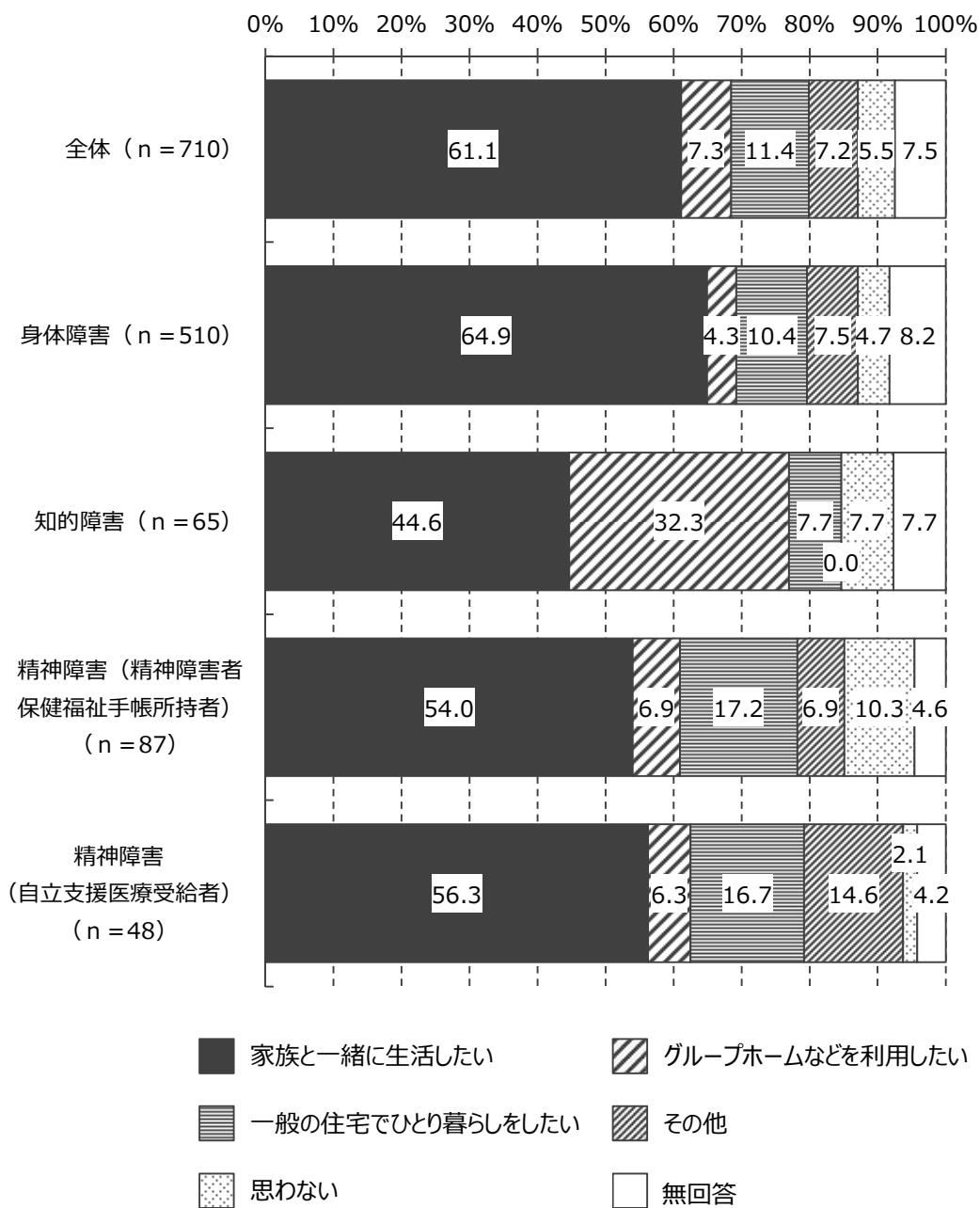
1) 障害のある人調査

◎月収について（障害のある人調査）



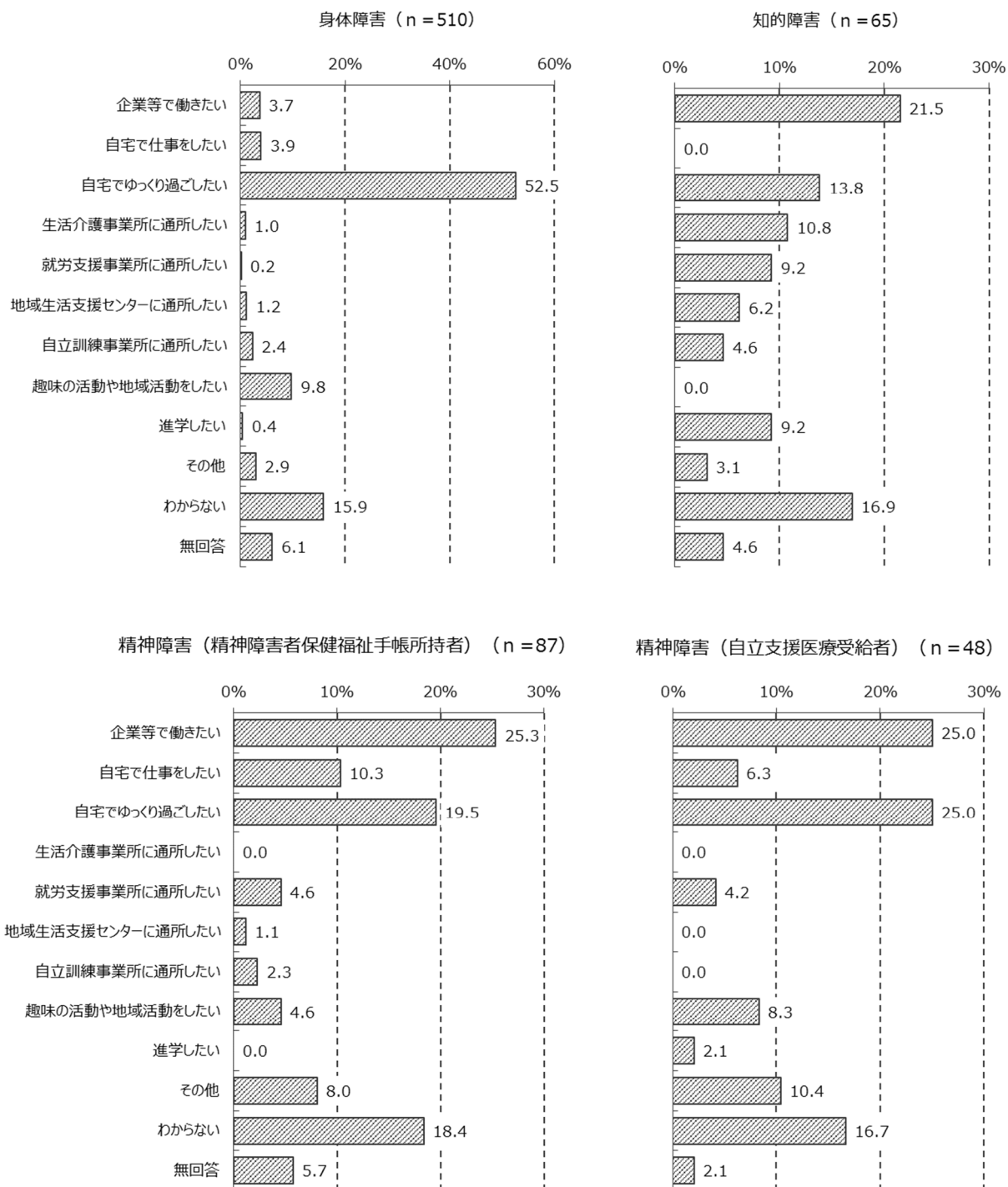
☆月収は、身体障害では「20～30万円未満」が2割。知的障害、精神障害、精神障害（自立支援医療）では「5～10万円未満」が多く、知的障害、精神障害（自立支援医療）では「なし」という回答も2割を超える。

◎地域での生活意向について（障害のある人調査）



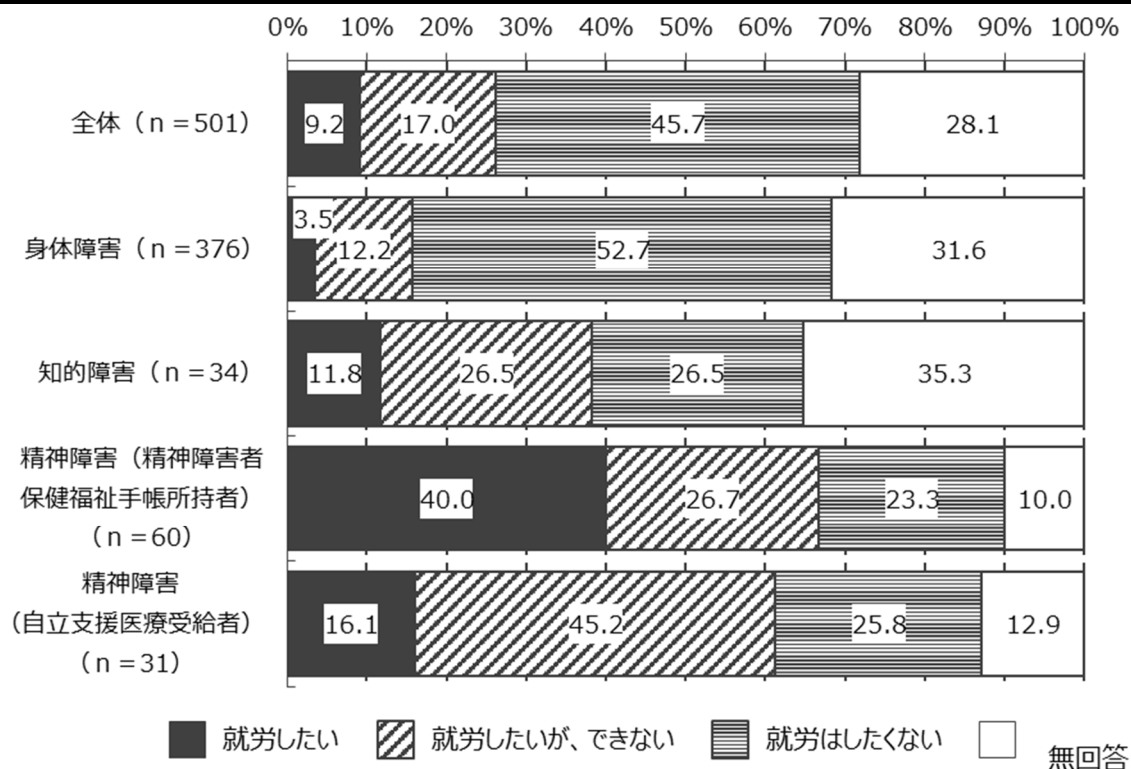
☆いずれの障害においても将来も「家族と一緒に暮らしたい」という意向が強いものの、知的障害では「グループホームなどを利用したい」が3割を超え、精神障害、精神障害（自立支援医療）では「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」という回答が15%以上を占める。

◎5年後の過ごし方について（障害のある人調査）



☆5年後の暮らし方の希望としては、回答者に高齢者が多いこともあり、身体障害では「自宅でゆっくり過ごしたい」が半数を超える。知的障害、精神障害、精神障害（自立支援医療）では年齢も若く月収も少ないことから「企業等で働きたい」が2割を超える。

◎今後の就労意向について（障害のある人調査）



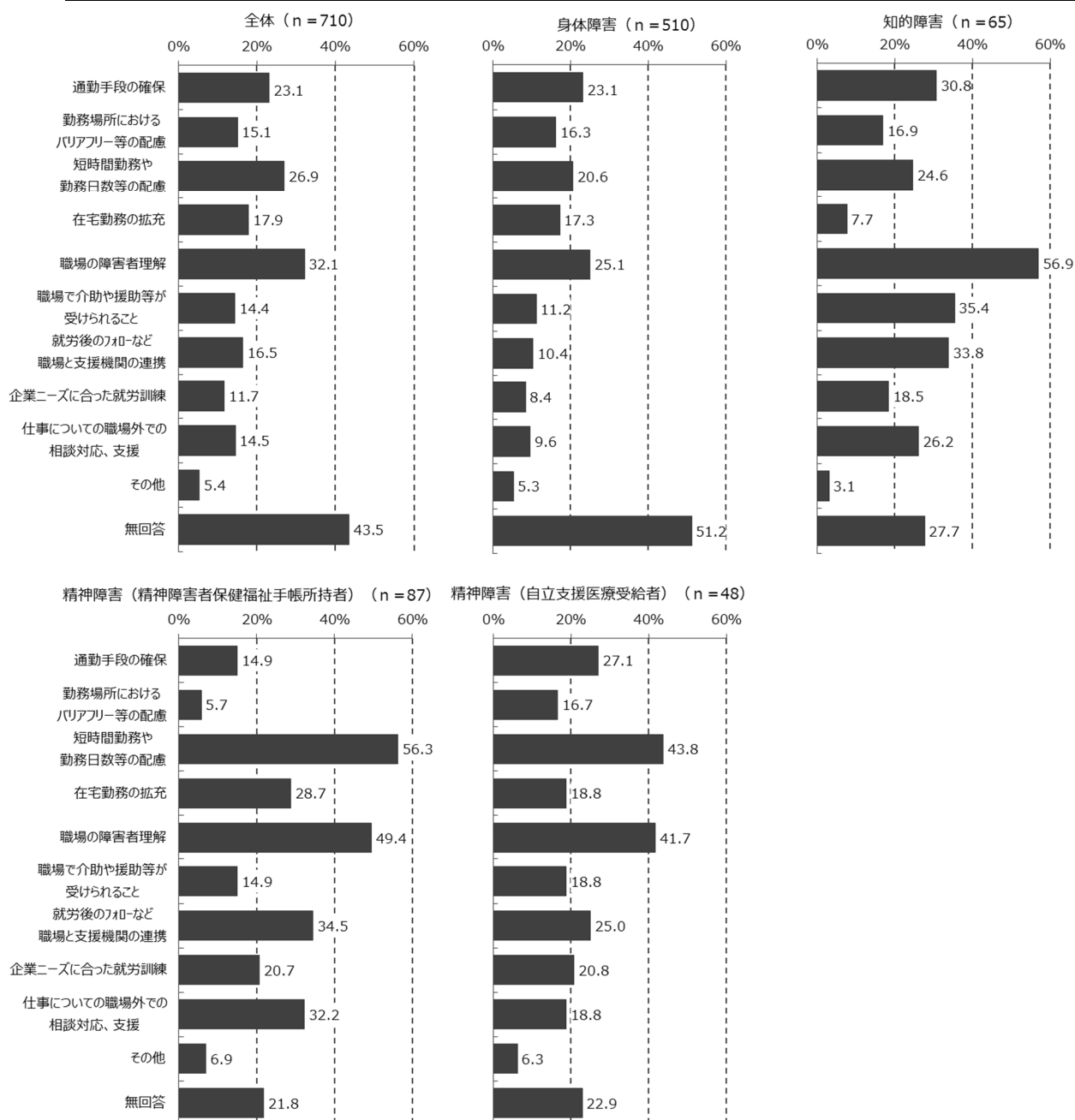
	身体障害					知的障害					精神障害 (精神障害者手帳所持者)					精神障害 (自立支援医療受給者)				
		18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	無回答		18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	無回答		18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	無回答		18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	無回答
全体	376人	0人	47人	328人	1人	34人	1人	27人	6人	0人	60人	0人	52人	8人	0人	31人	1人	20人	9人	1人
就労したい	3.5	0.0	10.6	2.4	0.0	11.8	100.0	11.1	0.0	0.0	40.0	0.0	44.2	12.5	0.0	16.1	0.0	25.0	0.0	0.0
就労したいが、できない	12.2	0.0	25.5	10.4	0.0	26.5	0.0	29.6	16.7	0.0	26.7	0.0	28.8	12.5	0.0	45.2	0.0	55.0	33.3	0.0
就労はしたくない	52.7	0.0	40.4	54.6	0.0	26.5	0.0	22.2	50.0	0.0	23.3	0.0	19.2	50.0	0.0	25.8	0.0	20.0	33.3	100.0
無回答	31.6	0.0	23.4	32.6	100.0	35.3	0.0	37.0	33.3	0.0	10.0	0.0	7.7	25.0	0.0	12.9	100.0	0.0	33.3	0.0

☆就労、通園・通学していない人に就労をしたいと思うかを聞いたところ、全体では「就労したい」と回答した人が9.2%、「就労したいが、できない」人が17.0%、「就労はしたくない」人が4割以上を占める。

☆障害種別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労したい」（40.0%）、自立支援医療受給者では「就労したいが、できない」（45.2%）、身体障害では「就労はしたくない」（52.7%）と回答する人の割合が高い。

☆各対象の回答者の年齢別の内訳をみると、65歳以上では「就労はしたくない」という回答の割合が高く、64歳以下の若い世代では「就労したい」、「就労したいが、できない」という就労意向が強い。

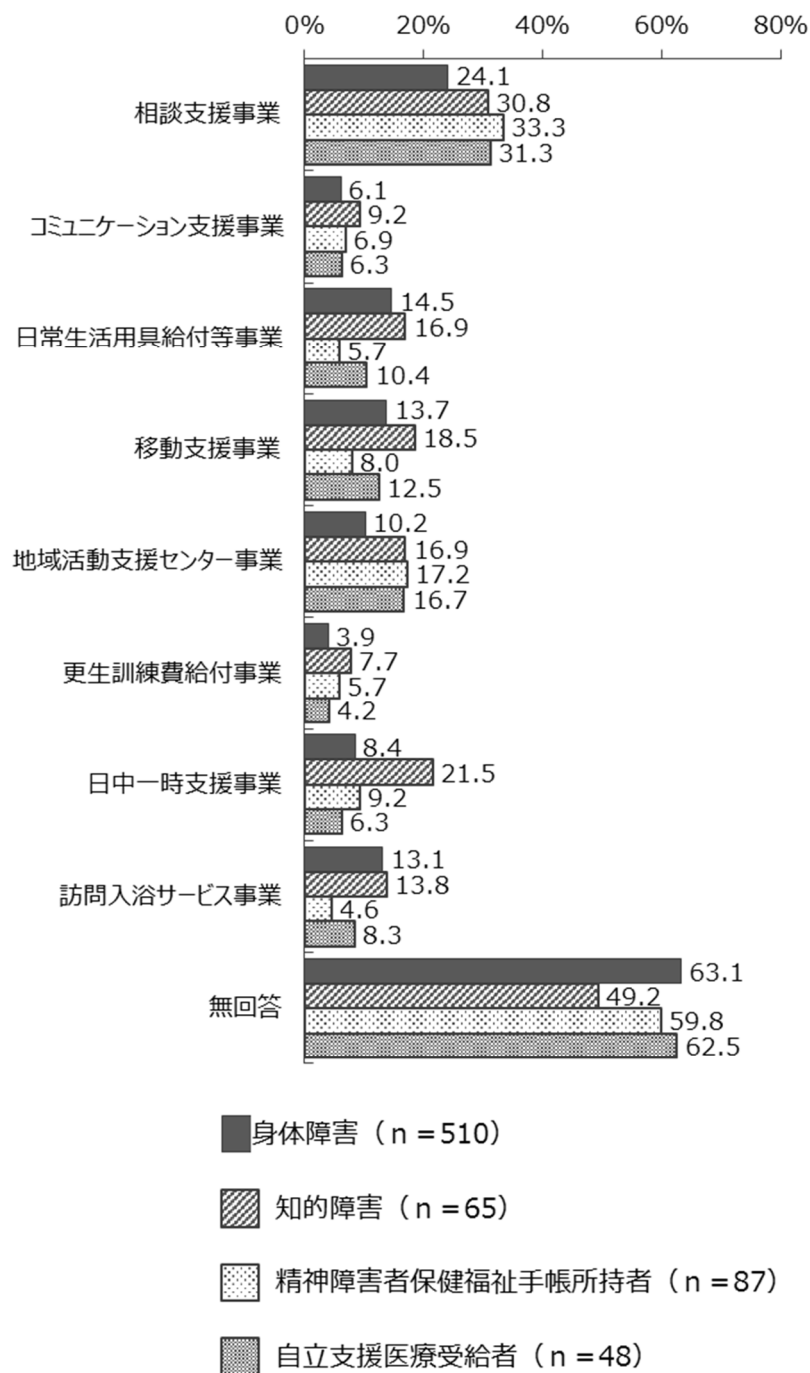
◎就労支援として必要なことについて（障害のある人調査）



☆障害者の就労支援として必要だと思うことは、全体では「職場の障害者理解」（25.1%）、「通勤手段の確保」（23.1%）、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（20.6%）をあげる人が2割台が多い。

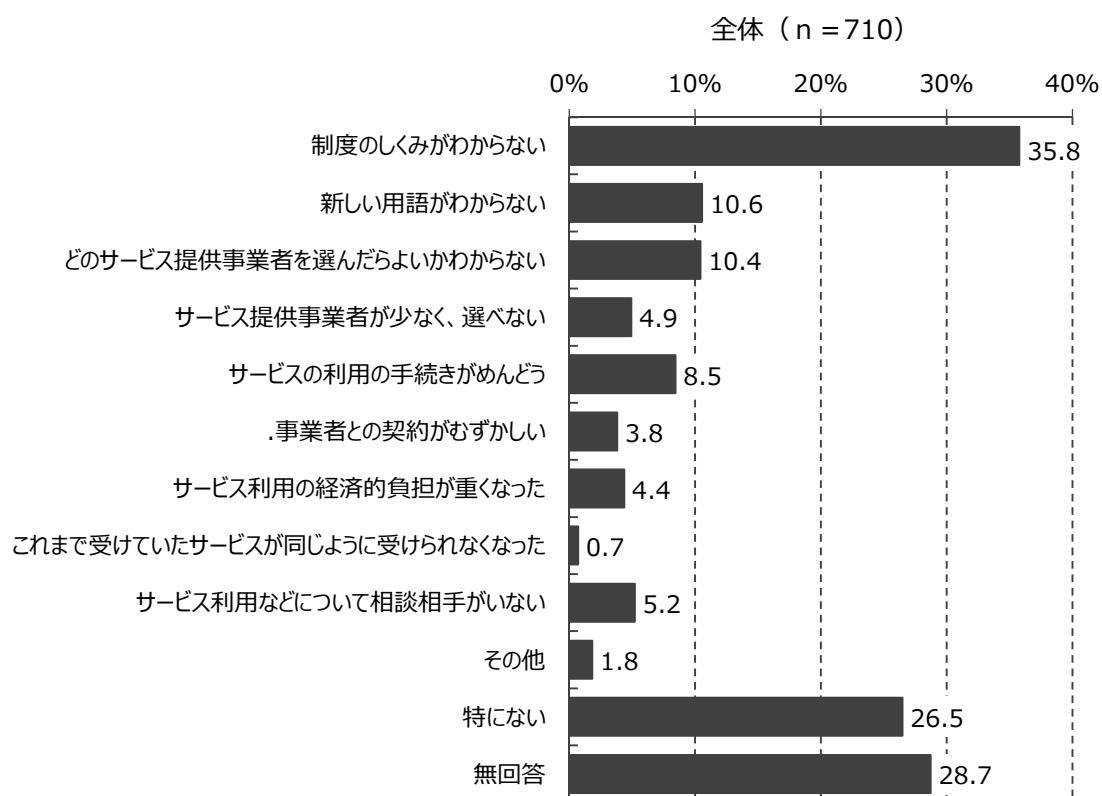
☆障害種別にみると、知的障害では「職場の障害者理解」（56.9%）、精神障害者保健福祉手帳所持者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（56.3%）をあげる人の割合が特に高く、その他、知的障害、精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」、知的障害では「職場で介助や援助等が受けられること」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「仕事についての職場外での相談対応、支援」の割合が3割以上と他の障害種別に比べて高い。

◎地域生活支援事業の今後の利用意向について（障害のある人調査）



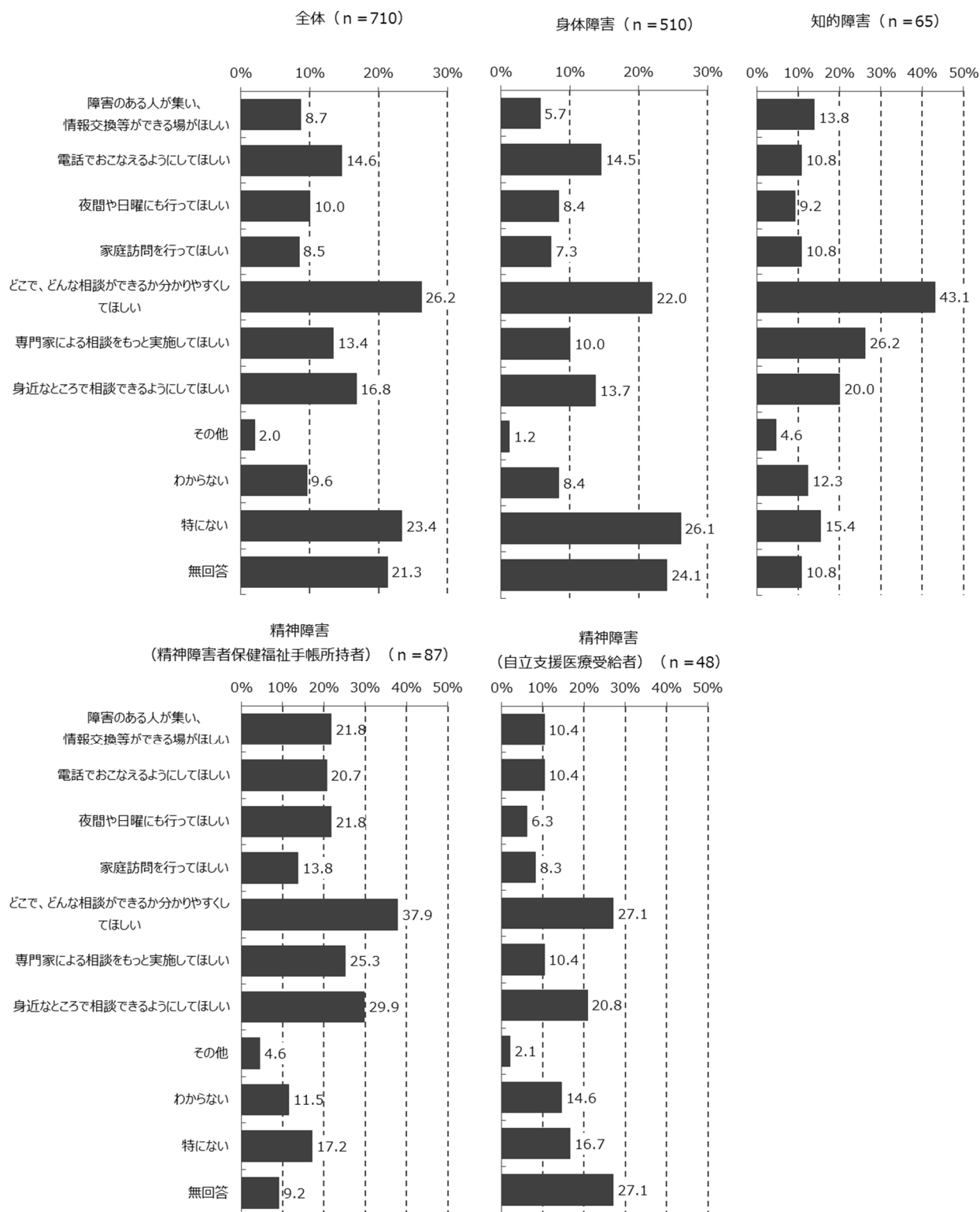
☆今後利用したいサービスとしてはいずれの障害においても「相談支援」の利用意向が高い。

◎障害福祉サービスの利用についての困りごとについて（障害のある人調査）



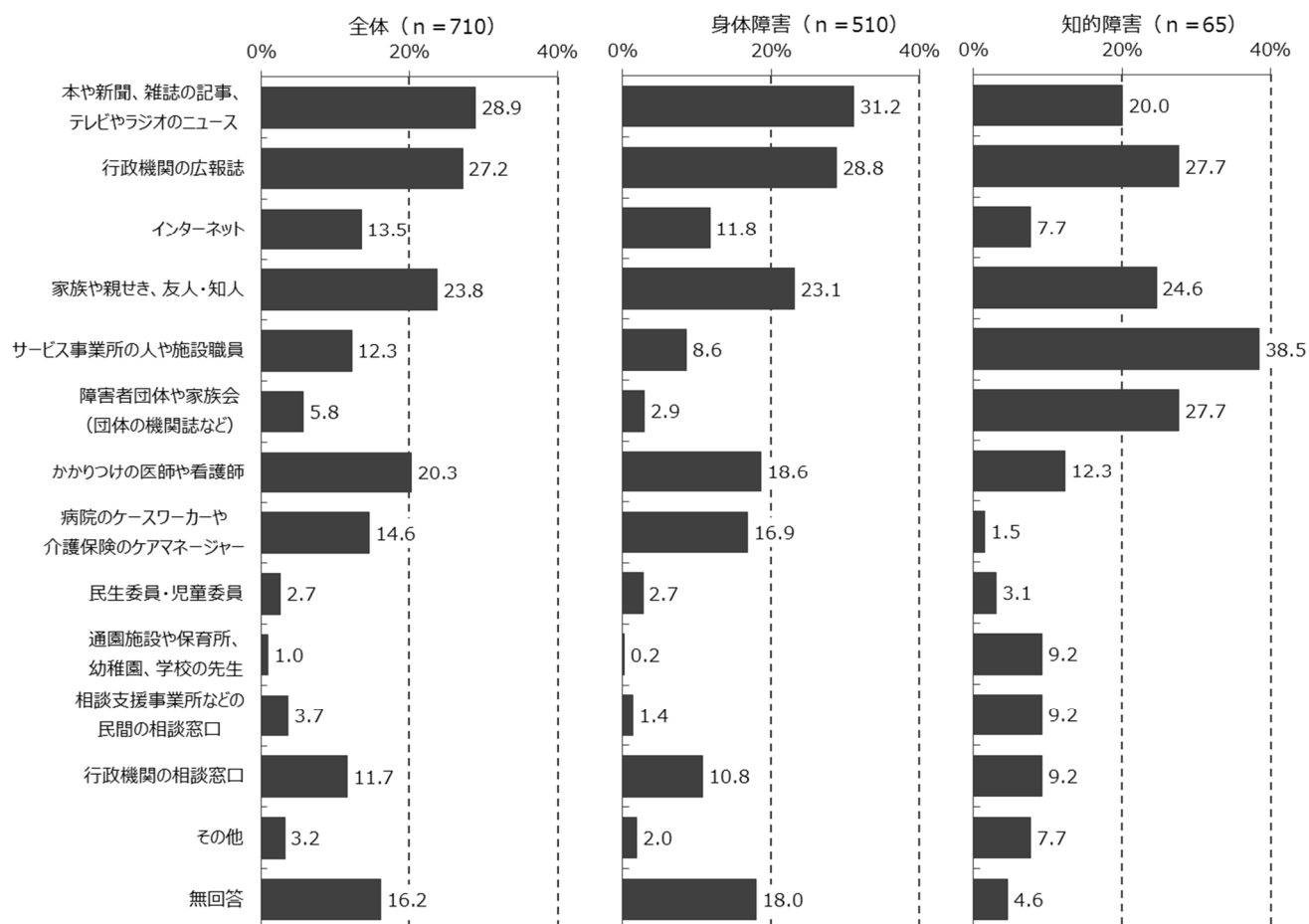
☆障害福祉サービスの利用については、すべての障害において「制度のしくみがわからない」ことが問題となっている。

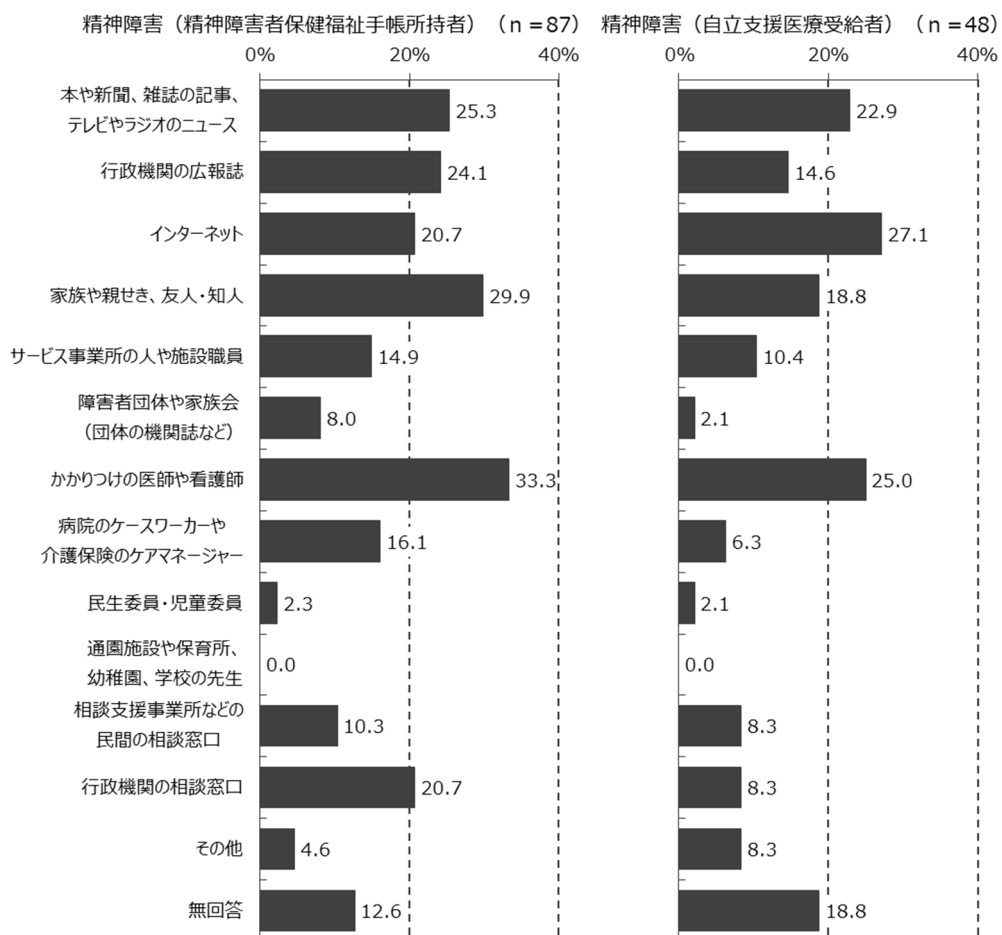
◎相談するために必要なことについて（障害のある人調査）



☆困ったときの相談等の際にしてほしいこととしては、いずれの障害種別でも「どこで、どんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」が最も多い。また、精神障害者保健福祉手帳所持者の約3割が「身近なところで相談できるようにしてほしい」としている。

◎障害や福祉サービスに関する情報の入手先について（障害のある人調査）



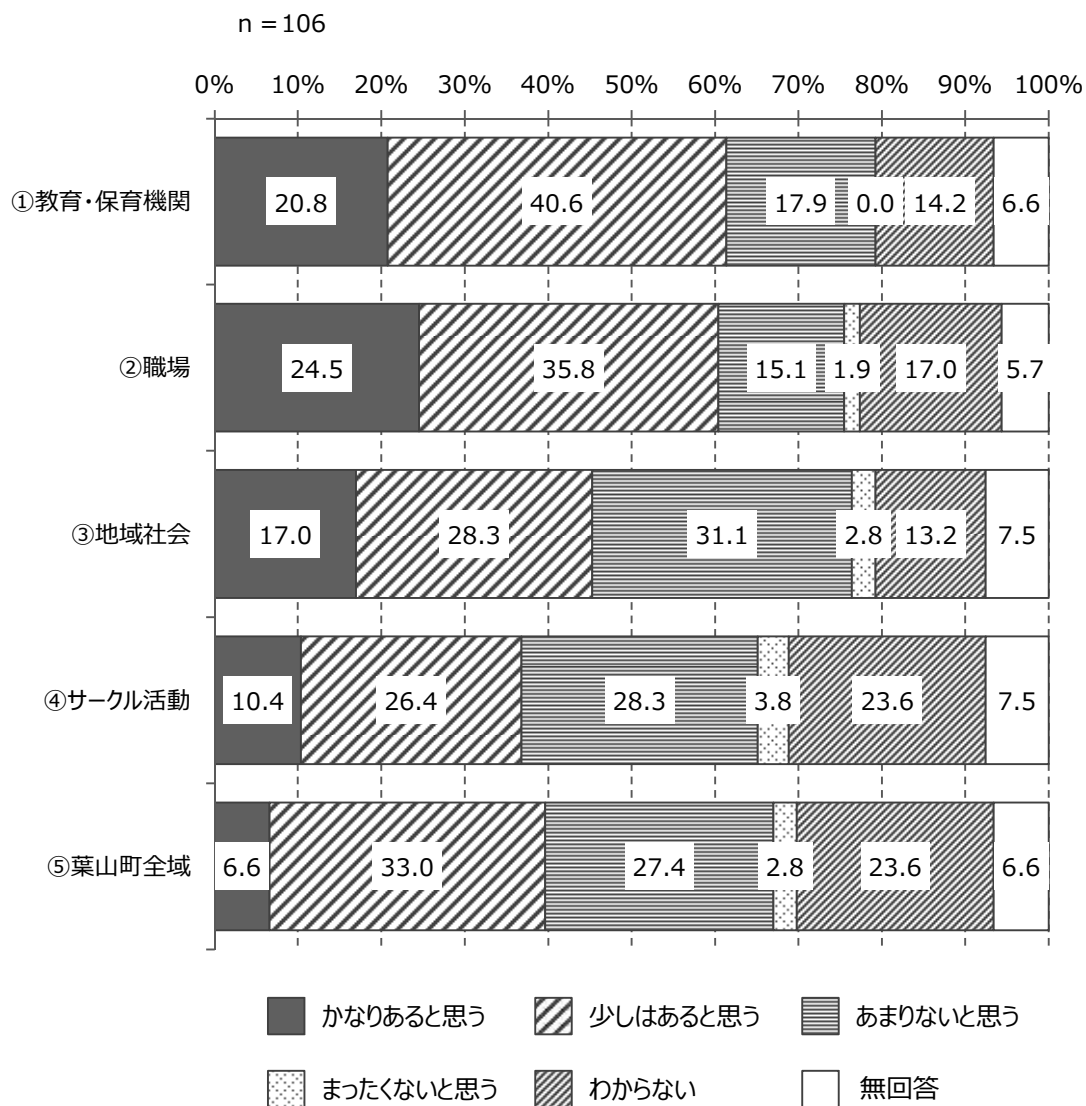


☆障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先は、全体では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 28.9%で最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が 27.2%、「家族や親戚、友人・知人」が 23.8%、「かかりつけの医師や看護師」が 20.3%で続いている。

☆障害種別にみると、知的障害では「サービス事業所の人や施設職員」（38.5%）、「障害者団体や家族会（団体の機関誌など）」（27.7%）の割合が他の障害種別に比べて高い。

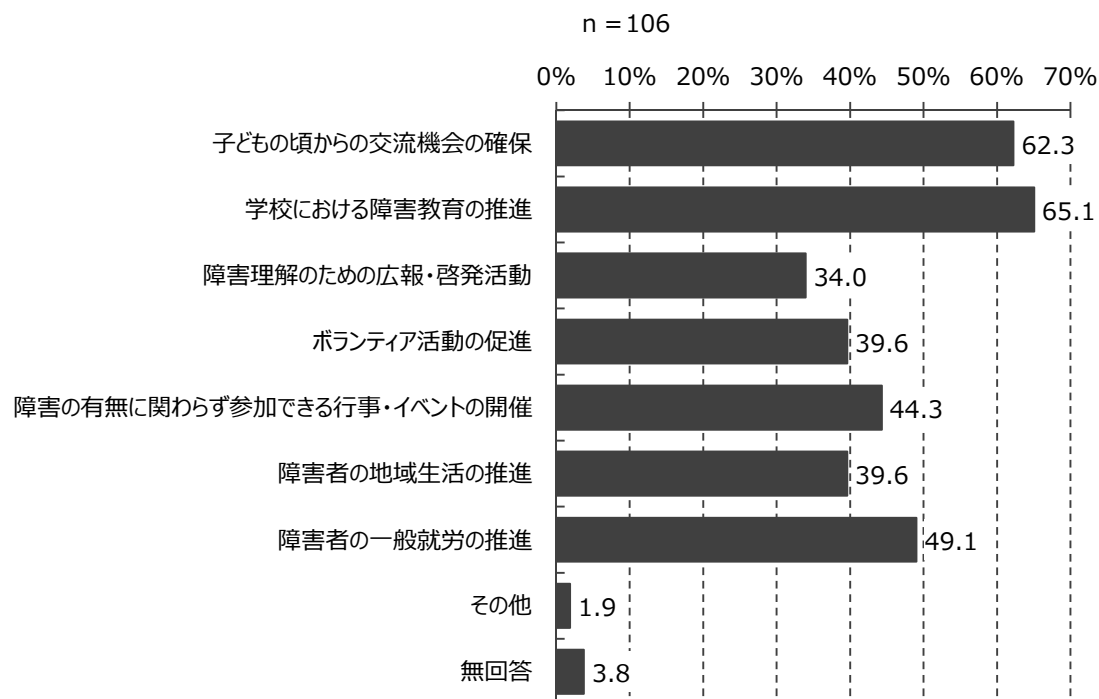
2) 一般町民調査

◎障害を理由とした差別について（一般町民調査）



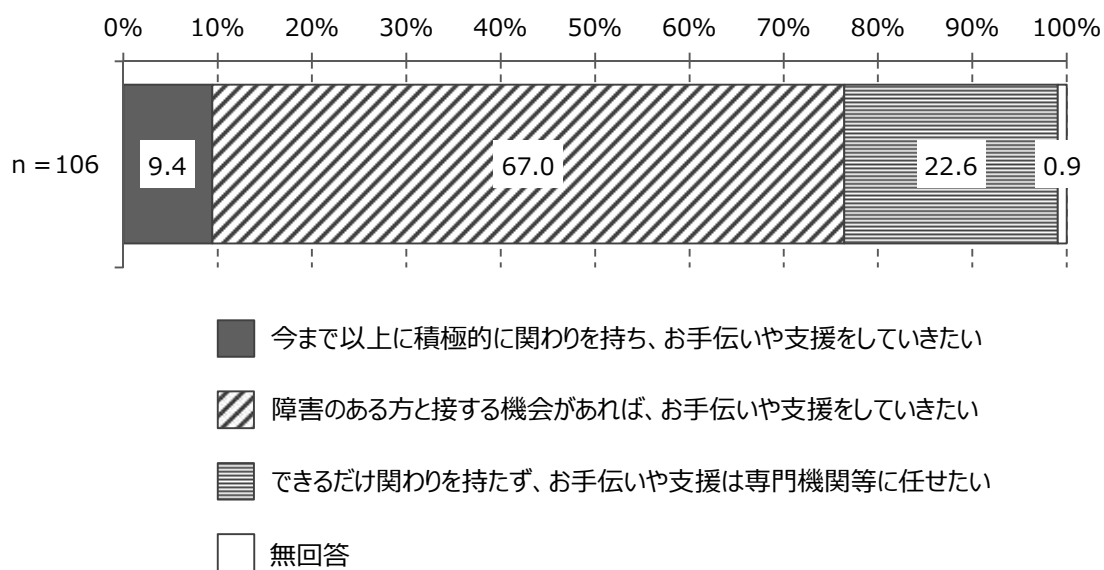
☆障害を理由とした差別については、「教育・保育機関」と「職場」において、「かなりある」、「少しはある」という回答が6割前後を占める。

◎理解を深め交流を図るために大切だと思うこと（一般町民調査）



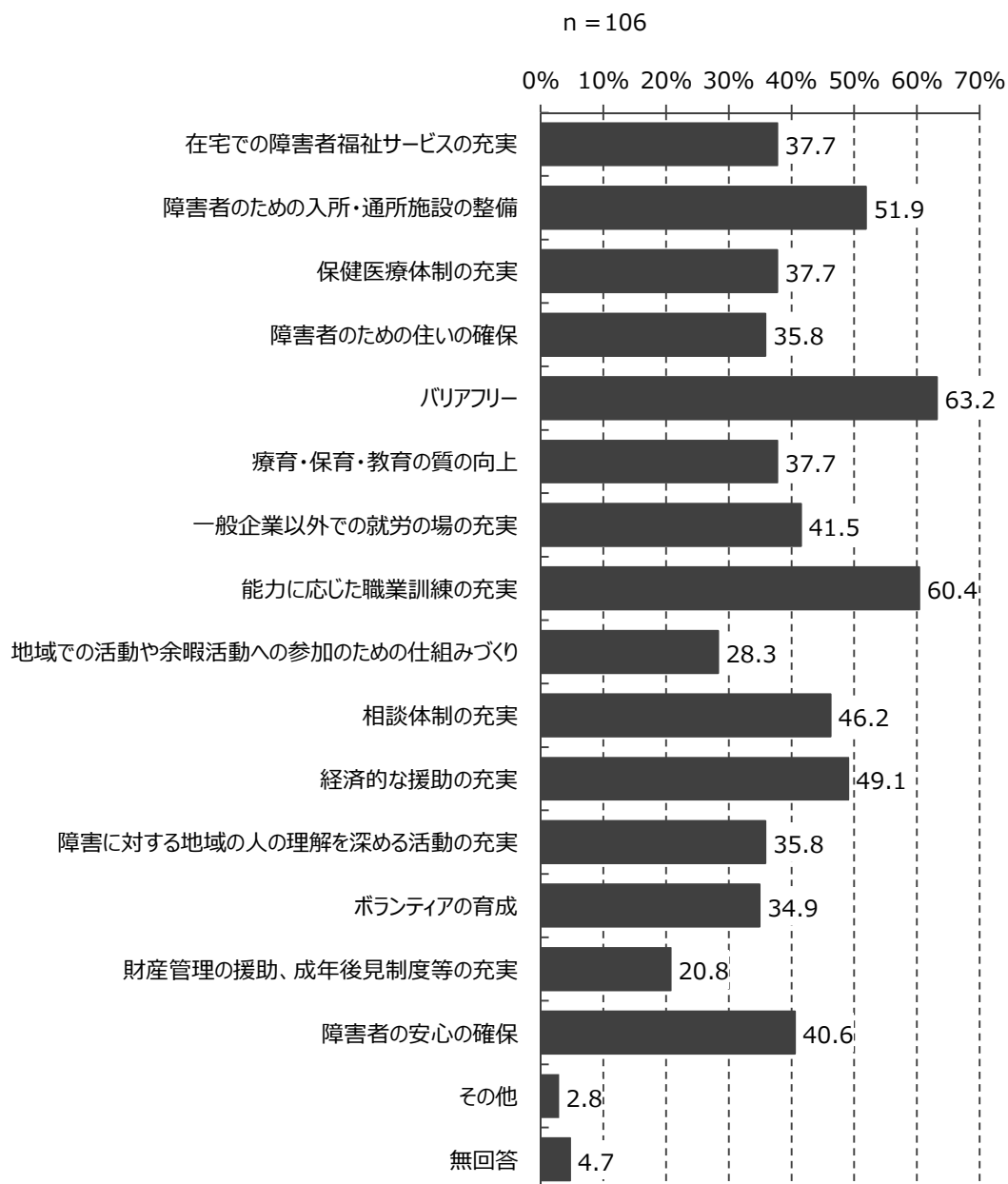
☆今後、障害のある人となない人が互いに理解を深め、交流を図っていくためにどのようなことが大切だと思うかを聞いたところ、「学校における障害教育の推進」と「子どもの頃からの交流機会の確保」との回答がともに6割を超え、約半数が「障害者の一般就労の推進」と回答。

◎障害のある人に対する手伝いや支援意向（一般町民調査）



☆今後、障害のある人に対して、3人に2人が「障害のある方と接する機会があれば、お手伝いや支援をしていきたい」と回答。

◎障害者施策の充実のための重要な取り組みについて（一般町民調査）



☆障害者施策の充実のためには、「バリアフリー」と「能力に応じた職業訓練の充実」が重要との回答が6割を超える。

3) アンケート調査で寄せられた主な意見

自由記述についてはすべての調査の総数で 189 件の記述がありました。

なお、いただいたご意見をまとめたものを以下に記載しておりますが、個人名や個人的な要望等は除いて掲載しております。

(件数)

	計	障害のある人				一般市民
		内訳				
		身体障害者手帳の所持者	療育手帳の所持者	精神障害者保健福祉手帳の所持者	自立支援医療の受給者	
件数	189	105	14	24	15	31

◎障害のある人調査

(身体障害者)

- ・段差が多い。道幅が狭い。障害者、車椅子に便利な街づくりをしてほしい。
- ・障害の程度や年齢により、求める支援や施策が異なる。
- ・家族等の助けで生活できているが、1人になった時、支援が必要となり不安。
- ・仕事ができている人はいるが、給与が安い。
- ・在宅ワークを望む方が多くいるのではないかな。
- ・毎年私たちの声をきいてほしい。
- ・葉山町の障害福祉課は、小さい自治体ゆえいつ訪問しても、直ぐにマンツーマンで対応してくれる。しかし、各種手続きの窓口が分かれ、個別に出向かなければならない。市民と各公的機関を繋ぐ窓口が、役場に集結し、役場から各関係機関に連絡、申請等をする仕組みに変われば、各種手続きに掛かる労力負担が軽減される。

(知的障害者)

- ・小学校支援級在籍。学校に専門知識を持った先生はほとんどいないので、児童個々に合う専門指導を行うためには、先生にも外部からのアドバイザーが必要。専門の先生を定期的に変えて、指導方法を学んでほしい。
- ・中学校も、地域の学校（支援級）へ進学したいと思っているが、支援級の不安がある。中学（義務教育）までは、地域で学ばせ、交流させたい。
- ・葉山では、障害者も少なく、大きな市のようにどの障害の人も、満足できる施設をつくるわけにはいきませんが、葉山以外の施設に、その市の行政が金銭的にも人材的にも、どれだけバックアップしているか調査して、町としてもバックアップしていただけたら、肩身が狭い思いをしなくてもすむ。
- ・近くに病院がないのが、とても不安。
- ・一部の意見が強く、そのために地域活動などに参加しづらい。嫌な気持ちになってまで、参加したくない。そういう意味でも、葉山町が住み易くなることを願う。
- ・グループホームは、終の住家でない事を知った。高齢になり、日中活動に通う事ができなくなると、G.Hを出なければなりません。親も身内も居なくなって一人になる。誰かの支援なしでは生きて行けないし、葉山で生涯を終えたい。老人ホームは、沢山できていますが、障害者はそこでは受け入れてくれない。
- ・とにかく情報が少ない。町として、教えてくれることは少ない。その為、ほかの地域から情報をもらう。

（精神障害者-手帳所持者）

- ・障害年金が、どんどん減額されているのが不満。子ども手当などは支給するのに、障害者や高齢者に対しては、冷たい政治。もう少し、常識的な考えをもって政治を行ってほしい。
- ・精神障害者の就労を充実してほしい。
- ・低所得で1人で生活している高齢の精神障害者が、孤独死する様な事の無い様、グループホームを実現してほしい。
- ・制度がわからない。使えない。情報が入ってこない。差別や偏見がひどい。対応がひどい。
- ・役場の人は、聞けば教えてくれるけど、自分から聞かなければ、何の情報も得られない。どんな人でも必要な情報が得られるように、発信の工夫をしてほしい。

（精神障害者-自立支援医療の受給者）

- ・老人介護にくらべて知的、精神障害の支援は遅れている。グループホームも存在せず、親の老後、残された子供達はどうなるのか心配。一刻も早く町内にグループホームを建設してほしい。
- ・様々な手続きを簡単にしてほしい。精神障害年金を申請したいが、自分では申請がわかりにくい。
- ・障害者福祉制度は、複雑且つ知らなければ受けられないサービスばかり。本人が知らなくても、利用可能な制度、サービスの情報について、個人の状況に沿った情報提供や対応を期待する。
- ・サービス提供事業者の事業体制の向上に資する対応をお願いしたい。例えば、契約、金銭受授等、素人レベルの事業者ばかりで、信用、信頼するのが難しい。
- ・相談支援の充実を希望。

◎一般町民調査

- ・幼稚園や小学校など、まだ障害を持つ方への偏見を持たないうちに、交流できる機会を作れるといい。
- ・葉山は、色々な取り組みをしていて、暮らしやすさは感じる。障害者が、孤立しないように、地域の方々が支えていければいい。
- ・高齢化が進み、元気な高齢者がボランティアとして活動に参加できる、また参加推進の運動が必要。
- ・障害者に対して、意識過剰や特別扱いとは障害程度により使い分け、自立をしやすい援助や対策が必要。町では分析をして対策をとってほしい。
- ・身近に障害者がいる為、日頃から障害者施策には関心を持っている。葉山は、他地方に比べ、障害者にとってはわりと住み良い所。これからも、より一層の障害者施策に力を入れてほしい。

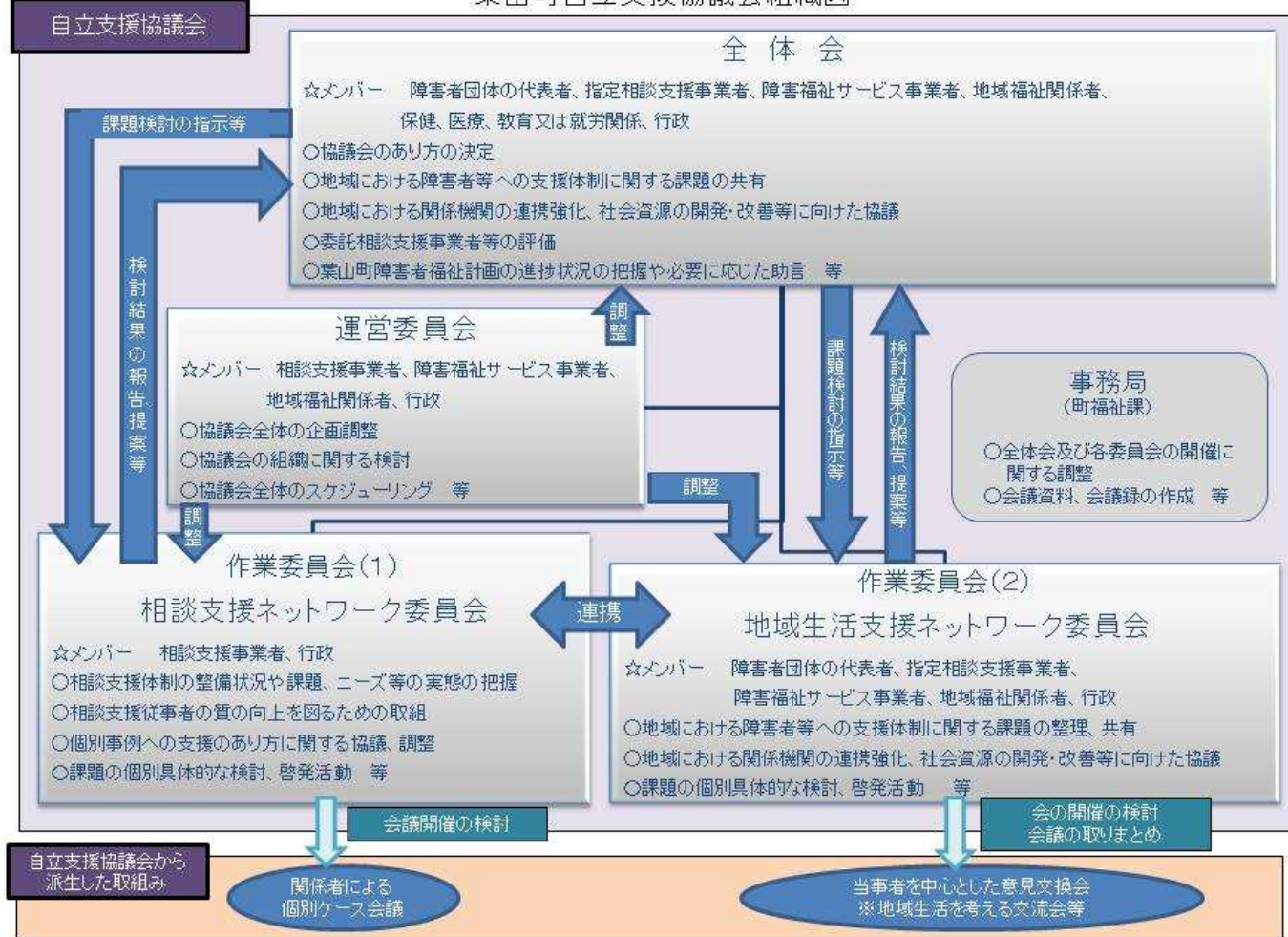
6. 葉山町自立支援協議会の役割

障害のある人の地域生活を支えるためのネットワークの構築、あるいは支援体制の整備について検討するため、地域での中核的な役割を果たす協議の場として、障害者総合支援法では「地域自立支援協議会」の設置が定められています。

町では、平成 20 年 3 月に葉山町自立支援協議会を設置し、関係機関、関係団体並びに障害のある人及びその家族が幅広く参加し、相互の連携を図るとともに、地域ネットワーク体制の構築、社会資源の確保・充実、その他支援策の検討等、諸々の課題について検討・協議してきました。

町においては、社会資源が充分とはいえない現状にあるため、葉山町自立支援協議会において個別・具体的な支援方法に関し協議・検討を積み重ねながら、少ない社会資源を埋めるための施策の検討、あるいは社会資源を充実させるための方法等、関係機関で連携して検討していくことが求められます。

葉山町自立支援協議会組織図



○葉山町自立支援協議会における主な課題

葉山町自立支援協議会では、相談支援ネットワーク委員会及び地域生活支援ネットワーク委員会の2つの作業委員会において、町における課題やニーズの把握を行うとともに、その課題の解決方法を検討しています。

葉山町障害者福祉計画の策定において、次のとおり課題を取りまとめ、これらをもとに内容を審議し、計画に反映しています。

	当事者・家族	地域住民	支援者・その他
つながり	・障害の個人情報を出したくないが、支援をしてもらいたい。 ・福祉に限らず、当事者・家族、各機関、地域住民間でつながり、連携した支援が必要。（遠くの親戚より近くの他人や地域とのつながり） ・もっと外に出てつながりたい、もっと外へ出してつなげていきたい。	・障害のある人とつながる方法がわからないので、つながる方法を探したい。	・フォーマルサービスとインフォーマルサービスとの連携が必要。 ・高齢者に対するお助け隊のような、既にある地域資源にも障害の特性を知ってもらい、行動範囲を広げてもらう、または連携していく必要がある。 ・支援困難ケースについては、虐待リスクが潜んでいることが少なくない。特にネグレクトや経済的虐待は表に出にくい。
教育	・通常学級、特別支援学級における共通理解が必要。	・町・学校・住民間での横のつながりが必要。	・障害のある人のライフスタイルごとにあわせた、学校選択や就労などの将来を見通した支援の必要性。
移動	・遠方までの通学・通所・就労が大変である。		・町の土地の性質上、町内に社会資源が少なく、遠方まで通所・通学・通勤が必要であり、移動が困難である。また、事業所までの送迎や児童の通学に対する支援の問題がある。
情報	・支援情報がありすぎるゆえ、自分にとっての有意義な情報の取捨選択が難しい。 ・どこにどのような相談をすればいいのかわからない。	・支援する側、支援を受ける側どちらも連携して情報を共有する場がほしい。現状ではまずどこに相談すれば良いのかわからない。	・障害のある人にも関わるような介護事業所などの社会資源に向けた障害特性の周知。 ・一般的に障害のある人の認知や知識、理解が少ない。 ・利用者も制度を理解できていない場合がある。
就労	・自分から仕事を探すことや、意欲を保ちながら働くことが難しいため、支援が必要。 ・企業、町、地域の連携による就労に関わる支援体制の構築。		・働くことが可能な障害であっても、実際の求人は横浜・川崎などの遠方が多く、近隣の求人が少ないため、通うことが難しい。
衣食住	・親亡き後など将来を考えると不安である。		・A、B型事業所、相談支援事業所、生活介護事業所、GH、短期入所の場所、入浴を行っている生活介護事業所、訪問入浴の事業所等が少ない。 ・短期入所やGHの利用ニーズは非常に高いが、町内の受け入れ態勢が整っていない。そのため、利用検討が困難になっている。
認知度（理解）	・障害のことについて、偏見の無い正しい情報で知ってもらいたい。	・障害に対する知識が足りないため、どのように接したらよいのかわからない。 ・外見からは判断しづらい障害に対する接し方が難しい。	・障害のある人にも関わるような介護事業所などの社会資源に向けた障害特性の周知。 ・一般的に障害のある人の認知や知識、理解が少ない。
災害	・大災害時など、いざという時に助けてもらえるか不安を感じている。	・災害時、障害のある人をどのように支援してよいのかわからない。	
その他	・福祉サービスの対象になっていない病気等に対する支援。		・委託の3事業所にサービス等利用計画の作成が集中してしまい、支援の質を保ちながら件数をこなすことが難しいと感じている。また、そのために従前より行ってきた一般相談支援を十分に行うことにも影響を及ぼしている。

第2編：障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

障害のある人が住み慣れた地域の中で自立した社会生活を送るためには、すべての人が障害や障害のある人について正しく理解し、同じ地域の住民として、互いの個性を尊重しながら共に支え合って生活できる社会を構築していくことが求められます。

一方で、障害が様々な社会参加における障壁とならないように、生活環境や就労環境、教育環境などの様々な場面において、あらゆる障壁を取り除き、誰もが等しく社会参加できる環境を整えることは、町をはじめとした地域社会全体の責務であると考えられます。

そこで、以下のような視点から誰もが気持ちよく暮らしていくことができるまちづくりを目指していきます。

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできるまち
- 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害のある人の主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができるまち
- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して暮らせるまち

そして、これらの方向性を踏まえた上で、本計画における基本理念を以下のように設定します。

**障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、
住み慣れた地域で互いに支え合い、
共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

本計画では、この基本理念の実現を目指し、7つの取り組みの柱（基本目標）を設定し、計画的な施策の推進を図っていきます。

(2) 基本目標

- 1：こころのバリアフリーの推進
- 2：自立と社会参加の促進
- 3：福祉・生活支援の充実
- 4：保健・医療の充実
- 5：雇用と就労支援の充実
- 6：共に学び共に育つ環境の整備
- 7：安心して暮らせる住みよいまちづくり

基本目標1：こころのバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で互いに支え合いながら生活していくためには、町民一人ひとりが、障害や障害のある人についての正しい知識を身につけ、誰もが個人として尊重され、幸福に生きるために欠かすことのできない権利を有しているという理解を深めていくことが不可欠です。平成28年4月1日から施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）においても、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

町では、様々なバリアを取り除くため、あらゆる広報の機会や媒体の活用に努めながら、町民に対する啓発を積極的に進め、「こころのバリアフリー」を実現していきます。

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、特に、障害のある人となない人が、共に活動する相互交流の機会に主眼をおいた取り組みを進め、~~これらを通じてボランティア活動等の拡大を支援して~~していきます。

基本目標2：自立と社会参加の促進

誰もががあるがままの姿で自分らしく活動して「参加」できるようなまちは、自立生活を可能にし、安心して暮らせるまちであります。

そこで、障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上のバリアを取り除き、障害のある人が地域の中に居場所を見い出し、いつまでも自分らしく社会参加できる環境の整備に努めます。

また、住まいは地域での生活基盤そのものであることから、障害の状況やライフステージに応じて、暮らしの場を選択できることが重要になります。障害のある人自身の高齢化が進む中であって、老後や「親亡き後」の不安も解消できるよう、住まいの確保に対する支援策を充実します。

基本目標3：福祉・生活支援の充実

「相談」や「情報」の充実は、一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の「入り口」となるため、日常的な相談に対してどこに相談すればよいかわからないということのないよう、わかりやすい相談体制を確立し、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる環境を整備します。

また、障害のある人が地域での自立生活を維持・継続できるよう、相談体制から切れ目のない総合的、横断的なサービス提供に至るまでの体制整備を図ります。

さらに、障害の状況やライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、様々な相談窓口との連携により、相談支援の質の向上を図ります。

自立生活の支援の一環として「生活安定への支援」では、町として支援の充実に努める一方で、既存の手当や助成等の周知の徹底にも努めます。

基本目標4：保健・医療の充実

障害のある人が地域において自立して生活するためには、健康であるとともに、進行等を予防することが大変重要になります。

さらに、障害に対応しその軽減を図ることを目的とする医療は、欠かすことのできないものです。

加齢に伴う疾病においては、疾病の早期発見・早期治療のため、健康診査等により、若いうちから生活習慣の見直し等を通じて、生活習慣病等に起因する中途障害の予防や進行を抑える対策が重要になります。

また、精神障害のある人や難病患者等においても、鎌倉保健福祉事務所と連携を図り、早期発見・早期治療への取り組みが必要になります。

こうした点を十分考慮し、保健・医療・福祉等の連携を一層進め、障害のある人の障害の状況やライフステージに応じた保健・福祉サービスの充実に引き続き取り組んでいきます。

また、乳幼児健康診査等を通じて障害や疾病の早期発見に努めるとともに、障害のある子どもや発達の遅れがある子どもの健やかな発達と成長を支援します。

基本目標5：雇用と就労支援の充実

障害のある人が自立した生活を確立するためには、「経済的安定」が必要不可欠であり、「就労」に対する取り組みは、特に重要なものと考えられます。

しかしながら、雇用の場が限られていることや雇用する側の障害理解による適切な職場環境の整備が十分でないこと等により、働きたいという意向と能力があっても、就労に結びついていないのが現状です。

このように、障害のある人の就労環境は難しい状況にあるため、事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行い、身近な地域の中で働きやすい環境づくりに取り組みます。

さらに、就労移行支援事業者などの関連団体と連携し、相談機能の強化、職業訓練、就労後の支援など一貫した支援を行い、一人でも多くの障害のある人がその持てる能力を発揮できるよう努めていきます。

また、町の公共機関においては、法定雇用率の遵守はもちろんのこと、就労意欲を持つ人の意欲と適性に応じた多様な就労形態の検討、福祉施設等への委託業務拡大などに率先して取り組みます。

基本目標6：共に学び共に育つ環境の整備

障害のある子どもがその能力を最大限に発揮して、仲間をつくり、将来の社会的自立を期すことは、教育・育成の大きな目的の一つです。

障害のある子ども一人ひとりの障害の種類・程度、能力・適性等に応じた教育・育成が、その成長段階に応じて適切に行われるには、保育園・幼稚園の段階から、療育も含め様々な支援が必要になります。

また、乳幼児期からの療育支援は、その後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作る重要なものになります。

さらに、義務教育段階では、障害のある子どもや特別な支援が必要な子ども一人ひとりの特性や教育的ニーズに的確に対応できるよう、すべての子どもが共に学び、共に育つ環境を整え、支援の充実を図ります。障害のある子どもや保護者の希望を尊重し、子どもにとってより良い就学環境が整うように環境整備を行っていきます。

基本目標7：安心して暮らせる住みよいまちづくり

生活環境における物理的なバリアを取り除いていくことは、障害のある人の「自立と社会参加」のための基本的な条件です。

町でも、道路、公共的建物・施設などのバリアフリーを進めていますが、その動きを一層促進し、すべての人にやさしいまちづくりを目指していきます。

また、障害のある人は障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。特に一人では避難できないことをはじめ、意志の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

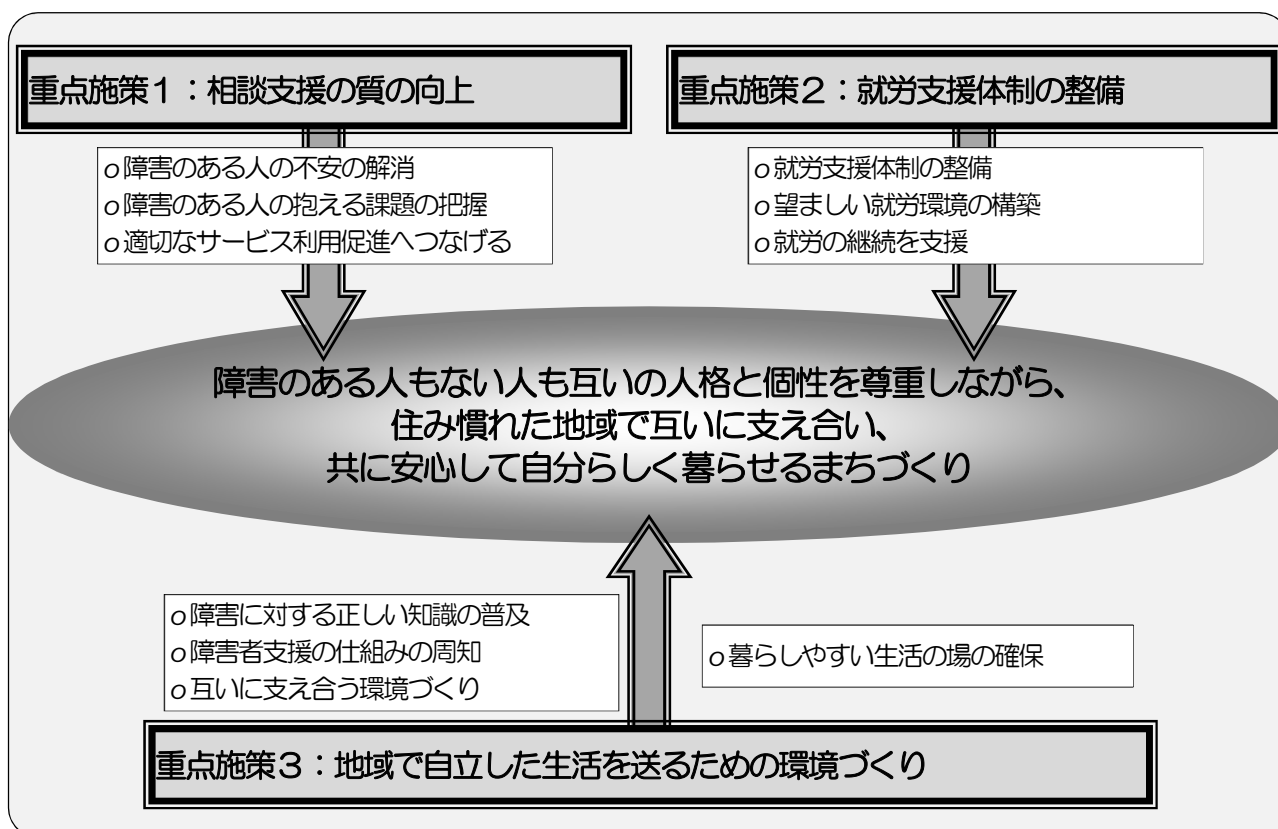
町では、障害のある人を対象にした防災訓練や防災資機材の充実に取り組んでいますが、いざという時に迅速な対応ができるように、日頃から警察や消防などの関係機関や関係団体、地域住民や福祉施設等とのネットワークをつくっておくことも大切であることから、より一層連携を深め、災害時の地域支援体制を整備していきます。

2. 計画の重点施策

障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくりを実現していくためには、すべての人が障害に対する正しい知識を持ち、障害のある人が気軽に相談できる体制をより効果的なものとして、不安の解消と適切なサービス利用につなげること、そして、障害のある人が自立した生活ができるように、障害のある人の就労環境や住まいなどの生活環境を整えることが重要であると考えられます。

そこで、本計画における重点施策については、以下の3つを設定することとします。

- 1：相談支援の質の向上
- 2：就労支援体制の整備
- 3：地域で自立した生活を送るための環境づくり



重点施策1：相談支援の質の向上

障害のある人を対象としたアンケート調査では、知的障害、精神障害及び自立支援医療受給者において、相談支援事業の利用希望が高くなっています。また、「制度の仕組みがわからない」ことがサービスの利用促進における問題として多くあげられており、障害者支援制度やサービスについてよりよく知ってもらうように、情報提供をより効果的なものへと向上させていくことも重要と考えられます。

さらに、葉山町自立支援協議会においてもどこにどのように相談すればよいかわからないといった課題が指摘されています。

相談支援の体制については、前計画においても「気軽に利用できる相談体制の充実」として重点的に取り組み、これまで順次整備を進めてきました。平成 25 年 4 月には、町内にはじめて精神障害のある人を対象にした相談支援事業所「こころの相談室ポート」が設置され、身近な地域で安心して相談できる場所が増えました。しかし、アンケート等の結果をみると、相談窓口などが広く認知され、だれもが気軽に利用できるといった水準までにはまだ至っていないものと思われます。

そこで、引き続き、相談支援体制についての周知に努め、より多くの人に気軽に利用してもらえるようにするとともに、関係機関との連携を強化し、必要に応じて専門的なアドバイスや指導につなげることができるようにしていきます。

また、生涯の中で障害やライフステージに応じた相談ができる体制を整備し、相談の場を通じて障害のある人が抱える問題や課題の把握に努めるとともに、適切な支援サービスの利用促進に結びつけていきます。

<主な事業>

- 相談支援事業の充実 (P64)
- 相談支援の充実 (P65)
- 相談支援ネットワークの構築 (P65)
- 一貫した相談支援体制の充実 (P68)

重点施策2：就労支援体制の整備

障害のある人が自立した生活を送るためには、経済的に安定することが不可欠であり、そのためには就労環境が向上することが重要な課題となっています。

障害のある人を対象としたアンケート調査をみると、障害のある人の収入状況は低い水準にあり、特に知的障害、精神障害及び自立支援医療受給者の収入状況がよくない状況にあります。また、知的障害、精神障害及び自立支援医療受給者は若い世代も多く、5年後の暮らし方としては「企業等で働きたい」という回答も少なくありません。

葉山町自立支援協議会においても、障害のある人の求人が近隣では少なく、遠方の求人では通勤が困難、企業や町、地域の連携による就労に関わる支援体制の構築が重要といった指摘があり、障害のある人の適性に応じて多様な働き方ができるよう、働く意欲のある誰もが働ける就労支援体制の整備を図ることが引き続き重要と考えられます。

障害のある人の就労に関しては、まず雇用する側に障害や障害のある人に対する正しい知識を持ってもらい、障害の種類や状況に応じて様々な働き方が求められることを理解してもらった上で、雇用する側・される側の双方にとって望ましい就労環境を構築していくことが必要となるため、周知や啓発の取り組みを丁寧に実施していくとともに、障害のある人が継続的に就職活動や就労をしていくことができるように、就職活動におけるケアや就職したことで完結しない継続的な支援について進めていくことが求められるものと思われます。

町では、前計画においても「誰もが働ける就労支援体制の整備」を重点施策とし、各関係機関との連携を図りながら、就労支援施設への積極的な発注、雇用報奨金の支給や町職員の障害者雇用に積極的に取り組み、地域で働ける場を拡大しました。今後も、企業等に対する啓発活動から、障害のある人の就職活動や就労の継続を支援する総合的な就労支援体制の充実に重点的に取り組んでいきます。

＜主な事業＞

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ○就労後定着支援事業 (P76) | ○事業主への雇用の啓発 (P78) |
| ○就労に関する相談体制の充実 (P77) | ○雇用報奨金支給事業 (P78) |
| ○効果的な就労支援策の検討 (P77) | ○町の業務の委託促進 (P79) |
| ○就労支援ネットワークの構築 (P78) | |

重点施策③：地域で自立した生活を送るための環境づくり

障害のある人を対象としたアンケート調査では、「家族と一緒に暮らしたい」という意向が強く、知的障害では「グループホームなどを利用したい」という意向が強くなっています。

グループホーム等で生活できる環境が整備されることや、これからも家族と一緒に生活できることが求められていることから、引き続き、グループホームの充実に重点的に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、各種の在宅福祉サービスの充実を図り、障害の状況やライフステージに応じて、暮らしやすい生活の場が確保されるように取り組んでいきます。

また、葉山町自立支援協議会では将来に対する不安も指摘されており、障害のある人が引き続き地域の中で安心して暮らしていくことができるように、多様な住まいの確保に努めていきます。

一方、一般町民を対象にしたアンケート調査において、障害を理由にした差別については、「教育・保育機関」と「職場」において、「かなりある」、「少しはある」という回答が6割を超え、まだ障害に対する正しい理解が十分にされていない状況がうかがえます。

葉山町自立支援協議会においても、一般的に障害に対する知識や、障害のある人に対する理解が不十分で、そのために周囲の人が障害のある人に対してどのように接してよいかわからない等の課題が指摘されており、障害についての正しい知識の普及は重要な課題の一つと考えられます。

現状では、障害のある人となない人とが相互に交流する機会が十分ではなく、互いのことをよく知ることができないため、交流活動をより活性化することで障害のある人に対する理解が深まるようにしていきます。

また、小さいころからの教育の重要性を指摘する意見もアンケートでは多くあげられており、福祉教育の充実を図ることも必要と考えられます。

このように、障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、住まいの確保とともに障害や障害のある人への理解を深めることが重要になるため、積極的に環境整備に取り組みます。

<主な事業>

○グループホーム等の確保 (P56)
○町営住宅の整備 (P56)
○公営住宅等の入居優遇措置 (P57)
○交流教育の推進 (P49)

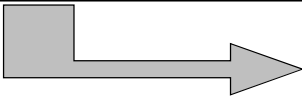
○福祉教育の充実 (P49)
○交流の場の推進 (P52)
○地域支援体制の整備 (P86)

第2章 計画の体系

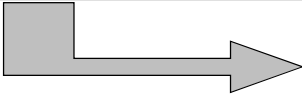
基本目標1：こころのバリアフリーの推進

- 
- 1-1：障害に対する正しい理解の促進
 - 1-2：ボランティア活動の活性化
 - 1-3：スポーツ・レクリエーション活動の促進

基本目標2：自立と社会参加の促進

- 
- 2-1：日中活動の場の充実
 - 2-2：暮らしの場の確保
 - 2-3：移動支援の充実
 - 2-4：コミュニケーション支援の充実

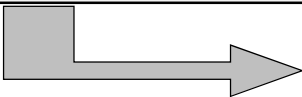
基本目標3：福祉・生活支援の充実

- 
- 3-1：在宅福祉サービスの充実
 - 3-2：施設等利用者への支援の充実
 - 3-3：相談体制の充実
 - 3-4：発達障害のある子ども等への対応体制の充実
 - 3-5：権利擁護の推進
 - 3-6：経済的支援の充実

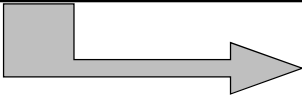
基本目標4：保健・医療の充実

- 
- 4-1：予防と健康づくりの充実
 - 4-2：障害の早期発見・早期対応

基本目標5：雇用と就労支援の充実

- 
- 5-1：就労支援の総合的な推進
 - 5-2：就労環境の改善・向上
 - 5-3：雇用の場の拡大

基本目標6：共に学び共に育つ環境の整備

- 
- 6-1：療育・保育支援の充実
 - 6-2：特別支援教育の推進
 - 6-3：放課後対策等の充実

基本目標7：安心して暮らせる住みよいまちづくり

- 
- 7-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進
 - 7-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

※  は重点施策

基本目標１：こころのバリアフリーの推進

1-1：障害に対する正しい理解の促進

現状と課題

障害のある人の自立と社会参加を進めるためには、町民一人ひとりが障害のある人に対する理解と認識を深めることにより、障害のある人への偏見や差別を取り除いていく必要があります。また、「こころのバリアフリー」を推進するため、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を積極的に行っていかなければなりません。このことは、アンケート調査の結果や葉山町自立支援協議会で見えてきた地域の課題の中でも指摘されています。

町では、障害者施設で作成した作品を、町役場、福祉文化会館などで展示販売し、活動内容を紹介していますが、今後も広報活動・啓発活動をさらに続けていくことが求められています。

また、幼少期から社会福祉への関心を持つことで、互いに豊かな人間性を育てあえるよう、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒の交流教育を実施するとともに、町内の小・中学校において各種講座を開催し、福祉教育を実施しています。今後は、児童・生徒に限定せず、広い年齢層を対象にした福祉教育の実践への方向転換が求められています。

1)障害者週間の啓発活動

担当課名：社会福祉協議会、福祉課

【事業概要】

ノーマライゼーションの理念の啓発と定着を図るため、障害者週間（12月3日～9日）に町役場ロビーで障害者団体や事業所の紹介のための作品展示やポスター掲示等、理解の促進と周知を図ります。

また、広報はやまや回覧板等により障害に関する正しい理解や知識・情報提供を行い、障害のある人への偏見や差別を取り除いていきます。

【取り組みの方向】 改善

社会福祉協議会の地域福祉総合相談事業や葉山町自立支援協議会の意見を踏まえ、効果的な啓発に取り組めます。

2)精神保健の啓発

担当課名：福祉課

【事業概要】

地域住民の精神保健の維持・向上、精神障害への理解を深めるため、啓発活動を行います。

地域活動支援センター等を通じて、地域との交流を行い、障害理解の促進を図るための地域交流事業を実施しています。

【取り組みの方向】 継続

現在は、結果的に当事者とその関係者に対象が絞られてしまうという状況があるため、今後は幅広い普及・啓発に努めながら、継続して取り組んでいきます。

3)職員研修事業

担当課名：総務課、福祉課

【事業概要】

ノーマライゼーションの理念を深めるため、職員研修等の充実を図ります。
また、就労者の配属先を対象に、よこすか障害者就業・生活支援センターを招き、受け入れ側の心構え等について指導を受けていきます。

【取り組みの方向】 **継続**

職員が障害のある人へ適切な指示及び対応を行えるよう、職員対応マニュアルを作成するとともに、具体的な接し方について情報提供を行います。
また、今後もよこすか障害者就業・生活支援センターの協力のもと、総務課及び福祉課とで連携を図り、障害のある人の所属先への指導を徹底します。

4)交流教育の推進

重点

担当課名：子ども育成課、学校教育課、福祉課

【事業概要】

就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が、日常的な交流や共同体験を通じて、幼少期から社会福祉への関心を持ち、互いに理解を深めあい、共に豊かな人間性を育てあえるよう、交流教育を進めます。
現在、たんぼぼ教室と葉山保育園の交流を月2回実施しています。

【取り組みの方向】 **継続**

学校等の関係機関と情報共有等を行い、今以上に連携を強化していく必要があると考えられるため、今後は地域の学校と特別支援教育諸学校との交流の推進を図っていきます。
また、引き続きたんぼぼ教室と保育園の交流により、幼少期から社会福祉への関心を持てるよう取り組みます。

5)福祉教育の充実

重点

担当課名：学校教育課、社会福祉協議会

【事業概要】

障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。
市内の小・中学校においては、体験学習を通して障害のある人への理解を深めていきます。
また、福祉事業所の協力を得て、中・高校生対象の夏休み福祉活動体験学習（施設等での3日間の体験学習）を実施します。

【取り組みの方向】 **継続**

児童・生徒に限定せず、広い年齢層を対象にした福祉教育を実践するには、障害理解を促す機会を、地域住民のより身近で実感ある日常生活場面の中で促進する必要があります。
そこで、今後は福祉教育に関するカリキュラム編成の工夫を行い、児童・生徒向けの体験学習等の学習機会に加え、大人を対象に、地域住民のより身近な小地域を基盤とした生活問題や地域問題を題材にした学習機会及び担い手の育成の充実を図ります。

1-2：ボランティア活動の活性化

現状と課題

障害のある人への理解を深めるために、ボランティア活動の活性化は必要不可欠です。

アンケート調査結果からも、地域において活動したい人が、いつでも、どこでも、だれでも、気軽にボランティア活動に参加できるような機会の充実などにより、一人でも多くの方が障害のある人に対する理解を深めていくことが求められています。

ボランティア活動への支援は、社会福祉協議会が中心となり実施していますが、主に障害のある人への支援を目的にしたボランティア団体とは、協働や支援する場面が増加しています。一方、当事者組織会員の高齢化や役員の成り手不足などで当事者組織の脆弱化が見られます。

今後は、ボランティアの育成、組織化、支援や団体同士の連携等の機会を充実させ、ボランティアのすそ野を広げていくことが重要となります。

1) ボランティアの育成

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

ボランティア活動の基本的な研修を行うとともに、障害のある人へのボランティア活動を希望する地域住民を対象に、障害特性に応じたボランティアの育成のための手話奉仕員養成講座、点訳ボランティア養成講座（初・中級編）、音訳ボランティア養成講座（初・中級編）を開催します。

手話奉仕員養成講座（入門課程）は毎年 1 回、点訳及び音訳の各ボランティア養成講座（初級・中級編）は 2 年ごとに開催しています。

【取り組みの方向】 **継続**

現行の講座（ボランティア育成）では、障害特性に応じたボランティアの育成にしては守備範囲が狭く、他の障害特性へのボランティア育成や組織化、活動支援等も検討する必要があります。

そこで、ニーズを把握して、障害特性に応じた多様なボランティアの育成を実施していきます。

2) ボランティア活動のコーディネート

担当課名：社会福祉協議会、福祉課

【事業概要】

ボランティア活動希望者とボランティア活用希望者への情報提供やコーディネートを行うとともに、ボランティア活動団体への活動資金の支援を行います。

社会福祉協議会では、ボランティア活動者への情報提供（市民活動ガイドブックや情報紙など）やコーディネート、ボランティア活動団体への活動資金の支援、ボランティア活動の利便性向上のための活動場所の提供等を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

~~障害のある人への支援に関しては、障害児余暇支援活動を中心とするグループとの関わりに加え、障害特性など障害のある人のニーズ~~に応じた新たなボランティアの組織化、活動支援等が必要と考えられます。

そこで、各小地域 密着型のボランティアにおける助け合い活動 や 障害特性ニーズ に応じた多様なボランティアへの活動支援等を実施していきます。

~~また、市民活動ガイドブックと情報誌を一体化し、地域の情報とテーマごとの情報を1つの冊子にすることで解りやすい情報提供を行います。~~

3) ボランティア活動団体との連携

担当課名：社会福祉協議会

~~【事業概要】~~

~~ボランティア活動団体と連携しながら、活動内容の周知や活躍の機会づくりを進めていきます。~~

~~社会福祉協議会では、講座や会議等で、関係機関・団体との意見・情報交換、事業化の企画・立案の検討などを行っています。~~

~~【取り組みの方向】~~ **廃止**

~~障害のある人への支援に関しては、障害当事者やその家族等の訴えに基づいたボランティアの育成、組織化、支援や団体同士の連携等が重要と考えられます。~~

~~今後は、住民、行政、専門職と連携して、障害当事者組織への支援、ニーズ集約、ボランティア活動団体との関係づくりや支援体制づくりを進めていきます。~~

3) 小地域福祉活動の推進

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

葉山町内におおむね8つの日常生活圏域を設定し、現在7圏域において小地域福祉活動推進組織又はそれに準ずる住民主体が設置され、そのうち6地区において見守りや個別支援の活動が実施されています。

【取り組みの方向】 **新規**

今後も小地域福祉活動推進組織の設置を目指すとともに、集いの場づくりや有償又は無償による生活支援活動など、地域のニーズにあった住民主体の活動を支援していきます。

1-3：スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題

一人ひとりの生活の質を向上させる上で、スポーツ活動や文化活動における社会参加は重要な役割を果たしています。

町では、障害のある人のスポーツ活動及び社会参加を支援するため、運動会の開催やヨット大会への支援を行ってきました。また、日ごろの成果を発表する作品展や地域のイベントの開催など、文化活動も支援してきました。しかし、近年では参加者の固定化や事業への参加手段の確保などが課題となっています。

障害のある人の生活を充実させるために、障害のある人もない人も気軽に参加できるようなスポーツ及び文化活動を推進することが求められます。

1)障害者スポーツの振興

担当課名：福祉課、生涯学習課

【事業概要】

スポーツに興味を持つ障害のある人に対し、教育委員会等と連携を図りながら、スポーツ活動に参加する機会や指導を受ける機会を創出していきます。

障害のある人から、スポーツ活動に参加したいとの相談があった場合には、できる限り受け入れへの配慮を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も相談があった場合には、できる限り受け入れられるように継続して配慮をしていきます。

2)交流の場の推進

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の社会参加と地域との交流を図るため、交流の機会を創出します。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある人とない人が交流することにより、親睦を深め、相互理解を推進できるよう、葉山町自立支援協議会において効果的な事業内容を検討し、実施していきます。

3)障害者スポーツ大会への参加支援

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人のスポーツ活動を促進するため、国や県が実施する障害者スポーツ大会への参加を支援します。

県主催の障害者スポーツ大会への参加のため、送迎、ガイド、案内等の支援を実施します。

【取り組みの方向】 **継続**

参加者が固定化しているため、より多くの方の参加促進に向けて広報等の充実を図りながら、今後も継続して支援を行います。

4) バリアフリー・ヨット大会事業

担当課名：福祉課

【事業概要】

葉山町セーリング協会及び逗子ヨット協会が主催するバリアフリー・ヨット大会の運営支援を実施しています。

バリアフリー・ヨット大会を通じて、障害のある人のスポーツの振興と障害のある人同士の交流を推進します。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続してバリアフリー・ヨット大会の運営支援を行います。

5) 愛の作品展の開催

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人が日頃の活動の中で作成した作品を披露する機会として、年1回福祉文化会館で愛の作品展を開催し、文化活動の充実を図ります。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続して文化活動の充実を図ります。

6) 障害者団体の各種行事の支援

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人を支援する障害者団体に対し、行事や旅行等の活動費を支援することにより、文化・交流活動を促進します。

福祉の増進を図るため、障害者団体に活動費の一部を助成しています。

【取り組みの方向】 改善

活動費の一部という位置づけとなっていますが、補助額に明確な基準を設けることが求められているため、今後は補助の明確な基準を検討し、改善を図ります。

7) 横須賀三浦地区ふれあい広場への支援

担当課名：福祉課

【事業概要】

横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所、行政が、協働により、アトラクション、展示、販売等のイベント「ふれあい広場」(年

1回)を開催し、情報交換や交流を図るための活動を支援します。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続して横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所などと協働しながら、活動を支援していきます。

基本目標2：自立と社会参加の促進

2-1：日中活動の場の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護にあたる家族の負担を軽減することも含め、様々な支援体制を整備・充実させていくことが重要です。

町では、町立の生活介護事業所である「葉山はばたき」において平成 17 年度より指定管理制度を導入し、社会福祉法人による質の高いサービス提供が可能となっています。さらに、精神障害のある人の活動の場として、「就労継続支援B型事業所 トントン工房」、「地域活動支援センター ポート」が整備され、日中活動の場の充実が図られてきました。

しかし、地域において多様な活動の場を確保するという観点からは、依然として不十分な状況です。

また、アンケート調査結果においてニーズの高かったショートステイについても、利用までに時間がかかることや、緊急時の利用が困難なことなど、サービス提供体制に課題があります。

日中活動の場を町内に充足させることは困難なことから、神奈川県の実業の活用や近隣市と連携した広域的な対応の強化が求められます。

1) 日中活動サービス

担当課名：福祉課、子ども育成課

■ 障害福祉計画及び障害児福祉計画の対象事業：【自立支援給付】【障害児支援事業】

【事業概要】

福祉施設等で日中活動として実施している「生活介護」「療養介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「ショートステイ」の各サービスを提供します。

【取り組みの方向】 継続

サービス提供事業所と連携を図りながら、今後も継続して各サービスの提供を図っていきます。

2) 地域活動支援センターの設置

担当課名：福祉課

■ 障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を「地域活動支援センター ポート」及び「地域生活サポートセンターとらいむ」で実施します。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続してサービスの充実に努めるとともに、設置した地域活動支援センターが機能を発揮できるよう、引き続き支援していきます。

3)日中一時支援事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供します。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続して障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。

4)障害者支援施設の充実

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害者支援施設「葉山はばたき」では、機織作業、空き缶つぶし等を中心に、障害のある人の日中活動の場を提供しています。

また、平成 24 年度より障害者総合支援法に基づく生活介護事業所へと円滑に移行し、安定的な運営を行っています。

【取り組みの方向】 継続

20 名の定員に対し、27 名の登録者がいるため、稼働率が高い反面、受け入れについて課題が生じています。

今後は課題の解決に向けた検討を行うとともに、引き続き安定的なサービス提供ができるよう努めていきます。

5)障害児の活動の場の充実

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぽぽ教室」を活用し、発達につまずきのある児童の日中の活動の場の充実を図ります。

【取り組みの方向】 継続

早期発見、早期支援の推進により、たんぽぽ教室で療育を受ける児童が増加傾向にあり、受け入れ児童の調整が必要な状況にあります。

今後は、総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぽぽ教室」の受け入れ態勢の向上を図り、発達につまずきのある児童の日中の活動の場を充実させるとともに、事業所との連携を図ります。

2-2：暮らしの場の確保

現状と課題

住宅は地域での生活基盤そのものであることから、障害のある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及などの住宅に関する施策の充実や障害のある人が共同で生活を営むグループホームなど、個々のニーズに対応していくことが求められます。

現在、町では、知的障害者グループホーム「ジャストサイズ一色」の代替として新たに「ジャストサイズ堀内」が開設され、受入人数が増えましたが、1箇所ではニーズに対応できる状況ではありません。

また、町営住宅についても、滝の坂住宅は平成25年度に、平松住宅は平成26年度に階段の手すりを設置していますが、すべてがバリアフリー化されている状態ではない上に、慢性的に空きがありません。

自立生活を継続するための支援とあわせて、地域での暮らしの場の確保は今後の重要な課題となります。

1)グループホーム等の確保

重点

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

地域生活を支援するため、障害福祉サービスにおけるグループホームの確保に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

平成29年度に町内にありましたグループホーム「ジャストサイズ一色」の代替として新たに「ジャストサイズ堀内」が開設され、安定的に運営できる施設ができました。

今後も当事者やその家族の高齢化を見据え、引き続き町内にグループホーム等の生活の場の設置意向を持つ事業者・団体に対し、支援策を検討します。

2)町営住宅の整備

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

バリアフリー化の推進など障害のある人が快適に生活できる町営住宅の整備を推進します。

【取り組みの方向】 **継続**

町営住宅はエレベーターがないなど設計が古く、バリアフリー化には大規模修繕が必要と考えられます。

入居者に必要なバリアフリー化については、介護保険や障害者施策の住宅改修事業と連携しながら既存の社会資源を有効活用し、個別に対応していきます。

また、今後も継続して計画的な整備を図るとともに、ハード面だけでなく、ソフト面で柔軟に対応できる支援策も検討します。

3)公営住宅等の入居優遇措置

重 点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人が町営住宅への入居を希望した場合、抽選の当選確率があがる入居優遇措置や入居後の家賃の減免措置を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

入居優遇措置を図っても、町営住宅や県営住宅は慢性的に空きがなく、空きが出た際にも、募集が行われると、高い倍率で応募がある状況にあります。

今後も引き続き入居優遇措置や家賃減免措置を図り、障害のある人の入居を支援していきます。

4)住宅設備改良費助成事業

担当課名：福祉課

【事業概要】

重度の障害のある人またはその保護者が在宅生活に適するよう住宅設備を改良する場合、その改造費の一部を助成し、障害のある人の日常生活の便宜を図るとともに社会的自立を促進します。

【取り組みの方向】 **継続**

助成制度を有効に活用した住宅設備改良工事ができるよう、今後も継続して情報提供や相談体制を充実するとともに、介護保険と連携を図りながら、施工事業者に対し制度の周知を図ります。

5)情報提供の充実(事業所の参入促進のための情報提供)

担当課名：福祉課

【事業概要】

事業所の参入を促進するため、必要な情報の発信に努めます。
また、公共用地の有効活用に向け、候補地の情報収集に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

事業所の町内誘致へ向け、公共用地の貸付などの支援策を検討していますが、狭小であったり、交通不便地であったりなど、望ましい土地が少なく実現に至らない状況にあります。今後も継続して候補地の情報収集や必要な情報発信に努めていきます。

2-3：移動支援の充実

現状と課題

障害のある人が外出する際には、移動手段に様々な困難が伴います。また、地域での自立生活や社会参加においては、交通費の支出による経済的な負担が課題となります。

町では、屋外への移動が困難な人に地域生活支援事業として移動支援事業を提供していますが、この事業については、ニーズが高い反面、受け手である事業者が少ないことが課題となっています。

また、移動手段として送迎サービスや通所交通費の支給、タクシー・ガソリン券の交付や自動車改造費の助成などを実施していますが、障害の特性や年齢などによって、移動手段が個々に異なることから、柔軟な対応が求められています。

1)移動支援事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に、外出支援を行います。

利用者のニーズに応じて、柔軟な対応を図っております。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して事業の実施に努め、必要な規模の事業提供ができるように取り組みます。

2)送迎サービス運営事業

担当課名：福祉課、社会福祉協議会

【事業概要】

在宅生活の支援として、本人及び介護者だけでは移動が困難な重度の障害のある人に対して、病院や施設の入退院・入退所及び通院の際、車椅子ごと乗車できるハンディキャブによる送迎サービスを行います。

【取り組みの方向】 **改善**

~~送迎件数が毎年増加傾向にあり、送迎希望日時の重複や予約方法等に課題が生じています。~~

今後は、福祉有償運送事業者の運営状況に考慮しながら、移動が困難な重度の障害のある人への効果的な支援について検討していきます。

3)施設等通所交通費の支給

担当課名：福祉課

【事業概要】

施設等に通所している在宅の障害のある人に対し、交通費を助成することで、障害のある人の社会参加、経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

定期等の利用など、適正な利用が図られることを望みますが、通所は体調により変動があるため、管理が困難な状況にあります。

今後も定期的に安定した利用が図られるような工夫を検討しながら、継続して取り組んでいきます。

4)移動に係る経費の助成(タクシー券の交付、燃料費の助成)

担当課名：福祉課

【事業概要】

在宅の重度の障害のある人が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。

タクシー券（600円）の年間24枚交付や燃料費（月10L）を助成し、在宅生活の支援を実施しています。

【取り組みの方向】 **継続**

アンケート調査の結果から、移動手段の実態は家族による送迎が多いことが判ったことから、平成29年度に町内在住の家族による運転を対象とし、使い勝手の改善を図りました。

今後も利用実態を見ながら効果的な事業運営に取り組んでいきます。

5)移動に係る経費の助成(自動車の改造にかかる費用の助成)

担当課名：福祉課

【事業概要】

移動手段として自動車を使用する在宅の重度の障害のある人が、障害の状況にあわせた自動車を購入または改造しようとする場合、その改造費等を助成することにより、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

自動車を購入または改造しようとする機会は少ないため、機会を逃さないよう周知を徹底する必要があると考えられ、事業の利用促進のために積極的な事業の周知を図ります。

2-4：コミュニケーション支援の充実

現状と課題

聴覚障害のある人など、意思疎通を図ることが困難な人のコミュニケーション手段を確保することは、障害のある人の自立生活を支援する上で重要となります。

町では、毎週月曜日の 13 時から 15 時まで、福祉課窓口到手話通訳者を設置し、また病院や公共機関等での相談や諸手続き等の支援のため、手話通訳者を派遣しています。現在、手話通訳者が不足している状況にあり、他地域からの支援を受けながら事業を運営していることが地域の課題となっています。

また、聴覚障害のある人の中には、情報保障の手段として手話だけでなく要約筆記を必要とする人もいるため、要約筆記事業の検討が求められています。

さらに、障害のある人が外出先でコミュニケーションが図られるよう、地域で手話のできる手話奉仕員を養成することも市町村の責務です。現在、逗子市と共催で手話奉仕員養成講習会を開催していますが、手話講習会は参加者数が少なく、また、手話奉仕員から手話通訳者へと養成されるまでには時間が必要であり、すぐ結果に反映されないことが課題となっています。手話奉仕員の養成から、手話通訳者の養成へのステップアップを可能にして、地域の手話通訳者が増えることが期待されることから、継続して事業を実施することが重要となります。

1) コミュニケーション支援事業

担当課名：福祉課

■ 障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口到手話通訳者を設置し、相談や諸手続きの支援を行うとともに、病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者の派遣を行います。

【取り組みの方向】 継続

聴覚障害のある人の中でも、情報保障の手段として手話を必要とする人と別の手段として要約筆記を必要とする人がいます。今後も継続して事業の実施に努めるとともに、ニーズ等を勘案し、必要な事業量の確保に向けて取り組んでいきます。

2) 手話奉仕員養成講座

担当課名：福祉課、社会福祉協議会

■ 障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

聴覚障害への理解や手話技術の習得により聴覚障害のある人のサポートを希望する町民を対象として、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の養成テキストに準じた講座を開催し、手話奉仕員を養成します。

また、手話奉仕員から手話通訳者へステップアップを図るための支援を、逗子市と連携を図りながら推進します。

【取り組みの方向】 継続

入門課程を社会福祉協議会で、基礎課程及び上級課程を町が逗子市と共催で実施し、連携を図ります。また、手話通訳者を目指す人のために、同じく逗子市との共催によりフォローアップ講座を開催し、神奈川県の手話通訳者養成講座受講に向けて集中的に指導を行います。今後も継続して事業実施を行うとともに、より効果的な事業運営ができるよう、検討していきます。

基本目標3：福祉・生活支援の充実

3-1：在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障害者自立支援法が施行されてから、地域生活を支える各種サービスが整備され、障害のある人の地域生活を支える支援体制の充実が図られました。さらに、法律の名称が障害者総合支援法に改められると同時に、対象者の範囲が難病患者等へも拡大されました。しかし、拡大後も難病患者等のサービス利用は円滑に行われていないのが現状です。

制度改正にあわせて、サービスが適正に利用されるよう、周知や推進体制への努力が求められています。

1)訪問系サービス

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「**重度障害者等包括支援**」「**自立生活援助**」の各サービスを提供します。

制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して各サービスの安定的な提供を図ります。

2)補装具費の支給事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

障害のある人の身体機能を補完または代替し、自立した日常生活を行えるよう、補装具の購入費または修理費を支給します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

3)日常生活用具の給付

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

主に身体障害のある人に、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。

【取り組みの方向】 **継続**

身体障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めるとともに、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

4)入浴サービス事業の充実

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

家庭において入浴することが困難な在宅の重度の障害のある人の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

また、原則週1回の提供となっていますが、夏場の必要回数などを検討し、サービスの充実を図ることを検討します。

5)配食サービスの充実

担当課名：福祉課

【事業概要】

食事作りが困難な在宅の高齢者及び重度の障害のある人の世帯に、調理した夕食を配達し、健康保持や安否確認を行います。

平成23年からは、「就労継続支援B型 トントントン工房」が委託事業所となり、食事作りから配達までを行っています。

【取り組みの方向】 継続

今後もニーズを把握し、内容の充実を検討しつつ、継続してサービス提供を図ります。

6)介護用品支給事業

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

障害者手帳の発行を受けている重度の障害のある人で、排泄用具を常時必要とする人に対し、紙おむつや尿パッドなどを支給しています。

【取り組みの方向】 継続

社会福祉協議会の自主財源で賄っており、安定・継続した支給が課題となっていますが、今後も継続して実施していくように取り組んでいきます。

7)グループホーム等の入居者支援

担当課名：福祉課

【事業概要】

グループホームに入居する障害のある人の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。

施設入居者のうち10,000円を上限として家賃を助成しています。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続して取り組んでいきます。

3-2：施設等利用者への支援の充実

現状と課題

障害のある人の重度化や高齢化、さらには親亡き後の将来の支援は、障害のある人とその家族にとって、不安材料の一つになっています。

アンケート調査の結果や葉山町自立支援協議会の意見からも、心配の声が寄せられています。

そのため、適切なケアを受けられる暮らしの場として、近隣市との連携を図り、施設等を確保していくことが必要となります。

1)施設入所支援

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

【取り組みの方向】 継続

施設入所を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に努め、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

2)自立訓練(機能訓練・生活訓練)

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。

【取り組みの方向】 継続

専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。

3)更生訓練費の確保

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

身体障害のある人が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【取り組みの方向】 継続

身体障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努め、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

3-3：相談体制の充実

現状と課題

障害のある人一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の入口が相談支援となります。そのため、アンケート調査結果や葉山町自立支援協議会において課題として出された、どこに相談したらよいかわからないなどといったことのないよう、わかりやすい相談体制が必要になります。

現在、町ではケースワーカーをはじめ、身近な相談窓口として民生委員・児童委員や相談支援事業所の相談支援専門員（「支援センター風」、「地域生活サポートセンターとらいむ」及び「こころの相談室ポート」）が障害のある人や家族の相談支援に従事しています。専門的な知識を持つ3箇所の相談支援事業所に委託することにより、質の高いサービスを提供しています。中でも「こころの相談室ポート」は、精神障害のある人を対象に、町内ではじめて相談支援事業所として設置され、相談支援の充実を図ってきました。

平成 27 年度より支給決定の際に必要な計画相談支援については、現在作成率が 100%になり、支援が必要な人に適したサービスが提供されています。しかし、相談支援事業所の不足により対応体制が厳しい状況にあり、相談支援事業所の確保が課題になっています。

また、依然として十分な相談窓口の認知や制度の理解が図られていないのが現状であり、情報のバリアフリー化を進め、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる相談体制を確立していくことが重要となります。

1)相談支援事業の充実

重 点

担当課名：福祉課

■ 障害福祉計画及び障害児福祉計画の対象事業：【自立支援給付】【障害児支援事業】【地域生活支援事業】

【事業概要】

障害のある人や家族等からの相談内容に応じて、福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談等を、総合的な相談窓口として相談支援事業所（「支援センター風」、「地域生活サポートセンターとらいむ」、「こころの相談室ポート」）で実施します。

サービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、相談支援事業者と連携を図りながら、サービス等利用計画を作成します。

【取り組みの方向】 継続

平成 27 年度より支給決定にあたって必要なサービス等利用計画について、現在作成率が 100%になりましたが、相談支援事業所の不足により対応体制が厳しい状況にあります。

今後も必要とされる規模のサービス提供ができるように、相談支援体制の強化を進めるとともに、将来に向けて町内の身近な場所に相談支援事業所を増やせるよう、継続して取り組んでいきます。

2) 相談支援の充実

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

町の相談窓口において、適切な対応ができるよう、保健師等の専門職員の確保や資質向上に努めるとともに、相談支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。

福祉課内に保健師を設置するとともに、葉山町自立支援協議会の相談支援ネットワーク部会において相談支援事業者との連携を図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して相談窓口の充実を目指し、町役場や町内施設等で相談ができるよう、相談のしやすさに配慮した窓口機能の向上を検討していきます。

3) 民生委員・児童委員の相談

担当課名：民生委員・児童委員、福祉課

【事業概要】

地域で安心して生活ができるよう、生活に関する身近な相談を実施しています。

民生委員・児童委員の「障がい者福祉部会」において、地域の声を行政に反映してもらう仕組みができています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も民生委員・児童委員との緊密な連携のもと、継続して取り組んでいきます。

4) 地域福祉総合相談事業

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

地域での生活及び福祉活動の担い手の相談を総合的に受け、住民、行政、福祉事業者との連携のもと支援を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

高齢、障害、児童などの枠にとらわれず、地域での日常生活の中での困りごとや福祉活動に関する相談の総合窓口として、住民、行政、福祉事業者との連携・協働のもと、個別支援や地域支援、住民福祉活動の情報提供等を行います。

5) 相談支援ネットワークの構築

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人や家族の相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業者、福祉施設、地域活動支援センター等の関係機関とのネットワーク体制を構築します。（葉山町自立支援協議会）

現在、相談支援ネットワーク委員会を設置し、各事業所間の情報交換等を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

相談支援事業所の不足という状況があり、障害のある人にとって身近な相談窓口を確保していくことが課題となっています。

今後は関係機関とも連携し、町の相談窓口なども身近な相談先の一つとなり、多様な接点を通じて相談支援のネットワークが機能するよう継続して取り組んでいきます。

6)保健相談事業

担当課名：町民健康課、福祉課

【事業概要】

障害のある人及びその家族が必要な時に相談できるよう、福祉課と町民健康課で所内相談を行っています。

相談方法は、電話、来所や各種教室への参加等様々ですが、相談の内容で関係機関と連携して、相談の充実を図ります。

また、子ども育成課、教育委員会、福祉課、町民健康課で情報を共有し、包括的な支援が行えるよう、ケース会議や連絡会を開催しています。

【取り組みの方向】 継続

相談内容は、障害に関することや生活習慣病に関すること等、多岐にわたります。

生活習慣病の人には半年程度の改善指導を行います。体調の変化で継続支援が難しくなり、予定期間よりも延長することや指導内容を変更することもあります。その際、障害のある人が支援サービスを利用している場合は、施設や相談機関に連絡をして継続支援を行うことができますが、どこにも所属していない人の場合は指導が途切れてしまう可能性があるため、町民健康課と福祉課が連携し、訪問指導等その人が受け入れられる方法で支援を継続します。

また、町民健康課には急遽相談に来る人が多いため、相談方法の周知を行い、円滑な相談ができる環境づくりに取り組みます。

7)情報提供の充実(制度案内)

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害者手帳交付の際に制度案内を配付し、利用可能な制度について周知するとともに、広報紙や町のホームページなど多様な手段を通じてわかりやすい、利用しやすい情報を提供します。

また、町役場に音声拡大読書機「よむべえ」を設置し、視覚障害者、学習障害者、高齢者等のサポートをします。

【取り組みの方向】 継続

制度案内の冊子では、情報量の多さから、熟読してもらうことが困難なため、制度周知のさらなる工夫が求められています。

今後も利用者の利便性に配慮して、わかりやすい情報提供の在り方を検討し、継続して取り組んでいきます。

8)情報提供の充実(声の広報)

担当課名：政策課、議会事務局

【事業概要】

視覚障害のある人に「広報はやま」及び「葉山町議会だより」を読んでもらうため、デイジー図書の作成を行い、希望される人には毎月ご自宅へお届けしています。なお、政策課にて貸し出しすることや町ホームページよりダウンロードすることも可能となっています。

【取り組みの方向】 継続

視覚障害のある人に、町の情報をきちんと伝えられるよう、今後も継続して取り組んでいきます。

3-4：発達障害のある子ども等への対応体制の充実

現状と課題

障害のある子ども等は、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発見・早期支援の対応の必要性は極めて高いものといえます。

町では、保健・医療・福祉・教育等が連携した取り組みとして、乳幼児期から就労するまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制を充実させています。発達支援システムの中で作成した相談支援ファイルが利用者及び事業者（支援者）の双方が利用しやすいツールになり、より良い活用が図られるように、普及に向けた取り組みを強化する必要があります。

また、未就学の障害のある児童等に対して、町立のたんぽぽ教室において障害児通所支援の児童発達支援事業を提供しています。町立のたんぽぽ教室以外にも町内で2箇所の児童発達支援事業所があり、日常生活や社会生活に必要なコミュニケーション能力の向上を目指します。また集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導等が行われることが期待されています。

1) 障害児相談支援の推進

担当課名：子ども育成課、福祉課

【事業概要】

早期発見・早期支援の視点で母子保健・子育て支援・家族支援など総合的な支援ができるよう体制整備を図ります。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続して葉山町自立支援協議会の相談支援ネットワーク部会を活用しながら関係機関との情報共有等を図り、今以上に連携を強化して取り組んでいきます。

2) 児童発達支援事業

担当課名：子ども育成課、福祉課

■ 障害児福祉計画の対象事業：【障害児支援事業】

【事業概要】

未就学の障害のある児童等（自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（AD/HD）等の児童も含む）に対し、専門職等による療育支援・機能訓練を行い、子どもの発達を支援するとともに、保護者等に対しても児童の正しい理解と療育を支援します。

【取り組みの方向】 継続

たんぽぽ教室で療育を受けていた児童が就学後の環境の変化に対応し、学校に適應していくために、一貫した発達支援が実施できるよう取り組んでいきます。

3)指導員や保育士の研修

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

障害のある児童等（自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（AD／HD）等の児童も含む）に対応していくため、児童館やたんぽぽ教室の指導員及び保育士の研修受講を推進し、資質の向上を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も近隣市の状況や先進事例などを踏まえながら、効果的な研修を実施し、職員の質の向上を図ります。

4)一貫した相談支援体制の充実

重点

担当課名：子ども育成課、学校教育課、福祉課

【事業概要】

体や心の発達や行動等、何らかの面で周囲の人のサポートが必要な人に対し、周囲の支援者がその状況を理解し、共に支援のあり方について保健・福祉・医療・教育等が連携して、乳幼児期から就労するまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制を充実させています。

【取り組みの方向】 **継続**

発達支援システムの中で療育機関や学校等の関係機関が情報共有等を図り、今以上に連携を強化して取り組んでいきます。

また、相談支援ファイルの活用を充実させ、利用者と関係機関との情報共有が充実するよう取り組んでいきます。

3-5：権利擁護の推進

現状と課題

人間としてその人らしく生きるためには、福祉サービスの利用をはじめ様々な場面において、個人の自己決定権を尊重することが重要です。障害のある人の中には、日常生活を送る上で判断能力が不十分であるため、福祉サービスを十分に活用できないといった問題や、身の回りのことや金銭管理ができないなど、地域での生活が困難な事例がみられてきました。障害のある人の高齢化や親亡き後を見据えて、成年後見制度の利用が図られるよう支援していくことが求められています。

また、障害のある人に対する虐待が個人の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとってこれを防止することが極めて重要であることから、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待防止法」が平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行されました。

町においては、平成 25 年 4 月より福祉課内に「葉山町障害者虐待防止センター」を設置し、支援体制を整えており、現在、通報件数は年間 1 件程度となっています。通報が少ないことが望まれる一方で、すべてのケースを把握できているのか疑問な点もあるため、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることが重要です。また、過去に虐待のあった障害のある人の家庭訪問、障害者虐待防止に関する研修、虐待事例の分析等への取り組みも必要となります。

1)成年後見制度利用支援事業

担当課名：福祉課

■ 障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

高齢者や障害のある人が尊厳ある生活を維持するため、社会福祉協議会やNPO法人等と連携して、成年後見制度の相談・利用支援及び普及・啓発を行います。

また、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成することで、制度利用の促進を図ります。

現在、弁護士や行政書士等の専門家による相談ができるよう、町役場に相談窓口を設置しています。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続して、必要なときに円滑に成年後見制度が利用できるように支援していきます。

2)障害者虐待防止の仕組みづくり

担当課名：福祉課

【事業概要】

虐待を防止し、障害のある人の安全で安心な地域生活を確保するため、国・県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、平成 25 年度より福祉課内に設置した葉山町障害者虐待防止センターを中心とした支援体制を整えています。

【取り組みの方向】 継続

虐待の判断については、通報の状況によって、虐待かどうかの見極めが難しいため、迅速に関係機関で情報を共有し、総合的な視点からの確かな判断ができるように努めていきます。

3)あんしんセンター事業

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

日常生活を営む上で支障がある知的障害、精神障害、身体障害のある人等の権利擁護を図り、地域での自立した生活を送れるよう、利用者または法定代理人（以下、「利用者等」という。）との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを提供します。

相談・契約件数は増加傾向にあります。制度案内等を通じて事業周知に努めています。

【取り組みの方向】 **継続**

利用者の契約締結能力がなくなった際、親族後見人がいないために報酬を必要とする第三者後見人への移行支援が課題となっています。

そこで、本事業とあわせて成年後見制度の普及啓発も推進していきます。

3-6：経済的支援の充実

現状と課題

障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしているのが、障害年金の支給制度です。また、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度もあります。

町では、在宅の中軽度の障害のある人に対し、等級に応じて手当を支給しています。これは、法整備のない障害者福祉施策の中で始められた事業であり、社会変化に応じて施策の転換を図る必要性が求められています。

また、障害のある人の経済的支援を図るためには、障害年金や国・県の各種手当を適正に受給できるよう、普及・啓発を行っていくことが重要となります。

1)障害者手当支給事業

担当課名：福祉課

【事業概要】

毎年4月1日現在で町内在住の身体障害・知的障害・精神障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。

【取り組みの方向】 **改善**

法整備によるサービスの充足など、社会変化に応じた施策の転換を図る必要があるため、今後は施策の見直しを検討します。

2)特別障害者手当支給事業の普及・啓発

担当課名：福祉課

【事業概要】

在宅の重度の障害のある人で常時介護を要する人が手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。

広報や制度案内等により国事業の普及・啓発を図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

3)神奈川県在宅重度障害者手当支給事業の普及・啓発

担当課名：福祉課

【事業概要】

毎年4月1日現在で県内に1年以上居住している在宅の障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。

広報、制度案内等により県事業の普及・啓発を図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

4)公共料金等割引制度の普及・啓発

担当課名：福祉課

【事業概要】

重度の障害のある人の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度について、制度案内等により周知を図ります。

- ・ 電車、バス等の交通機関の運賃の割引
- ・ 有料道路の通行料金の割引
- ・ 水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

基本目標４：保健・医療の充実

4-1：予防と健康づくりの充実

現状と課題

近年では、疾病全体に占める、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、それらが障害の原因となることが多いことから、早期に生活習慣の見直しなどを通じて、疾病の「予防」に重点をおいた施策の推進が必要となります。

また、障害のある人のための医療の充実は、障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進するために必要不可欠であります。

町では、予防と健康づくりのため、健康診断、健康相談や講演会等を開催し、積極的に健康の増進に努めています。しかし、障害のある人は生活習慣病のハイリスク群となっているため、健康指導の必要性が高い反面、病状により来所が困難なこともあり、一人ひとりにあった支援の方法が求められています。

また、重度の障害のある人には、保険診療に係る医療費を助成し、障害のある人が経済的に困窮しても必要な医療が受けられるよう努めています。

1)自立支援医療費の支給

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

障害のある人の障害の程度を軽くするための治療にかかる医療費を、自立支援医療費（更正医療・育成医療）として支給します。

また、精神疾病の通院にかかる自立支援医療費（精神通院）については、円滑に手続きを行えるよう努めます。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続して必要な医療費を支給するとともに、事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

2)障害者医療費助成事業

担当課名：福祉課

【事業概要】

重度の障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、保険診療にかかる医療費を助成します。

町は、平成 19 年 10 月より重度の精神障害のある人への入院・通院に係る医療費の助成も開始しています。

【取り組みの方向】 縮小

平成 21 年 10 月から年齢制限を導入し、年々増加する医療費の増額を抑制することができています。

神奈川県補助事業で実施している事業ですが、補助金については、対象者に制限があるため、町単独で支出する経費が多く、安定した事業運営を継続させるためには、町としても県と同様の制限を導入する必要があると考えられます。

そこで、制度の安定的かつ継続的な運営を目指すため、所得制限の導入について検討を行っていきます。

3)母子保健事業

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

妊娠期から乳幼児期の健康相談・健康教育等を通じて、支援の必要な人への早期支援を通し、親子の健やかな生活を支えます。

乳幼児健康診査にて、運動発達や精神発達及び疾患等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行います。

その後、子どもの状況により、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。

【取り組みの方向】 継続

健診受診者に対しての支援体制は整ってきていますが、健診未受診者に対するアプローチの強化が必要と考えられるため、未受診者対策の強化を図り、引き続き事業を実施していきます。

4)特定健診・特定保健指導事業

担当課名：町民健康課

【事業概要】

国民健康保険加入の40歳から74歳の方を対象に健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防、早期発見に努めます。また、重症化を予防するため、特定保健指導対象者となった方に対して保健指導を実施します。

精神障害のある人は、食事の調整や運動の実施が困難で、特定保健指導対象者になることが多く、本人の希望や家族の勧めなどで特定保健指導を受ける人が増えています。

【取り組みの方向】 継続

障害のある人は生活習慣病のハイリスク群となっていますが、来所が困難だったり、病状の悪化のため来所できなくなってしまう人もいます。そのため、その人独自の指導期間や内容が必要になります。

そこで、特定健診については、障害のある人が受診しやすいように、時間帯や環境に配慮して実施していきます。

特定保健指導については、来所しやすい時間や、理解しやすい内容を心がけ、通常半年間で終了するものですが、本人のペースを大切に、指導方法や指導期間の延長を考慮していきます。

5)健康増進事業

担当課名：町民健康課

【事業概要】

各種がん検診や歯周疾患検診、シェイプアップ教室などの健康増進教室、健康フェスティバルや講演会等を実施し、健康づくりに努めます。

また、脳血管疾患等で言語障害を持つ人に言語訓練教室を実施します。

【取り組みの方向】 継続

がん検診は障害のある人の受診が難しく、胃がん検診は安全上からお断りすることがあるため、受診しやすいがん検診の工夫を検討していきます。

講演会等については、障害のある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。

健康教室は精神障害のある人が参加しやすいよう、初回に留意点などをうかがい、周囲の協力を仰ぎながら進めていきます。

4-2：障害の早期発見・早期対応

現状と課題

障害のある子どもが将来自立した生活を送るために、乳幼児期における療育の支援等は重要なものとなります。町では、乳幼児健康診査等を実施し、早期発見・早期支援の対応に努めています。

また、成人については、がん検診や健康診断の結果をもとに、適切な指導・相談を行い、早期発見・早期治療を促進しています。しかし、がん検診の結果を送付しても、状況が把握できずに精密検査を受けないままの人がいるなど、個別の支援の強化が課題となっています。

1)乳幼児療育事業

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

乳幼児健康診査等において、運動発達や精神発達等で、何らかの発達支援が必要な子どもに対し、経過健診や心理発達相談、医療機関への受診等にて健診後の支援を行い、必要な子どもに対して療育支援を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

療育を必要とする子どもの支援につながるよう、スクリーニング機能の充実と保護者への積極的支援に努めます。

また、子どもに合った適切な療育指導の実施に努めます。

2)健診フォロー体制の整備

担当課名：町民健康課、子ども育成課

【事業概要】

成人については、がん検診等で要精密検査となった人に対しては、適切な受療を行っているか確認し、必要な指導を行っています。また、健康診査の結果、生活習慣病の指導を希望する人に対しては、相談を行っています。

乳幼児は、乳幼児健康診査において、運動発達や精神発達等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行っています。

子どもの状況により、その後、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

健診受診者に対しての支援体制は整ってきていますが、要精密検査の受診確認の通知を出しても返信がなく、状況が把握できない人がいるなど、支援の強化が必要です。その人が受け入れられる支援を個別にきめ細かく行っていきます。

基本目標5：雇用と就労支援の充実

5-1：就労支援の総合的な推進

現状と課題

障害のある人の就労支援体制では、一般就労や福祉的就労など、一人ひとりにあった働き方ができるよう整備されています。

近年、障害のある人の就労意欲が着実に高まっている中で、就労による社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で自立していきいきと暮らせるよう、障害者雇用対策の一層の充実を図っていく必要があります。

現在、町では、葉山町自立支援協議会をはじめ、日ごろから障害者就業・生活支援センターや就労移行支援・継続支援事業所など、関連団体と連携し、適切な就労支援に努めています。

今後も、障害のある人の就労支援の充実と活性化を図るため、職業訓練、相談機能の強化、生活支援と一体となった支援施策の充実が求められます。

※一般就労と福祉的就労

一般就労とは、民間企業等（特例子会社を含む）に就職することや在宅で就労することを意味します。一方、福祉的就労とは、障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターで就労することを意味します。

1) 就労支援事業

担当課名：福祉課

■ 障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」、一般企業等への就労が困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」のサービスを提供します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

2) 就労後定着支援事業

重点

担当課名：福祉課

■ 障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

障害のある人の就労の定着を図るため、障害のある人と障害のある人を雇用する事業者の双方への支援策に取り組んでいます。

「NPO法人地域生活サポートまいんど」へ委託し、就労後定着支援を実施しています。

また、平成30年4月より総合支援法が改正され、新たに障害福祉サービスとして「就労定着支援」が創設されます。

【取り組みの方向】 **継続**

町の委託事業として取り組んできた就労後定着支援事業と障害福祉サービスの個別給付としての「就労定着支援」との調整を図り、今後も継続して就労後定着を目指して取り組んでいきます。

3)就労に関する相談体制の充実

重 点

担当課名：福祉課

【事業概要】

葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関、近隣市との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローまでの就労相談支援策の充実に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

町内に就労できる場が少ないため、近隣市との連携のもと引き続き取り組んでいきます。

4)情報提供の充実(就労支援に関する情報の提供)

担当課名：福祉課

【事業概要】

就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。

相談支援事業所と連携を図りながら就労に向けた支援を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も引き続き、就労支援に関する情報提供の充実を図っていきます。

5)効果的な就労支援策の検討

重 点

担当課名：福祉課

【事業概要】

葉山町自立支援協議会において就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し、効果的な就労支援策を検討していきます。

【取り組みの方向】 **継続**

葉山町自立支援協議会など、事業所の連携のもと、継続して効果的な就労支援策のあり方を検討していきます。

5-2：就労環境の改善・向上

現状と課題

障害のある人の就労については、職場の障害理解に基づく適切な就労環境が整備されていないことから、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

この問題を解決するため、障害者総合支援法においては、障害のある人の就労への抜本的強化が行われていますが、就労訓練や就労継続支援にとどまらず、就労先の開拓や斡旋、就労後の支援や、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連しています。

身近な地域の中に働きやすい環境を整備するために、まずは事業主をはじめとして、広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行うことが重要となります。

1) 就労支援ネットワークの構築

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行えるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、地域障害者就業センター（神奈川障害者職業センター）、障害者しごとサポート事業、障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネットワーク体制を構築します。

【取り組みの方向】 **継続**

就労支援については、個別のケースに応じて各関係機関と連携を図っています。今後も個別のケースに応じて対応するとともに、葉山町自立支援協議会など、事業所の連携のもと、継続して就労支援ネットワークの構築を進めていきます。

2) 事業主への雇用の啓発

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

制度案内等を通じて、町内の事業主に対し、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介を行い、地域の中で障害のある人が就労できる場の開拓に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

町内に就労できる場が少ないため、近隣市との連携のもと引き続き取り組んでいきます。

3) 雇用報奨金支給事業

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の雇用促進と就労の定着を図るため、知的障害のある人及び精神障害のある人を3ヶ月以上雇用する事業主に対し雇用報奨金を支給します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して取り組んでいきます。

5-3：雇用の場の拡大

現状と課題

障害のある人の自立生活を可能にするために、経済的な安定は必要不可欠であり、そのための就労が重要となります。

町では、地域に雇用の場が限られていることから、障害者雇用枠での町職員の募集の際、対象範囲を精神障害のある人へ拡大し、積極的に雇用の場の拡大を図りました。また、町の業務を積極的に事業所へ委託することにより、業務の拡大を推進してきました。

国では、障害者優先調達が施行されたことにより、今後は町の指針に基づき、障害者施設等からの優先的な調達を推進することが求められています。

1)町の業務の委託促進

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を事業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。

福祉施策の配食サービスや、行事等のお弁当やミックスペーパーの回収袋の作成を障害者施設に委託しています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後は障害者優先調達推進法に基づき町の指針を策定し、障害者施設等からの調達を推進します。

2)公共施設の雇用拡大

担当課名：総務課、福祉課

【事業概要】

町の公共機関において、障害のある人の雇用拡大や就労の場の創出に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

就労者の職場定着を図ることが重要と考えられ、障害のある人の職場定着のため、就労後の支援を行っていきます。

今後も法定雇用率の遵守を図り、採用を行っていきます。

3)職場実習の受け入れの検討

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の一般就労への移行を支援するため、町の公共機関において、障害のある人の職場実習の受け入れを検討します。

現在、売店の運営を通じて職場体験を実施しています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も新たな機会の創出を検討していきます。

4)就労の機会の拡大

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害者団体等への委託や短時間雇用、ワークシェアリング、インターネットを利用した在宅就業等の普及など、一人ひとりの能力や特性に応じた、働く機会の増大につながる支援と環境づくりを検討します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後は葉山町自立支援協議会での検討を行っていきます。

基本目標6：共に学び共に育つ環境の整備

6-1：療育・保育支援の充実

現状と課題

障害のある児童とない児童が互いに育ち合い、支え合う関係を築くことができる統合保育は、幼い頃からノーマライゼーションの理念を自然に身につけるために効果的な事業となります。

町立保育園では、一定の条件のもと障害児保育（統合保育）を実施しています。また、幼稚園等での障害のある児童の受け入れに対しても、運営費の支援を行っています。

障害のある児童もない児童も共に過ごすことで相互理解を身につけ、健全な発達及び人格形成を促進するため、今後も障害のある児童の受け入れ体制の確保が求められます。

1)障害児保育(統合保育)の充実

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

障害のある児童を受け入れることにより、その児童とその他通園児童の健全な発達及び人格形成を促進するとともに、障害のある児童の家庭の子育てを支援します。

【取り組みの方向】 継続

障害のある児童1名について、1名の保育士が必要となるため、複数名受け入れるには保育士の数を増やす必要があります。また、障害児保育に精通した保育士の育成・確保も必要となります。

今後も必要とされるサービス量が確保できるように、保育士の育成とあわせて人員の確保を図り、受け入れの課題の解決に継続して取り組んでいきます。

2)障害児等の幼稚園への就園支援

担当課名：教育総務課

【事業概要】

幼稚園運営費補助金として、障害のある児童1人あたり13万円、たんぽぽ教室通園児1人あたり2万円を幼稚園に交付します。

【取り組みの方向】 継続

今後も現状の水準を維持して、継続して取り組んでいきます。

6-2：特別支援教育の推進

現状と課題

障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの障害の状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。障害のある子どもの個性や能力を育むために、継続的に幅広く支援していくことが重要です。

近年、学習障害、注意欠陥障害・多動性障害、高機能自閉症などの問題を抱える児童・生徒を含めて、障害のある子どもも地域の通常の学級で学習することを前提にした上で、必要に応じて特別な支援を行う学習の場を提供していくことが求められています。

そこで、学校教育においては、すべての学校に特別支援学級を設置し、障害のある児童・生徒のニーズに対応した特別支援教育を実施しています。

アンケート調査の結果には、障害のある子どもとない子どもが、幼い頃から地域の中で共に学び育つことの大切さが指摘されています。そこで、幼い頃からノーマライゼーションの理念を自然に身につけていくことができるような環境を整えることが重要となります。

1)特別支援教育の推進

担当課名：学校教育課

【事業概要】

障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。

個別の教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。また、教員研修を実施しスキルアップを図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある児童・生徒において障害の多様化が進んでいるため、さらにきめ細かな対応に留意して、引き続き取り組んでいきます。

2)特別支援学級の設置

担当課名：学校教育課

【事業概要】

地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、町内すべての小中学校に特別支援学級を設置し、必要に応じて特別支援学級の担任以外に介助員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。

【取り組みの方向】 **継続**

特別支援学級在籍児童数の増加に伴う、介助員の確保が課題となっています。今後も必要な人員の確保に努め、引き続き取り組んでいきます。

3)学校施設の整備

担当課名：学校教育課

【事業概要】

障害のある子どもの教育的ニーズを満たすよう、教育環境を整え配慮しています。

【取り組みの方向】 **継続**

教育的ニーズの多様化に対応できるよう、学校施設の整備を図っていきます。

4)特別支援学級就学奨励費補助

担当課名：学校教育課

【事業概要】

特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励費の補助を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も特別支援学級就学奨励費補助制度を安定的に実施していきます。

5)就学支援委員会の開催

担当課名：学校教育課

【事業概要】

町内に住所のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため、障害児就学支援委員会を開催し、児童・生徒の状況を資料とともに報告し、適切な支援のあり方を審議しています。

【取り組みの方向】 **継続**

検討対象児童・生徒の増加に伴う検討時間の確保が課題となっており、今後は十分な検討時間を確保できるように委員会運営を工夫しながら、継続して取り組んでいきます。

6-3：放課後対策等の充実

現状と課題

学齢期の障害のある子どもや家庭にとって、放課後等の居場所づくりを推進することは、生活の質を向上させるとともにレスパイトケアとして重要な役割を担っています。

町では、児童の放課後の居場所として、学童クラブや児童館を提供し、障害のある子どももなしに関わらず相互に交流できる場として役割が期待されています。しかし、現在児童館を利用する障害のある子どもは、一人で来館できる障害レベルの子どもとなっており、重度の障害のある子どもは障害の程度に応じて保護者の付き添いが必要になりますをお願いしております。障害のある子どもとない子どもが共に交流するための機会を確保することや、学童クラブでの発達に課題のある子どもの受け入れ等、来館方法やその手段についての工夫が必要な現状です。

また、放課後等デイサービスにおいて、児童の放課後の生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所及び療育の場(日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等)を通して障害のある子どもの自立を促進しています。児童福祉法が改正され、サービスの提供が始まった当時は、町内に利用できる事業所がありませんでしたが、平成 27 年度に初めて町内に事業所が開設され、現在 2 つの事業所によりサービスが提供されています。

1) 児童・生徒の居場所づくり

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

両親の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して「学童クラブ」、地域の遊び場として児童が利用できる「児童館等」を提供します。

【取り組みの方向】 継続

障害のある児童を「学童クラブ」で受け入れるにあたっては、そのために必要となる人員の確保について、財政面、人材面及び環境整備の面で大きな課題となっています。今後は、学童クラブ及び放課後等デイサービスを利用する調整を民間事業所等と連携をしながら適切な対応に努めていきます。

また、「児童館等」では、障害のある児童もなしに関わらず互いに交流できる貴重な場となりますが、指導員のケアが行き届かない問題も生じます。互いに安心して遊べる場を提供するために、障害のあるなしにかかわらず、学校や関係機関と連携を図り、必要に応じて付き添いを求めるなど、適正な事業の実施に努めます。

2) 放課後等デイサービス事業の利用促進

担当課名：子ども育成課、福祉課

■障害児福祉計画の対象事業：【障害児支援事業】

【事業概要】

支援の必要な就学児の放課後の療育の場として「放課後等デイサービス」を提供します。

【取り組みの方向】 継続

平成 27 年度に町内に初めて事業所が開設され、現在 2 つの事業所によりサービスが提供されています。

今後も事業所と連携を図りながら、継続してサービスの安定的な提供を図ります。

基本目標7：安心して暮らせる住みよいまちづくり

7-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

障害のある人が安心して暮らせるまちとは、すべての人が暮らしやすいまちです。町は、これまでも「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」「葉山町まちづくり条例」に基づき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進するとともに、民間の開発や建築行為に対しても適切な配慮のお願いをしてきました。しかし、町内の建築物、道路、公園、住宅等は未だ十分にバリアフリー化されていないのが現状です。このことは、アンケート調査でも多かった意見の一つです。

1)バリアフリーの推進

担当課名：福祉課

【事業概要】

公共施設をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう「神奈川県福祉の街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」の周知を図り、民間事業者等への理解促進と施設整備を要請していきます。

【取り組みの方向】 継続

今後も事業者との協議において協力を依頼し、継続して取り組んでいきます。

2)公共施設等の整備

担当課名：公共施設課、関係各課

【事業概要】

町営住宅、公衆トイレ等の公共施設の整備や改修において、計画の段階から障害のあるなしに関わらず、誰もが利用しやすい施設となる整備を推進します。

公共施設の一定のバリアフリー化は実施済みであり、施設の新設・改修についてはバリアフリーに配慮した設計を提案していきます。

【取り組みの方向】 継続

今後、将来の更新費用の負担を少なくするため、計画的に財源の確保や維持管理を行う必要があります。

葉山町公共施設白書等を踏まえて、平成 28 年度に策定した「葉山町公共施設等総合管理計画」に基づき、町の公共施設全体の中で総合的かつ計画的に維持保全及び改修等を進めていきます。

3)道路環境の整備

担当課名：道路河川課

【事業概要】

安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設、誘導ブロック等の整備に努めます。

【取り組みの方向】 継続

計画的に効率的な整備を進めていきます。また、今後も歩道の段差解消対策等を推進していきます。

7-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

現状と課題

障害のある人は、障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。アンケート調査においても、一人では避難できないことをはじめ、意思の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

そこで、町では、安否確認や避難の手助けに関して、障害のある人の所在を事前に把握し、地域の自主防災組織との協働体制を確認するため、避難行動要支援者リストを作成しています。このリストは、いざという時の安心の確保のためのものであり、災害時の緊急避難にあたり効果が期待されています。

また、防災行政無線の整備や防災資機材の充実を図るとともに、自主防災組織と連携し、防災訓練等を実施していますが、今後は、警察や消防などの関係機関や関係団体・福祉施設等と連携しながら、地域支援体制を整備し、災害時の対応について準備しておく必要があります。特に、障害のある人が安心して避難できる場として、福祉施設等との契約による福祉避難所の設置に期待が寄せられています。

さらに、障害のある人が、犯罪に巻き込まれる機会も少なくない社会であるため、安心して地域生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化が求められます。

1)避難行動要支援者に対する地域支援体制の整備

重点

担当課名：福祉課、防災安全課

【事業概要】

消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員・児童委員との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、地域ぐるみの避難行動要支援者の地域支援体制の整備を図ります。

具体的には、避難行動要支援者の避難対策等を地域防災計画に位置づけ、リストやマニュアルの作成等を実施し、災害時に備えて情報の共有を図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

災害時に効果的に避難行動要支援者の情報を共有するため、福祉課と防災安全課の連携を強化し、より効果的なリストの活用方法を検討していきます。

2)防災あんしんカードの周知

担当課名：福祉課

【事業概要】

緊急時や災害時に迅速な支援ができるよう、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、薬、介助内容等の情報を記載しておく「防災あんしんカード」を新規手帳取得者に配布し、制度周知に努めます。

障害のある人は、手帳取得時に配布、啓発を実施しています。障害のある人以外には、広報を通じて周知を図っています。

【取り組みの方向】 **改善**

手帳取得時に防災あんしんカードを配布していますが、既に手帳を持っている人には配布できていないため、広報などを活用し、できるだけ多くの人に所持していただけるよう周知に努めます。

3)防災訓練の推進

担当課名：福祉課、防災安全課

【事業概要】

広報活動、町内会・自治会への呼びかけ等により、防災訓練を実施しています。

【取り組みの方向】 **継続**

これまでとおり複数の広報活動を続け、訓練の周知を図り、より多くの住民の参加による防災訓練を行っていきます。

また、可能な限り障害のある人が参加できるよう、体制の整備を図るとともに、障害のある人を対象とした防災訓練についても検討していきます。

4)防災知識の普及

担当課名：福祉課、防災安全課

【事業概要】

避難行動要支援者リストを含め、広報はやまや防災訓練を通じて知識向上に向けた啓発を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も広報誌やホームページ、防災訓練等を通じた広報活動を継続して行っていきます。

5)防犯体制の確立の推進

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防との連携を図りながら防犯体制を強化します。

【取り組みの方向】 **継続**

関係機関との連携に努め、引き続き防犯体制の確立を目指していきます。

6)福祉避難所の設置

担当課名：防災安全課、福祉課

【事業概要】

障害のある人にとって、一般の避難所では生活に支障があるため、安心して避難できる福祉避難所を設置します。

【取り組みの方向】 **継続**

災害時に障害のある人の受け入れが可能な既存の施設と連携し、環境整備に努めるとともに、要配慮者が相談し、助言又はその他の支援を受けることができる体制づくりにも取り組んでいきます。

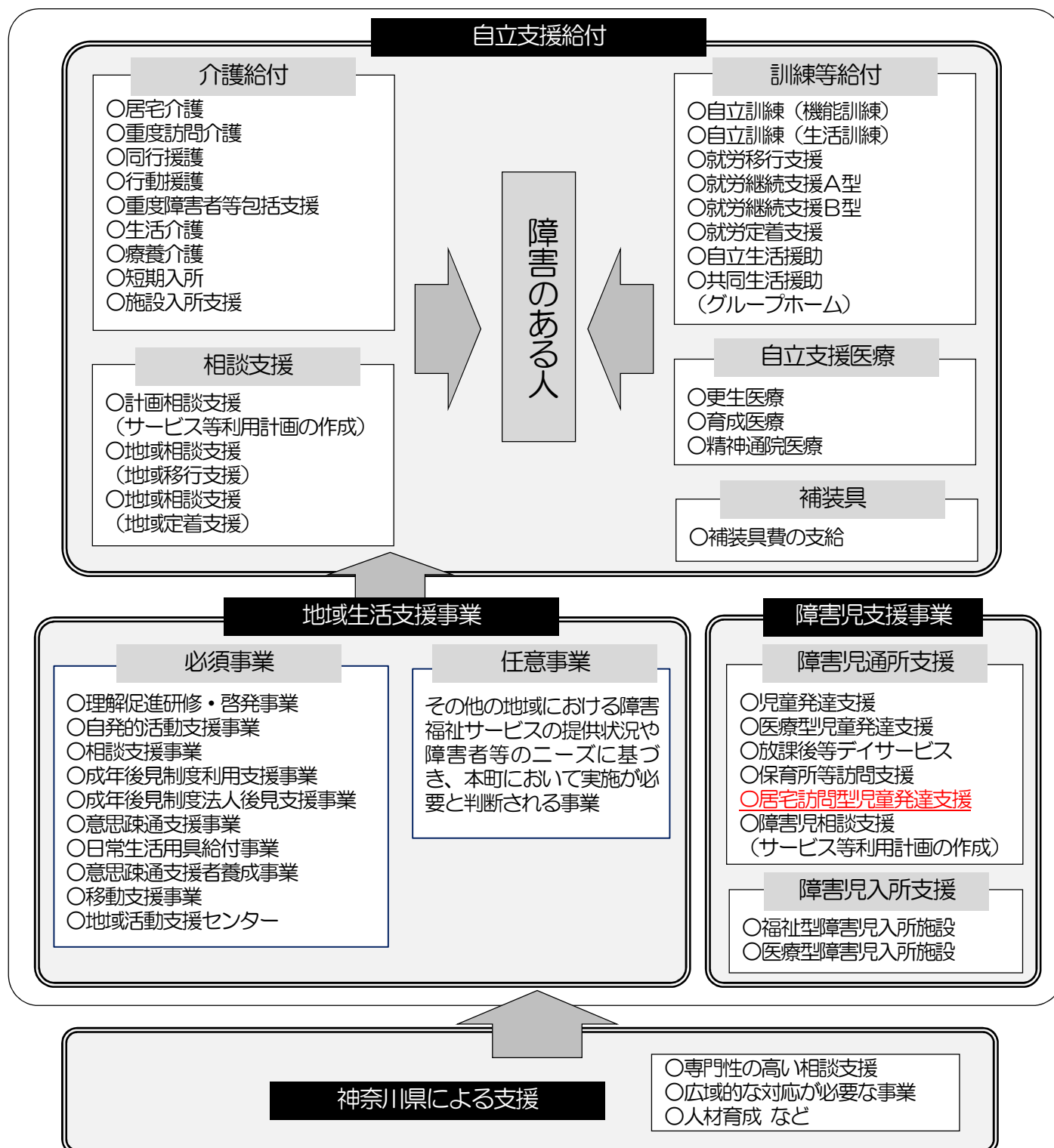
第3編：障害福祉計画

障害児福祉計画

第1章 計画推進の考え方

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、法に規定されている障害児者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

事業の体系は以下のとおりとなっており、事業ごとのサービス見込み量とその確保策を明確にして、計画に沿った事業の実施を図っていきます。



第2章 障害福祉サービスの見込み量

サービスの見込み量の単位の考え方は次のとおりです。

【時間】 サービス利用時間

【人】 実利用者数

【人日】 「(利用実人数) × (一人あたり利用日数)」で算出されるサービスの総量

1. 自立支援給付

(1) 自立支援給付の概要

事業名		内容
障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他、生活全般にわたる支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する人に、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他生活全般にわたる支援及び外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に、移動時及びそれに伴う外出先においての必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要な支援を行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する人に、危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、障害福祉サービスを包括的に提供します。
	生活介護	常時介護を要する人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等、その他の必要な日常生活上の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要し、常時介護を要する人に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	短期入所(ショートステイ)	居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な保護を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

事業名			内容
障害福祉サービス	訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	身体障害のある人に、理学療法、作業療法、リハビリテーション、その他必要な支援を行います。
		自立訓練(生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
		就労移行支援	就労を希望する障害のある人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への就労移行定着のために必要な相談、その他必要な支援を行います。
		就労継続支援(A型)	企業等に就労することが困難な人に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
		就労継続支援(B型)	企業に就労することが困難な人に、雇用契約なしで働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
		就労定着支援	在職障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等を一定期間行い、就労定着を支援します。
		自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人へ一定期間にわたり定期的な巡回訪問や必要に応じた対応を行い、地域生活を支援します。
		共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います。
相談支援		計画相談支援(サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
		計画相談支援(継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
		地域相談支援(地域移行支援)	障害者支援施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
		地域相談支援(地域定着支援)	居宅において単身等の状況で生活する障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。
自立支援医療		更生医療	障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。
		育成医療	生活能力を得るために必要な医療を給付します。
		精神通院医療	精神疾患に対する通院医療を給付します。
補装具費			義肢や車椅子等の購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。
高額障害福祉サービス等給付費			世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。

(2) 自立支援給付の見込み量

1 訪問系サービス

1) 居宅介護支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	307.4 時間	352.9 時間	398.4 時間	<u>177.7 時間</u>	<u>190.7 時間</u>	<u>203.7 時間</u>
	実績	217.0 時間	248.5 時間	<u>195.7 時間</u>			
	達成率	70.6%	70.4%	<u>49.1%</u>			
利用実人数	計画	27 人	31 人	35 人	21 人	22 人	24 人
	実績	16 人	17 人	19 人			
	達成率	59.3%	54.8%	54.3%			
一人あたり 利用時間	計画	11.4 時間	11.4 時間	11.4 時間	<u>8.7 時間</u>	<u>8.7 時間</u>	<u>8.7 時間</u>
	実績	13.6 時間	14.6 時間	<u>10.3 時間</u>			
	達成率	119.3%	128.1%	<u>90.4%</u>			

※平成 29 年度の数値は、6ヶ月間の実績から推計した見込み

2) 重度訪問介護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間			
	達成率	－	－	－			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	－	－	－			
一人あたり 利用時間	計画	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間	36.0 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間			
	達成率	－	－	－			

3) 同行援護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	6.0 時間	6.0 時間	6.0 時間	<u>22.4 時間</u>	<u>22.4 時間</u>	<u>22.4 時間</u>
	実績	39.5 時間	18.0 時間	<u>22.4 時間</u>			
	達成率	658.3%	300.0%	<u>373.3%</u>			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
	実績	2 人	1 人	2 人			
	達成率	200.0%	100.0%	200.0%			
一人あたり 利用時間	計画	6.0 時間	6.0 時間	6.0 時間	<u>11.2 時間</u>	<u>11.2 時間</u>	<u>11.2 時間</u>
	実績	19.8 時間	18.0 時間	<u>11.2 時間</u>			
	達成率	329.2%	300.0%	<u>186.7%</u>			

※平成 29 年度の数値は、6ヶ月間の実績から推計した見込み

4) 行動援護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	25.0 時間	25.0 時間	25.0 時間	4 時間	4 時間	4 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	4.0 時間			
	達成率	－	－	16.0%			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	－	－	－			
一人あたり 利用時間	計画	25.0 時間	25.0 時間	25.0 時間	4 時間	4 時間	4 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	4.0 時間			
	達成率	－	－	16.0%			

5) 重度障害者等包括支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (時間)	計画	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間
	実績	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間			
	達成率	－	－	－			
利用実人数	計画	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	－	－	－			
一人あたり 利用時間	計画	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	－	－	－
	実績	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間			
	達成率	－	－	－			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、居宅介護の利用実人数は 17 人で、1 ヶ月あたりの平均利用時間は 14.6 時間となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用人数は毎年度増えていますが、一方で一人あたりの利用時間と利用延べ時間は、減少しています。これは、計画相談の効果により、介護保険への移行や、今まで支給決定されてもサービスにつながっていなかった人が、サービス利用につながったことによるものと考えられます。

同行援護は平成 26 年度より定期利用につながった人が 1 人、今後利用する予定の人が 1 人で計 2 人になり、行動援護も定期利用する予定の人が 1 人増えました。重度訪問介護は実績がありませんでした。また、重度障害者等包括支援については、神奈川県内に事業所がないため、利用実績につながらないものと考えられます。

【見込み量設定の考え方】

居宅介護については、平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ時間を見込んでいます。また、同行援護及び行動援護については、平成 29 年度中に利用が見込まれ、重度訪問介護についても今後利用が見込まれることから、これを勘案して推計しています。

なお、重度障害者等包括支援については、神奈川県内に事業所がないため当面は利用がないことが見込まれます。

2 日中活動系サービス

1)生活介護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	1,081 人日	1,176 人日	1,272 人日	1,144 人日	1,209 人日	1,274 人日
	実績	1,023 人日	1,101 人日	1,021 人日			
	達成率	94.6%	93.6%	80.2%			
利用実人数	計画	63 人	68 人	74 人	62 人	65 人	69 人
	実績	54 人	56 人	59 人			
	達成率	85.7%	82.4%	79.7%			
一人あたり 利用日数	計画	17.3 日	17.3 日	17.3 日	18.6 日	18.6 日	18.6 日
	実績	18.9 日	19.7 日	17.3 日			
	達成率	109.5%	113.6%	100.0%			

※平成 29 年度の数値は、6 ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、生活介護の利用実人数は 56 人で、一人あたりの平均利用日数は 19.7 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用実人数が年々増加しているが利用延べ日数にばらつきが生じています。これは、利用者の高齢化に伴い通所できる利用日数が少ないことが要因と思われます。また、一人あたり利用日数は 17 日前後となっており、月の大半を生活介護事業所で過ごしていることがわかります。

生活介護事業所は、障害支援区分 3 以上（50 歳以上は区分 2 以上）の比較的障害の重い人の日中活動の場として役割が期待されています。利用実績が年々増加している要因には、新規利用ニーズが高い一方で、長期にわたり通所が継続されることにあると考えられます。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、特別支援学校卒業予定者で新たに利用すると見込まれるものを加えて、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

2) 自立訓練(機能訓練)

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	16 人日	16 人日	16 人日	17 人日	17 人日	17 人日
	実績	0 人日	22 人日	12 人日			
	達成率	0.0%	137.5%	77.5%			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	1 人	1 人			
	達成率	－	100.0%	100.0%			
一人あたり 利用日数	計画	16.4 日	16.4 日	14.3 日	17.2 日	17.2 日	17.2 日
	実績	0 日	22.0 日	12.4 日			
	達成率	－	134.1%	75.6%			

※平成 29 年度の数値は、6 ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、機能訓練の利用者数は 1 人で、月あたりの平均利用日数は 22 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみても、横ばいの状況が続いています。機能訓練の利用については、1 年 6 ヶ月間となっていることから、長期的な継続利用が生じないためと考えられます。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んでいます。

機能訓練の利用については、1 年 6 ヶ月間の期限があるため、利用実人数の増加は見込まずに推計しています。

3) 自立訓練(生活訓練)

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	15 人日	15 人日	15 人日	12 人日	12 人日	12 人日
	実績	0 人日	0 人日	12 人日			
	達成率	-	-	82.7%			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	1 人			
	達成率	-	-	100.0%			
一人あたり 利用日数	計画	15.1 日	15.1 日	15.1 日	12.4 日	12.4 日	12.4 日
	実績	0 日	0 日	12.4 日			
	達成率	-	-	82.1%			

※平成 29 年度の数値は、6ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

過去 3 年間(平成 27～29 年度)の実績の推移をみると、平成 27 年度から平成 28 年度の利用者数はなく、平成 29 年度は 1 人利用しています。自立訓練(生活訓練)は、利用期間が 2 年間となっていることから、長期的な継続利用が生じないため、利用実績に変動があります。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み(6ヶ月間の実績から推計)より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んでいます。

生活訓練の利用については、2 年間の期限があるため、利用実人数の増加は見込まずに推計しています。

4)就労移行支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	49 人日	66 人日	66 人日	<u>79 人日</u>	<u>79 人日</u>	<u>94 人日</u>
	実績	126 人日	63 人日	<u>41 人日</u>			
	達成率	257.1%	95.5%	<u>61.8%</u>			
利用実人数	計画	3 人	4 人	4 人	<u>4 人</u>	<u>5 人</u>	<u>6 人</u>
	実績	6 人	4 人	<u>4 人</u>			
	達成率	200.0%	100.0%	<u>100.0%</u>			
一人あたり 利用日数	計画	16.4 日	16.4 日	16.4 日	<u>15.7 日</u>	<u>15.7 日</u>	<u>15.7 日</u>
	実績	21.0 日	15.8 日	<u>10.2 日</u>			
	達成率	128.0%	96.0%	<u>62.2%</u>			

※平成 29 年度の数値は、6 ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、就労移行支援の利用者数は 4 人で、一人あたりの平均利用日数は 16 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの状況です。利用者数、一人あたりの利用日数、利用延べ数は減少しています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、特別支援学校卒業予定者で新たに利用すると見込まれるものを加えて、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んでいます。

就労移行支援の利用については、2 年間の期限があるため、利用実人数の増加は見込まずに推計しては増減を勘案して見込んでいます。

5)就労継続支援A型

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	241 人日	259 人日	278 人日	<u>196 人日</u>	<u>214 人日</u>	<u>231 人日</u>
	実績	144 人日	170 人日	<u>164 人日</u>			
	達成率	59.8%	65.6%	<u>59.0%</u>			
利用実人数	計画	13 人	14 人	15 人	11 人	12 人	13 人
	実績	8 人	9 人	10 人			
	達成率	61.5%	64.3%	66.7%			
一人あたり 利用日数	計画	18.5 日	18.5 日	18.5 日	<u>17.8 日</u>	<u>17.8 日</u>	<u>17.8 日</u>
	実績	18.0 日	18.9 日	<u>16.4 日</u>			
	達成率	97.3%	102.1%	<u>88.6%</u>			

※平成 29 年度の数値は、6 ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A 型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A 型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人あたり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、就労継続支援 A 型の利用者数は 9 人で、一人あたりの平均利用日数は 18.9 日となっています。平成 23 年度に近隣地域の複数の地域作業所が就労継続支援 A 型事業所に移行したことで、施設の充実が図られたが、近年は採算が合わずに事業変更する事業者が増えているため、過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績をみると変動があります。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

6)就労継続支援B型

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	564 人日	570 人日	577 人日	<u>715 人日</u>	<u>760 人日</u>	<u>805 人日</u>
	実績	627 人日	598 人日	<u>576 人日</u>			
	達成率	111.2%	104.9%	<u>99.8%</u>			
利用実人数	計画	46 人	46 人	47 人	<u>48 人</u>	<u>51 人</u>	<u>54 人</u>
	実績	39 人	38 人	<u>45 人</u>			
	達成率	84.8%	82.6%	<u>95.7%</u>			
一人あたり 利用日数	計画	12.4 日	12.4 日	12.4 日	<u>14.9 日</u>	<u>14.9 日</u>	<u>14.9 日</u>
	実績	16.1 日	15.7 日	<u>12.8 日</u>			
	達成率	129.7%	126.9%	<u>103.2%</u>			

※平成 29 年度の数値は、6ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B 型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B 型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B 型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、就労継続支援 B 型の利用者数は 38 人で、月あたりの平均利用日数は 15.7 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、利用人数は毎年増えていますが、一方で一人あたりの利用日数と延べ利用人数は減少しています。これは、社会参加の入口として利用する人が多く、A 型事業所への移行をする人や病状によって継続して通うことが難しい人など、利用者の変動が大きいことが要因と考えられます。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

7)就労定着支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	—	—	—			
	実績	—	—	—	1人	2人	2人
	達成率	—	—	—			

※新規事業のため、実績はなし

【国の基本指針】

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【見込み量設定の考え方】

福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

8)療養介護

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	2人	2人	2人			
	実績	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、療養介護の利用者数は 2 人となっています。平成 26 年に近隣地域において療養介護事業所が開所されたことに伴い、入所調整が進められ、現在 2 人が入所しています。なお、現在療養介護の利用を希望する人はいません。

【見込み量設定の考え方】

平成 26 年度に近隣地域において開所された療養介護事業所に入所した人を見込んで推計しています。

9)短期入所

【福祉型】

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	69 人日	86 人日	104 人日	36 人日	40 人日	43 人日
	実績	33 人日	24 人日	24 人日			
	達成率	47.8%	27.9%	23.4%			
利用実人数	計画	22 人	27 人	33 人	11 人	12 人	13 人
	実績	9 人	7 人	9 人			
	達成率	40.9%	25.9%	27.3%			
一人あたり 利用日数	計画	3.2 日	3.2 日	3.2 日	3.3 日	3.3 日	3.3 日
	実績	3.7 日	3.4 日	2.7 日			
	達成率	114.6%	107.1%	84.4%			

※平成 29 年度の数値は、6ヶ月間の実績から推計した見込み

【医療型】

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ (人日)	計画	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
	実績	0 人日	0 人日	0 人日			
	達成率	-	-	-			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	-	-	-			
一人あたり 利用日数	計画	2 日	2 日	2 日	2 日	2 日	2 日
	実績	0 日	0 日	0 日			
	達成率	-	-	-			

※平成 29 年度の数値は、6ヶ月間の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、短期入所の利用者数は 7 人となっています。しかし、平成 26 年度より近隣地域において短期入所の受け入れ先が増えたことに伴い、大幅に実績が増えましたが、その後減少傾向にあります。それは、通所施設への送迎の問題から利用率が下がっていることが要因と考えられます。しかし、町内に短期入所事業所が増えたことにより、今後は増加すると見込まれます。

【見込み量設定の考え方】

福祉型については、平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んだものと、今後通所施設への送迎の問題を解消し、利用を促進した場合及び町内の短期入所事業所の利用による伸びを勘案して推計しています。

医療型については、過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績はありませんが、新たに重心認定を受けた人が利用すると見込み、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を推計しています。

3 居住系サービス

1) 自立生活援助

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	－	－	－			
	実績	－	－	－	1人	1人	1人
	達成率	－	－	－			

※新規事業のため、実績はなし

【国の基本指針】

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【見込み量設定の考え方】

一人暮らしを希望する障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数及び入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込んでいます。

2) 共同生活援助

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	14 人	16 人	20 人	23 人	26 人	29 人
	実績	15 人	17 人	20 人			
	達成率	107.1%	106.3%	100.0%			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

また、グループホームに~~第一の一の3~~地域生活支援拠点等の機能を付加的に集約して整備する場合においては、当該地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、共同生活援助の利用者数は 17 人となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、大幅に増えています。同 28 年度は、家庭の事情や本人の自立目的から入所する人が増えました。また、同 29 年度に町内の施設が拡大されたことにより、さらに入所する人が増えました。

共同生活援助は、将来の親亡き後を見据え高いニーズがあり、今後も増えていくと考えられます。

【見込み量設定の考え方】

把握しているニーズや、施設入所から地域生活へ移行する人の数、入院中の精神障害のある人のうち、地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数を勘案して、見込んでいます。

共同生活援助の利用は、ニーズが高い反面、サービス提供事業所の確保に課題がありますが、障害者計画において重点施策となっていることから、平成 32 年度に向けた体制整備を勘案し、人数を見込んでいます。

3)施設入所支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	15 人	15 人	15 人	16 人	16 人	16 人
	実績	15 人	17 人	15 人			
	達成率	100.0%	113.3%	100.0%			

【国の基本指針】

平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2%以上を削減することとし、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、施設入所支援の利用者数は 17 人となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績をみると、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの状況です。

【見込み量設定の考え方】

平成 30 年 3 月末時点で、16 人の利用が見込まれます。前計画からの進捗状況とあわせて、国の基本指針に基づき、実績から推計しています。

4 指定相談サービス

1) 計画相談支援

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	20 人	21 人	23 人	25 人	27 人	29 人
	実績	20 人	15 人	23.3 人			
	達成率	100.0%	71.4%	101.3%			

実人数(各年度 3 月末現在)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス等利用計画作成数	計画	144 人	155 人	167 人	162 人	174 人	185 人
	実績	132 人	151 人	145 人			
	達成率	91.7%	97.4%	86.8%			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、計画相談支援利用者は 151 名で、月あたりの利用人数は 15 人となっています。

平成 27 年度以降、障害福祉サービスを支給決定する際には、サービス等利用計画が必要になり、平成 29 年 9 月現在、サービス等利用計画作成率は 100%となっています。

【見込み量設定の考え方】

自立支援給付事業の主な事業について、各年度の増加率を算出し、それらの平均値から見込み量を推計しています。

2)地域相談支援(地域移行支援)

(年単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	0 人	0 人			
	達成率	100.0%	-	-			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定にあたっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

過去3年間（平成 27～29 年度）の地域移行支援の実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6ヶ月間の実績から推計）と今後の利用見込みを推計しています。

3)地域相談支援(地域定着支援)

(年単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	-	-	-			

【国の基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

過去3年間（平成 27～29 年度）の実績をみると、地域定着支援の実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6ヶ月間の実績から推計）では、実績はありませんが、地域移行支援に準じて今後の利用見込みを推計しています。

2. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の概要

1 必須事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障害者への理解を深めるための研修・啓発を行います。
障害者福祉活動事業助成等 ※ (自発的活動支援事業)	ピアサポートや社会活動支援など、障害者、家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
成年後見制度利用支援事業 ※	成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な人に補助をする事業です。
成年後見制度法人後見支援事業 ※	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施します。
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、区役所手話通訳者設置等、障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付または貸与します。
意思疎通支援者養成事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障害者の日常生活・社会生活を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

※これらの事業については、現在実施しておりません。今後ニーズ等の状況をみながら検討します。

2 任意事業

事業名	内容
更生訓練費給付事業	身体障害者施設に入所し、更生訓練を受けている身体障害のある人に、更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	重度の障害により自宅での入浴が困難な人に、自宅へ移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。

(2) 地域生活支援事業の見込み量

1 必須事業

1) 理解促進研修・啓発事業

(年単位)

事業	実績値	見込み量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	2 回	2 回	2 回	2 回

【町の現状と実績】

葉山町自立支援協議会では、障害についての正しい知識の普及が必要であるとの意見が出ていることから、障害のある人となない人が交流できる場等の効果的な普及・啓発に係る事業運営について、検討しています。

【見込み量設定の考え方】

葉山町自立支援協議会の中で、企画・検討されている事業について、年間の開催回数を見込んでいます。

2) 相談支援事業

(年単位)

事業			実績値			見込み量		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
① 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	計画	3 箇所	3 箇所	4 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
		実績	3 箇所	3 箇所	3 箇所			
		達成率	100.0%	100.0%	75.0%			
	基幹相談支援センターの設置の有無		無	無	無	無	有	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有

【町の現状と実績】

平成 29 年 10 月現在、社会福祉法人湘南の風「支援センター風」、NPO 法人地域生活サポートまいんど「地域生活サポートセンターとらいむ」及び NPO 法人青い麦の会「こころの相談室ポート」の 3 事業所に相談支援事業を委託しています。

【見込み量設定の考え方】

現在、相談支援事業は、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援の 3 つの事業が設定されています。町では、~~一般相談支援を 3 事業所に委託していますが、町内に事業所があるのは、精神障害の相談支援事業所 1 箇所のみとなるため、身体障害、知的障害においても町内で相談支援が提供できるよう見込み量を定めております。~~

~~また、~~地域生活支援拠点等の設置に向け、地域の相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、権利擁護、地域移行・地域定着支援及び地域ネットワークの構築等に関する業務を担う基幹相談支援センター ~~につきましても、相談支援事業所の設置とあわせて~~を検討していきます。

3)意思疎通支援事業

(年単位)

事業			実績値			見込み量		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①手話通訳者派遣事業	実利用見込み件数	計画	40 件	40 件	40 件	25 件	25 件	25 件
		実績	26 件	24 件	25 件			
		達成率	65.0%	60.0%	62.5%			
②手話通訳者設置事業 (毎週月曜日の 13:00~15:00)	実設置見込み者数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		実績	1 人	1 人	1 人			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

【町の現状と実績】

現在、聴覚に障害のある人の窓口でのコミュニケーションを支援するため、毎週月曜日の 13:00 から 15:00 まで、町役場福祉課に手話通訳者を設置しています。

また、聴覚に障害のある人の外出先でのコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の派遣事業を行っています。

【見込み量設定の考え方】

手話通訳者の設置人数は、平成 29 年度以降も現行どおりの人数を見込んでいます。
派遣事業については、過去 3 年間（平成 27~29 年度）の実績の平均利用件数から推計しています。

また、要約筆記者派遣事業については、ニーズを調査し、事業の実施方法や実現の可能性について検討していきます。

4) 日常生活用具給付事業

(年単位)

事業		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計	計画	142 件	151 件	160 件	143 件	148 件	153 件
	実績	122 件	128 件	139 件			
	達成率	85.9%	84.8%	86.9%			
介護・訓練支援用具	計画	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件	2 件
	実績	3 件	1 件	2 件			
	達成率	300.0%	100.0%	200.0%			
自立生活支援用具	計画	3 件	3 件	3 件	2 件	2 件	2 件
	実績	2 件	1 件	4 件			
	達成率	66.7%	33.3%	133.3%			
在宅療養等支援用具	計画	1 件	1 件	1 件	3 件	3 件	3 件
	実績	2 件	4 件	3 件			
	達成率	200.0%	400.0%	300.0%			
情報・意思疎通支援用具	計画	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
	実績	3 件	1 件	1 件			
	達成率	150.0%	50.0%	50.0%			
排泄管理支援用具	計画	135 件	144 件	153 件	134 件	139 件	144 件
	実績	112 件	121 件	129 件			
	達成率	83.0%	84.0%	84.3%			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	実績	0 件	0 件	0 件			
	達成率	-	-	-			

※平成 29 年度の数値は、上半期 6 ヶ月の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

申請者は年々増加しており、特に、排泄管理支援用具の申請者が大きな割合を占めています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（上半期 6 ヶ月の実績から推計）の平均値及び増加数を基に、各年度の総申請者数を見込んでいます。

5)意思疎通支援者養成事業

(年単位)

事業	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成講座 (基礎課程)	26 人	28 人	26 人	27 人	27 人	27 人
手話奉仕員養成講座 (上級課程)	15 人	15 人	17 人	16 人	16 人	16 人
手話奉仕員養成講座 (フォローアップ)	8 人	8 人	11 人	9 人	9 人	9 人

【町の現状と実績】

聴覚障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、手話奉仕員を養成しています。基礎講座については、受講者は増加傾向にあります。平成 26 年度に受講者の中から手話通訳者の資格試験の合格者が 1 人出ました。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込みの平均値を基に、各年度の受講者数を見込んでいます。あわせて、各講座の定員の参加を目指していきます。

6)移動支援事業

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	計画	17 箇所	17 箇所	17 箇所	22 箇所	23 箇所	24 箇所
	実績	17 箇所	20 箇所	21 箇所			
	達成率	100.0%	117.6%	123.5%			
利用延べ (時間)	計画	310.0 時間	320.0 時間	330.0 時間	<u>452.1 時間</u>	<u>493.2 時間</u>	<u>534.3 時間</u>
	実績	333.0 時間	422.5 時間	<u>393.0 時間</u>			
	達成率	107.4%	132.0%	<u>119.1%</u>			
利用実人数	計画	31 人	32 人	33 人	33 人	36 人	39 人
	実績	25 人	29 人	30 人			
	達成率	80.6%	90.6%	90.9%			
平均利用量	計画	10.0 時間	10.0 時間	10.0 時間	<u>13.7 時間</u>	<u>13.7 時間</u>	<u>13.7 時間</u>
	実績	13.3 時間	14.6 時間	<u>13.1 時間</u>			
	達成率	133.2%	145.7%	<u>131.0%</u>			

※平成 29 年度の数値は、6ヶ月間の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、移動支援事業の利用実人数は 29 人で、1 ヶ月あたりの平均利用時間は 14.6 時間となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用実人数は毎年増加しています。これは、今まで支給決定されてもサービス利用につながっていなかった人が、サービス利用につながったことによるものと考えられます。利用人数の増加に伴い、実施箇所も年々増えています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

7)地域活動支援センター事業

(年単位)

			実績値			見込み量		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
町内	実施箇所	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
	利用実人数	計画	65 人	65 人	65 人	72 人	77 人	82 人
		実績	58 人	61 人	67 人			
		達成率	89.2%	93.8%	103.0%			
町外	実施箇所	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
	利用実人数	計画	14 人	14 人	14 人	5 人	5 人	5 人
		実績	12 人	15 人	5 人			
		達成率	85.7%	107.1%	35.7%			

※平成 29 年度の数値は、6 ヶ月間の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

町では、精神障害のある人を対象に、地域活動支援センター事業を町内外で実施しています。町外の地域活動支援センター事業については、鎌倉市及び逗子市とともに、制度が創設された平成 18 年度から NPO 法人地域生活サポートまいんどに委託し、地域生活サポートセンターとらいうとして、事業を実施してきました。平成 29 年 3 月現在、15 人が利用しています。一方、町内における日中活動等の場のニーズが高まったことを受け、平成 22 年 10 月から、NPO 法人青い麦の会に地域活動支援センター事業を委託し、葉山町地域活動支援センター ポートとして、事業を開始しました。平成 29 年 3 月現在、61 人が利用しています。~~両事業所ともに過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用実人数は若干の増加傾向が見られます。~~

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6 ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。また、町内の地域活動センター ポートの移転に伴い利用者数の増加を見込んでいます。

2 任意事業

1) 更生訓練費給付事業

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所			
	達成率	-	-	-			
利用実人数	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
	達成率	-	-	-			

【町の現状と実績】

平成 18 年度以降、毎年 1 人が利用していましたが、平成 23 年度以降利用者はいません。

【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度以降実績はありませんが、就労移行支援及び自立訓練に準じて今後の利用見込みを推計しています。

2) 日中一時支援事業

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	計画	7 箇所	7 箇所	7 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	実績	6 箇所	6 箇所	6 箇所			
	達成率	85.7%	85.7%	85.7%			
利用量	計画	6.0 人日	8.0 人日	10.0 人日	7.8 人日	10.4 人日	13.0 人日
	実績	0 人日	1.0 人日	5.0 人日			
	達成率	0%	12.5%	50.0%			
利用実人数	計画	6 人	8 人	10 人	8 人	11 人	14 人
	実績	0 人	1 人	5 人			
	達成率	0%	12.5%	50.0%			
平均利用量	計画	1.0 日	1.0 日	1.0 日	1.3 日	1.3 日	1.3 日
	実績	0 日	1.0 日	1.3 日			
	達成率	0%	100.0%	130.0%			

※平成 29 年度の数値は、6ヶ月間の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、日中一時支援の利用実人数は 1 人で、利用量は 1 日となっています。過去 3 年間（平成 27～29 年度見込み）の実績の推移をみると、利用実人数及び平均利用量は年度によりばらつきがあります。これは、当該事業の利用目的が介助者のレスパイトを図ることにあることから、万一に備え支給決定を受け、緊急時や休息を必要とする際に利用していることが要因となっています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6ヶ月間の実績から推計）より平均増減数を算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

3)訪問入浴サービス事業

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	計画	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	実績	3 箇所	3 箇所	3 箇所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
利用実人数	計画	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	1 人	1 人			
	達成率	-	-	-			

※平成 29 年度の数値は、6ヶ月間の実績から推計した見込み

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、訪問入浴サービス事業の利用実人数は 1 人となっています。実施箇所については、平成 26 年 5 月から利用者が事業所を自由に選択でき、安心してサービスを利用できる仕組みに変更しました。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（6ヶ月間の実績から推計）を参考に、1 ヶ月あたりの利用者数を見込んでいます。

第3章 障害児支援事業の見込み量

サービスの見込み量の単位の考え方は次のとおりです。

【人】 実利用者数

【人日】 「(利用実人数) × (一人あたり利用日数)」で算出されるサービスの総量

1. 障害児支援

(1) 障害児支援の概要

事業名		内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	未就学児の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進するものです。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。 また、対象者が拡大され、乳児院や児童養護施設に入所している障害児にも訪問支援が可能となりました。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児が、通所による児童発達支援を受けることが困難な場合、居宅において児童発達支援を提供します。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害児を対象に、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の2つのサービスを提供します。 (障害児支援利用援助) 障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。 (継続障害児支援利用援助) 利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います(モニタリング)。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	障害種別に応じた支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外を受け入れた場合にも、その障害に応じた適切な支援を提供します。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 他
	医療型障害児入所施設	障害種別に応じた支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外を受け入れた場合にも、医療を含め、その障害に応じた適切な支援を提供します。 ・疾病の治療 ・看護 ・医学的管理のもとにおける食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 他

(2) 障害児支援事業の見込み量

1 障害児通所支援

1) 児童発達支援

(月単位)

	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年	平成 32 年度
利用延べ(人日)	120 人日	116 人日	139 人日	141 人日	155 人日	171 人日
利用実人数	21 人	34 人	40 人	41 人	47 人	54 人
一人あたり利用日数	5.7 日	3.4 日	3.5 日	3.4 日	3.3 日	3.2 日

※平成 29 年度の数値は、上半期 5 ヶ月の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、児童発達支援の利用者数は 34 人となっています。町内には町立のたんぼぼ教室と民間の児童発達支援事業所が 2 箇所あり、過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、少しずつ増加しています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（上半期 5 ヶ月の実績から推計）との伸び率により算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。

町立のたんぼぼ教室の利用者は、年度により利用者の増減があり、民間の児童発達支援事業所の利用は、ある程度の対象者は利用しており、少しずつの増加を見込んでいます。

2)放課後等デイサービス

(月単位)

	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年	平成 32 年度
利用延べ(人日)	158 人日	249 人日	286 人日	351 人日	416 人日	481 人日
利用実人数	12 人	17 人	22 人	27 人	32 人	37 人
一人あたり利用日数	13.2 日	14.6 日	13 日	13 日	13 日	13 日

※平成 29 年度の数値は、上半期 5 ヶ月の実績から推計した見込み

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

平成 29 年 3 月現在、放課後等デイサービスの利用者数は 17 人で、1 人あたり平均利用日数は 14.6 日となっています。平成 27 年に葉山児童デイ結、平成 28 年に葉山あけぼの園が開設し、町内には民間の放課後等デイサービス事業所が 2 箇所となり過去 3 年間（平成 27～29 年度）の実績の推移をみると、大幅に利用者は増加しています。

【見込み量設定の考え方】

平成 27 年度実績から平成 29 年度見込み（上半期 6 ヶ月の実績から推計）との伸び率により算出し、利用実人数及び各年度の利用延べ日数を見込んで推計しています。ある程度の手帳を取得し、サービスを利用できる対象者は利用しており、就学する児童（新 1 年生）が新たに利用し、利用者は少しずつ増加することを見込んでいます。

3)障害児相談支援

(月単位)

事業	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	3 人	4 人	4 人	5 人	6 人	7 人

実人数(各年度 3 月末現在)

	実績値			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児支援利用計画作成数	25 人	26 人	27 人	32 人	37 人	42 人

【国の基本指針】

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【町の現状と実績】

障害児通所支援を支給決定する際に障害児支援利用計画案が必ず必要であるため、平成 26 年度から順次障害児相談支援の導入を進めており、平成 28 年度末現在、障害児支援利用計画案作成率は 100 %となっています。障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援事業所は増えており、障害児支援利用計画を作成する事業所は 1 つの事業所に集中しないようにしています。

【見込み量設定の考え方】

障害児通所支援の事業について、各年度の児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者の見込み量から算出し、見込み量を推計しています。なお、障害児支援利用計画案に相当するプランを保護者が自ら作成するセルフプランの提出が多く見込まれるため、障害児相談支援の利用実人数は障害児通所支援の利用者と比べると少なくなっています。

第4章 サービスの確保策

1) 専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

2) 確実な情報提供

障害者総合支援法に基づく支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や町民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

3) 施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、神奈川県、近隣市、社会福祉協議会やサービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

また、葉山町自立支援協議会において、不足する社会資源の開発や改善策を検討します。

4) サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、入口となる相談窓口をわかりやすくし、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

第5章 障害福祉サービスの目標値

目標1：福祉施設の入所者の地域生活への移行（障害福祉計画）

- (1) 平成28年度末の施設入所者のうち、平成32年度までに地域生活へ移行する人数を、2名とします。
- (2) 平成32年度末の施設入所者総数について、平成28年度末の施設入所者から1名減少することを目指します。

【目標設定】

項目		数値	備考
(A)	【実績】 平成28年度末入所者数	17人	平成28年度末の実績
(B)	【目標値】 地域生活移行数	2人	(A)のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数の目標値
(C)	地域生活移行率	12%	国の目標は9%以上 (B/A)
(D)	【見込み】 新たな施設入所支援利用者	1人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
(E)	【見込み】 平成32年度末入所者数	16人	平成32年度末の利用人員見込み (A-B+D)
(F)	【目標値】 入所者削減見込み	1人	差引減少見込み数 (A-E)
(G)	削減率	6%	国の目標は2%以上 (F/A)

【国指針の主旨】

- 平成28年度末時点の入所施設の入所者の9%以上が地域生活に移行
- 平成32年度末時点の入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減することを基本とする

【神奈川県の方針】

- ・県は地域生活移行の促進に係る取組みを進めることにより、平成 32 年度末までの地域生活移行に係る目標値を、国が示す 9%の地域生活への移行よりも多くの地域生活への移行をめざしていくこととしたい。
- ・平成 29 年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障害者の状況や生活の場に関する意思の確認、今後県の地域生活移行の促進の取組みなどを総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・神奈川県では、平成 25 年度末時点の施設入所者数 5,053 人に対し、平成 25 年 10 月 1 日時点の施設入所者数は 3.2%（162 人）の減で 4,891 人であり（県計画の減少見込みは平成 29 年度末時点で 2%（118 人）の減）、目標の達成はできると考えられる。
- ・本県の人口 10 万人当たりの施設入所者数は、他県と比べて入所施設が少ない上に、児童福祉法の改正に伴う加齢児の受入れなども考慮すると、現状において、国の指針をそのまま適用することは著しく困難な実情にある。

【目標の達成に向けて】

- グループホームなどの生活基盤整備については、近隣市と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、居宅介護や短期入所、日中活動の場、身近な相談先などがまず必要となります。平成 30 年度より新たに開始される自立生活援助を活用し、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

目標２：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (障害福祉計画)

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を可能にするためには、地域精神保健医療福祉の一体的な取組みを図る必要があります。

町では、障害や疾病の有無に関わらずお互いに支え合い、地域で安心して暮らすことのできる体制づくりを進めるとともに、近隣市町村との連携により、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援します。

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【神奈川県の方針】

- ・各市町村がそれぞれの計画に成果目標として、協議の場の設置について記載する。
- ・市町村の精神障害に関する保健・医療・福祉関係者による協議の場については、市町村協議会の活用が想定される。

【目標の達成に向けて】

- 神奈川県及び近隣市との連携を図り、地域の課題の把握に努めるとともに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、様々な課題の解決に向けた取り組みを実施していきます。
- 葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画や葉山町地域福祉計画・葉山町地域福祉活動計画と連携し、葉山町が目指す地域包括ケアシステムの構築を図り、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことの出来る体制作りを行います。

目標３：地域生活支援拠点等の整備（障害福祉計画）

障害者本人の高齢化・重度化や、「親亡き後」を見据えて、葉山町自立支援協議会において障害のある人のニーズを把握するとともに、既存の障害福祉サービス等の整備状況等を勘案して地域の課題を共有し、神奈川県が実施する事業を活用しながら近隣市と連携を図り、地域に必要なサービス提供の体制づくりを強化します。

また、相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターについては、町の中に必要な機能であり、地域生活支援拠点等の機能として併せて設置していきます。

【国指針の主旨】

- ・障害のある人の地域での生活を支援する地域生活支援拠点又は面的な体制について、平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする

【神奈川県の考え方】

- ・各市町村の個別の状況に応じ、十分なサービスの提供を実施するため、市町村単独、又は社会資源が少ない市町村においては、市町村間の連携をして地域生活支援拠点等の整備を成果目標として設定する。

【目標の達成に向けて】

- 葉山町自立支援協議会において、障害のある人のニーズ等を吸い上げ、地域の課題の把握に努めるとともに、不足する社会資源に対する対応策や、様々な課題の解決に向けた取り組みを実施していきます。
- 神奈川県及び近隣市との連携を図り、神奈川県事業を活用する。
- 基幹相談支援事業所の設置と併せて相談支援事業の強化を図り、各関係機関が連携し、障害のある人のニーズ等やライフステージに応じたきめ細かな支援を行っていきます。

目標4：福祉施設から一般就労への移行等（障害福祉計画）

- (1) 平成32年度末までに福祉施設利用者から「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人数を年間5名以上とします。
- (2) 平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を6名以上とします。

【目標設定】

①平成32年度中に一般就労に移行する人の数

項目		数値	備考
(A)	【実績】 平成28年度の一般就労移行者数	3人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
(B)	【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	5人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
(C)	一般就労移行率	1.7倍	国の目標は1.5倍以上 (B/A)

②平成32年度中に就労移行支援事業を利用する人の数

(D)	【見込み】 平成28年度末「就労移行支援」事業利用者数	4人	平成28年度末における「就労移行支援」事業の利用者数
(E)	【目標値】 平成32年度末「就労移行支援」事業利用者数	<u>6人</u>	平成32年度末における「就労移行支援」事業の利用者数
(F)	「就労移行支援」事業利用者の増減率	<u>5割</u>	国の目標は2割以上増加 (E-D)/D

③平成32年度中における就労移行支援事業所数

(G)	【見込み】 平成28年度末就労移行支援事業所数	0施設	平成28年度末の就労移行支援事業所数
(H)	【目標値】 平成32年度末就労移行支援事業所数	0施設	平成32年度末に就労移行支援事業所数

④一年後の職場定着率

(K)	就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	<u>平成31年度</u>	国の目標は8割以上
		<u>8割</u>	
		<u>平成32年度</u>	
		<u>8割</u>	

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度において、障害のある人の福祉施設利用者のうち、「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、同 28 年度の移行実績の 1.5 倍以上となることが望ましい。
- ・上記目標値の達成のため、平成 32 年度末における「就労移行支援」事業の利用者数が同 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加することと、事業所ごとの就労移行率について、「就労移行支援」事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

【神奈川県の方針】

- ・平成 32 年度における福祉施設から一般就労への移行に係る目標値については、平成 28 年度の一般就労への移行実績（1,121 人）の 1.5 倍以上とするという国の指針を踏まえつつ、具体的には、これまでの実績、福祉施設を利用している障害者の状況やニーズ、就労移行支援事業の整備状況、ハローワーク等の労働施策との連携体制などを総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数の 2 割以上増加するという国の基本指針の目標を基本としつつ、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数に係る目標値については、平成 29 年度の動向を含むこれまでの実績、福祉施設を利用している障害者の状況やニーズ、就労移行支援事業所の状況などを総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・自市町村の就労移行支援事業所の実利用者の就労移行率が、3 割以上の事業所の数を確認し、市町村愛の事業所全体の 5 割以上とすることを目指すという国の基本指針の趣旨を尊重しつつ、市町村の就労移行支援事業所の開設予定や、障害者の状況などを勘案し、地域の実情に応じて設定する。
- ・就労移行支援事業所単位で目標を設定することから、市町村の就労支援移行事業所に他市町村の利用者も含めて目標とする。
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1 年後の職場定着率を 8 割以上とする、国の基本指針の成果目標を基本とし、「第 5 期障害福祉計画（第 1 期障害児福祉計画）」に係る Q & A では、「「就労定着支援事業」については、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績を踏まえて一般就労に移行した人数を勘案し算出することが考えられる。」とされていることから、それらの実績を勘案し、地域の実情に応じて設定する。

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、近隣市との連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。
- 就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、町内の就労支援策の充実に努めます。
- 一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

目標５：障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

- （１）平成３２年度末までに、児童発達支援センター１カ所の設置を目指します。
- （２）平成３０年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を進めます。
- （３）平成３２年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進めます。
- （４）平成３２年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所１カ所の確保を目指します。

【国指針の主旨】

- ・平成３２年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１ヶ所以上設置することを基本とする。
- ・平成３２年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成３２年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１ヶ所以上確保することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成３０年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【神奈川県の方針】

- ・各市町村の児童発達支援センターの整備について市町村単位で整備を基本とするが、市町村単位での整備が困難な場合もあることから、市町村間の連携を含め地域実情に合わせた成果目標を設定する。
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する成果目標を設定する。
- ・各市町村の重症心身障害児のための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備について、市町村単位で整備が困難な場合もあることから、市町村には地域実情に合わせた成果目標を設定する。
- ・各市町村がそれぞれの計画に成果目標として、協議の場の設置について記載する。
- ・市町村の協議の場については、市町村協議会と連携をとった上で市町村協議会の活用も想定される。

【目標の達成に向けて】

- （１）児童発達支援センターの確保については、町直営の療育支援施設「たんぽぽ教室」の機能強化や近隣市の事業所の広域利用を検討していきます。
- （２）保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置については、既存の葉山町発達支援システム会議や葉山町自立支援協議会との連携を検討していきます。
- （３）現在、町は保育所等訪問支援を行っていませんが、町内の保育園、幼稚園には、保健師や臨床心理士、言語聴覚士による巡回相談により、園への助言や支援といった地域支援を行っています。今後は、児童のライフステージに応じた切れ目ない支援のため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を目指していきます。
- （４）重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、実施可能な事業所を確保できるよう、近隣市との連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。

第4編：計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1. 計画の周知と住民の理解促進

本計画は、障害者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障害者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障害のある人もない人も共に暮らす地域の実現のために、町民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

■ 障害者支援制度の周知の強化

○障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

■ 障害者ニーズの把握と取り組みへの反映

2. 庁内における進捗評価の体制

○庁内における適切な進行管理

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障害のある人と関わり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

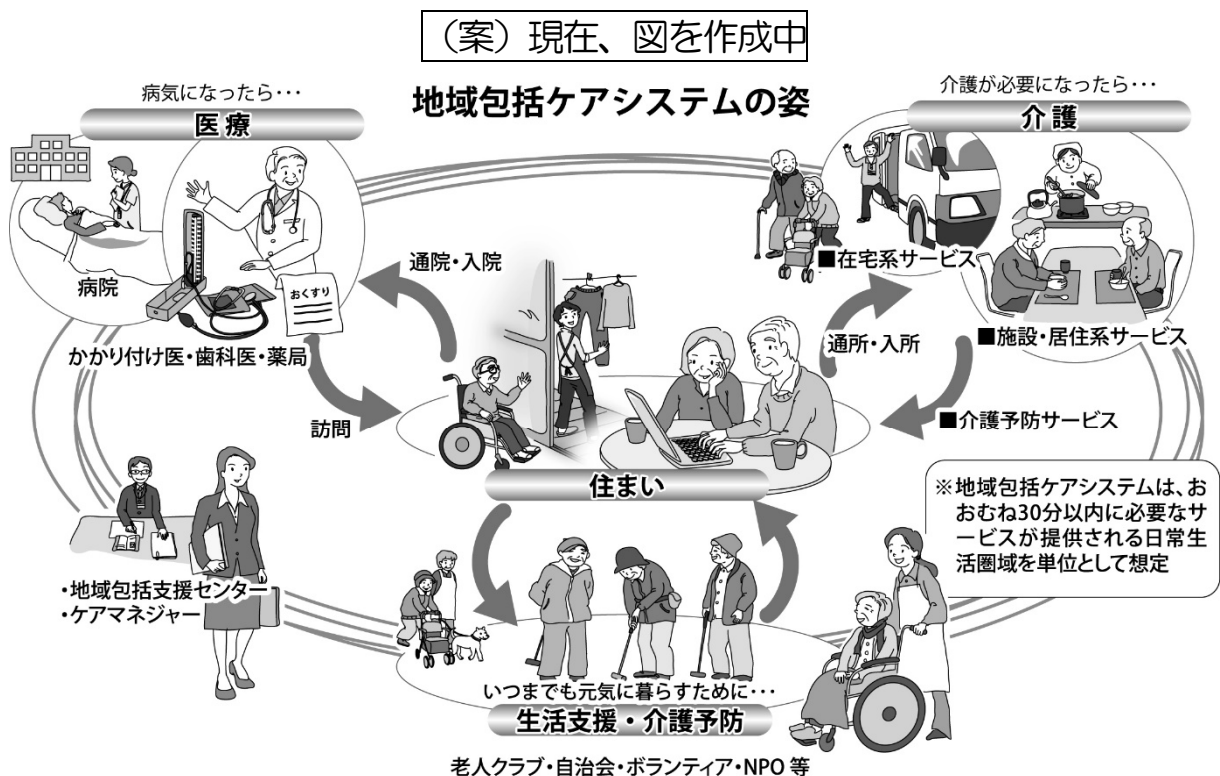
■ 町職員の障害福祉に関する知識と意識の向上

3. 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画や葉山町地域福祉計画・葉山町地域福祉活動計画と連携し、葉山町が目指す地域包括ケアシステムの構築を図り、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことの出来る体制作りを行うことで、町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている葉山町自立支援協議会を活用し、町の障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。



4. 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体と意見交換を行い、また、葉山町自立支援協議会を活用しながら、計画の進捗状況を把握・検証し、計画の着実な推進に努めます。

5. 国・県との連携

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。

このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、障害のある人を取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

第 5 編：資料編

1. 葉山町障害者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者のための施策に係る基本的な計画に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 指定相談支援事業者の職員
- (4) 障害福祉に関するサービスを提供する事業者の職員
- (5) 地域福祉関係者
- (6) 保健、医療、教育又は雇用関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月14日から施行する。

2. 葉山町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

種 別 (条項)	氏 名	備 考
学識経験を有する者 (第3条第1項第1号)	在原 理恵	神奈川県立保健福祉大学 准教授
障害者団体の代表者 (第3条第1項第2号)	小菅 信哉	葉山町身体障害者福祉協会
	杉野 三千代	葉山町手をつなぐ育成会
	檜原 絢子	NPO 法人 青い麦の会
指定相談支援事業者の職員 (第3条第1項第3号)	菊池 一美	社会福祉法人 湘南の風 支援センター風 施設長
	大櫛 重光	NPO 法人 地域生活サポートまいんど 地域生活サポートセンターとらいむ 副施設長
	雨宮 由美	NPO 法人 青い麦の会 こころの相談室 ポート 施設長
障害福祉に関するサービスを提供する事業者の職員 (第3条第1項第4号)	萩原 崇至	葉山はばたき 施設長 修正します
	鈴木 創	社会福祉法人 湘南の風 グループホーム ジャストサイズ 施設長
	柿本 啓子	葉山児童デイ 結 代表
地域福祉関係者 (第3条第1項第5号)	青木 英子	葉山町民生委員児童委員協議会 障がい福祉部会長
	加藤 智史	葉山町社会福祉協議会 事務局長
保健、医療、教育又は雇用関係者 (第3条第1項第6号)	守屋 恵子	神奈川県立武山養護学校 支援部長
	谷 英明	よこすか障害者就業・生活支援センター 施設長
	今井 昭子	葉山町立葉山小学校 通級指導教室（ことば・きこえの教室）総括教諭
関係行政機関の職員 (第3条第1項第7号)	中丸 由美子	鎌倉保健福祉事務所 保健予防課長

3. 葉山町障害者福祉計画策定経過

	開催日	審議事項の概要
第1回	平成29年 5月29日(月)	・委員長及び副委員長の選任について ・委員会の公開について ・葉山町障害者福祉計画の改訂について
	平成29年 6月15日(木)	葉山町自立支援協議会（運営委員会）
第2回	平成29年 7月31日(月)	・現行計画の概要について
	平成29年 8月 8日(火)	葉山町自立支援協議会（運営委員会）
	平成29年 9月 5日(火)	葉山町自立支援協議会（全体会）
第3回	平成29年10月11日(水)	・葉山町障害者福祉計画（素案）について
第4回	平成29年11月29日(水)	・葉山町障害者福祉計画（素案）について
パブリック・コメント実施（平成29年12月11日～平成30年 1月 9日）		
第5回	平成30年 2月予定	・パブリック・コメントの結果について ・葉山町障害者福祉計画（素案）について

葉山町
障害者福祉計画

平成 30 年 3 月

発行 葉山町 福祉課 障害福祉係
〒240-0192
神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
電話 046-876-1111（代表）

計画の本編は葉山町ホームページで公表しています。
葉山町役場福祉課で配布又は閲覧することができます。
